

令和三年九月 十日開会
令和三年九月二十八日閉会

令和三年第三回定例会会議録

西之表市議会

令和三年第三回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 九月十日（金）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	七
八板市長	七
一、議案審議	一〇
報告第一六号 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第五号））	一〇
奥村財産監理課長説明	一〇
田添辰郎君質疑	一一
高石経済観光課長	一一
下川和博君質疑	一三
杉 為昭君質疑	一三
田添辰郎君反対討論	一四
一、休 憩	一六
一、再 開	一六
一、発言の申出	一六
八板市長	一六
一、議案審議	一六

議案第四四号	西之表市公平委員会委員の選任について	一六
八板市長説明	一六
議案第四五号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	一八
八板市長説明	一九
一、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	二一
一、休 憩	二二
一、再 開	二二
一、議案審議	二二
議案第四六号	西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	二二
川畑市民生活課長説明	二三
議案第四七号	西之表市過疎地域持続的発展計画の策定について	二三
森企画課長説明	二三
議案第四八号	令和三年度西之表市一般会計補正予算(第六号)	二五
奥村財産監理課長説明	二五
議案第四九号	令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	二七
長野健康保険課長説明	二七
議案第五〇号	令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	二八
川畑市民生活課長説明	二八
議案第五一号	令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	二八
岩下農林水産課長説明	二九
議案第五二号	令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	二九
下川高齢者支援課長説明	二九
議案第五三号	令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	三〇

長野健康保険課長説明	三〇
議案第五四号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	三一
高橋水道課長説明	三一
一、休 憩	三一
一、再 開	三一
一、議案審議	三一
認定第一号 令和二年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	三二
奥村財産監理課長説明	三二
一、決算特別委員会の設置及び構成	三四
一、決算特別委員会委員の選任	三五
一、議案審議	三五
認定第二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	三五
長野健康保険課長説明	三五
長野広美さん質疑	三七
長野健康保険課長	三七
認定第三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	三七
川畑市民生活課長説明	三七
認定第四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	三八
岩下農林水産課長説明	三八
一、休 憩	三九
一、再 開	三九
一、議案審議	四〇
認定第五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	四〇

下川高齢者支援課長説明	四〇
認定第六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	四一
長野健康保険課長説明	四一
認定第七号 令和二年度西之表市水道事業会計決算認定について	四三
高橋水道課長説明	四三
報告第一七号 令和二年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について	四四
岩下農林水産課長説明	四五
一、請願・陳情の委員会付託	四六
一、日程報告	四七
一、散 会	四七

第二号 九月十三日(月)

一、開 議	五三
一、諸般の報告	五三
一、一般質問	五三
下川和博君	五三
八板市長	五四
長野健康保険課長	五五
山崎学校教育課長	五七
奥村財産監理課長	五九
上妻建設課長	五九
森企画課長	六〇
一、休 憩	六二

一、再 開	六二
一、一般質問	六二
濱島明人君	六二
長野健康保険課長	六二
八板市長	六四
森企画課長	七〇
一、休 憩	七〇
一、再 開	七〇
一、一般質問	七〇
遠藤建次郎君	七〇
岩下農林水産課長	七一
八板市長	七二
森企画課長	七四
一、休 憩	七八
一、再 開	七八
一、一般質問	七八
河本幸男君	七八
奥村財産監理課長	七九
中野副市長	八一
八板市長	八二
森企画課長	八三
一、休 憩	八五
一、再 開	八五

一、一般質問	八五
橋口好文君	八六
岩下農林水産課長	八六
八板市長	八八
一、休憩	九四
一、再開	九四
一、一般質問	九四
竹下秀樹君	九四
山崎学校教育課長	九四
松下総務課長	九八
八板市長	九九
高石経済観光課長	一〇〇
一、休憩	一〇二
一、再開	一〇三
一、一般質問	一〇三
渡辺道大君	一〇三
長野健康保険課長	一〇三
八板市長	一〇五
森企画課長	一〇六
一、日程報告	一〇九
一、散会	一〇九

一、開 議	一五
一、一般質問	一五
橋口美幸さん	一五
八板市長	一六
長野健康保険課長	一〇
山崎学校教育課長	一〇
高石経済観光課長	一一
一、休 憩	一一
一、再 開	一一
一、一般質問	一一
宇野裕未さん	一三
長野健康保険課長	一四
高石経済観光課長	一七
松下総務課長	一八
八板市長	一九
下川福祉事務所長	一九
山崎学校教育課長	二〇
森企画課長	三一
一、休 憩	三一
一、再 開	三一
一、一般質問	三一
長野広美さん	三三
川畑市民生活課長	三三

八板市長	一三五
森企画課長	一三六
一、休憩	一三九
一、再開	一三九
一、一般質問	一三九
杉 為昭君	一三九
八板市長	一四〇
長野健康保険課長	一四二
高石経済観光課長	一四五
一、休憩	一四七
一、再開	一四七
一、一般質問	一四七
田添辰郎君	一四七
八板市長	一四八
一、日程報告	一五五
一、散会	一五五
第四号 九月二十八日（火）	
一、開議	一六一
一、諸般の報告	一六一
一、議案審議	一六二
議案第四六号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	一六二
竹下総務文教委員長報告	一六二

議案第四七号	西之表市過疎地域持続的発展計画の策定について	一六三
竹下総務文教委員長報告	．．．．．	一六三
議案第四八号	令和三年度西之表市一般会計補正予算(第六号)	一六四
議案第四九号	令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	一六四
議案第五〇号	令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	一六四
議案第五一号	令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	一六四
議案第五二号	令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	一六四
議案第五三号	令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	一六四
議案第五四号	令和三年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	一六四
長野予算特別委員長報告	．．．．．	一六五
一、休憩	．．．．．	一七一
一、再開	．．．．．	一七一
一、議案審議	．．．．．	一七一
請願第六号	防衛省が自衛隊馬毛島基地(仮称)建設に伴う各種計画説明を西之表市議会に行うことを求める請願書	一七一
濱島馬毛島対策特別委員長報告	．．．．．	一七一
渡辺道大君反対討論	．．．．．	一七二
杉 為昭君賛成討論	．．．．．	一七二
橋口好文君反対討論	．．．．．	一七三
田添辰郎君賛成討論	．．．．．	一七三
一、議案追加上程・審議	．．．．．	一七七
議案第五五号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	一七七
竹下総務文教委員長説明	．．．．．	一七七
一、休憩	．．．．．	一七九

一、再	開	一七九
一、	発言の申出	一七九
	田添辰郎君	一七九
一、	議案審議	一七九
	議案第五六号 防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書	一七九
	濱島馬毛島対策特別委員長説明	一八〇
	鯨島市憲君反対討論	一八一
	竹下秀樹君賛成討論	一八一
	宇野裕未さん反対討論	一八二
	田添辰郎君賛成討論	一八二
	橋口美幸さん反対討論	一八四
	下川和博君賛成討論	一八六
一、	休 憩	一八七
一、	再 開	一八七
一、	発言の申出	一八七
	橋口美幸さん	一八八
一、	議案審議	一八八
	議案第五七号 西之表市副市長の選任について	一八八
	八板市長説明	一八八
一、	議案第五八号 西之表市教育委員会教育長の任命について	一九〇
	八板市長説明	一九〇
一、	議員派遣の件	一九二
一、	閉会中の継続審査	一九二

一、市長挨拶	一九二
八板市長	一九三
一、副市長挨拶	一九三
中野副市長	一九三
一、議長閉会挨拶	一九四
川村議長	一九四
一、閉会	一九五

令和三年第三回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種別	内容
九・十	金	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、議案審議（質疑・委員会付託）、決算特別委員会の設置及び構成・委員の選任、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託	
十一	土	休会		
十二	日	休会		
十三	月	本会議	諸般の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果報告）、一般質問	
十四	火	本会議	一般質問	
十五	水	委員会	付託案件審査 総務文教委員会	
十六	木	委員会	付託案件審査 予算特別委員会	
十七	金	休会		
十八	土	休会		

二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
本 会 議	休 会	休 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会
<p>諸般の報告、議案審議（総務文教委員会及び予算特別委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、 請願・陳情審議（馬毛島対策特別委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案四件追加上程、 議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会</p> <p>各特別委員会、議会運営委員会、全員協議会</p>									

一、付議事件

番号	事 件 名	審議方法	結 果
報告第 一六号	専決処分承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第五号））	即 決	九月十日承認
議案第 四四号	西之表市公平委員会委員の選任について	即 決	九月十日同意
議案第 四五号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即 決	九月十日同意
議案第 四六号	西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	九月二十八日原案可決
議案第 四七号	西之表市過疎地域持続的発展計画の策定について	委員会付託	九月二十八日原案可決
議案第 四八号	令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六号）	委員会付託	九月二十八日原案可決
議案第 四九号	令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十八日原案可決
議案第 五〇号	令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	九月二十八日原案可決
議案第 五一号	令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	九月二十八日原案可決
議案第 五二号	令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十八日原案可決
議案第 五三号	令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十八日原案可決
議案第 五四号	令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十八日原案可決
認定第 一号	令和二年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十日継続審査
認定第 二号	令和二年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十日継続審査
認定第 三号	令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十日継続審査
認定第 四号	令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十日継続審査
認定第 五号	令和二年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十日継続審査
認定第 六号	令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十日継続審査
認定第 七号	令和二年度西之表市水道事業会計決算認定について	委員会付託	九月十日継続審査

報告第一七号 令和二年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について

九月十日 報 告

一、付議事件（追加分）

番 号	事 件	名	審議方法	結 果
議案第 五五号	出について	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	即 決	九月二十八日原案可決
議案第 五六号		防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書	即 決	九月二十八日原案可決
議案第 五七号		西之表市副市長の選任について	即 決	九月二十八日同 意
議案第 五八号		西之表市教育委員会教育長の任命について	即 決	九月二十八日同 意

一、請願書・陳情書（新規分）

番号 事件 名

提出者

結果

請願第 六号 防衛省が自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各

西之表市現和一二八番地

九月二十八日採

択

種計画説明を西之表市議会に行うことを求める請

西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会

願書

会長 折口金吉

令和三年九月第三回定例会会議録

西之表市議会

本会議第一号（九月十日）

本会議第一号（九月十日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年九月十日午前十時開会

△開 会

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和三年第三回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川村孝則君） ただいままでの出席議員は十四名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 報告第一六号 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第五号））

- 日程第六 議案第四四号 西之表市公平委員会委員の選任について
- 日程第七 議案第四五号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第八 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第九 議案第四六号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第一〇 議案第四七号 西之表市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第一一 議案第四八号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六号）
- 日程一二 議案第四九号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 日程一三 議案第五〇号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）
- 日程一四 議案第五一号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）
- 日程一五 議案第五二号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）
- 日程一六 議案第五三号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）
- 日程一七 議案第五四号 令和三年度西之表市水道事業会計補正

予算（第二号）

日程第一八 認定第一号 令和二年度西之表市一般会計歳入歳出
決算認定について

日程第一九 決算特別委員会の設置及び構成

日程第二〇 決算特別委員会委員の選任

日程第二一 認定第二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定について

日程第二二 認定第三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業
特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二三 認定第四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別
会計歳入歳出決算認定について

日程第二四 認定第五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第二五 認定第六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保
険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二六 認定第七号 令和二年度西之表市水道事業会計決算
認定について

日程第二七 報告第一七号 令和二年度公益社団法人西之表市農業
振興公社経営状況報告について

日程第二八 請願・陳情の委員会付託

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指
名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、
八番議員河本幸男君、九番議員濱島明人君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といた
します。

お諮りいたします。

去る九月七日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の
会期は本日から九月二十八日までの十九日間とし、配付してある日
程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月二十八日までの十九日間、配付して
ある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であ
ります。

報告第一六号及び議案第四四号から議案第五四号並びに認定第一

△会議録署名議員の指名

号から認定第七号、報告第一七号を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに令和三年第三回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席くださりまして誠にありがとうございます。でございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症について御報告いたします。

全国的にも更なる感染拡大が進んでおり、本市におきましても、八月十三日から二十二日まで西之表市非常事態宣言を発令いたしました。また、鹿児島県においても、八月二十日から九月十二日までまん延防止等重点措置が適用されるなど、感染症の終息は未だに見通せない状況にあります。感染されて現在治療中の方々の一日も早い回復を心より願っております。

また、市民や事業者の皆様におかれましては、本市独自の非常事態宣言による飲食店等への時短要請等、感染拡大防止に御協力をいただき心から感謝を申し上げますとともに、医療や福祉などの分野で感染リスクを抱えながら最前線で奮闘されておられる方々に対し

ましても心から敬意と感謝を申し上げます。

今後、ワクチン接種を希望する皆さんへ一刻も早く接種ができるように、ワクチン確保に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、馬毛島についてであります。

二〇一九年十一月の防衛省と元地権者による土地買収合意、二〇二〇年八月、突然の施設整備計画の発表、その後の海上ボーリング調査、外周道路整備、詳細検討、環境アセスの実施など、国は当たり前のように、施設整備を前提にあれこれと事を進めております。

住民がそれぞれの考えを持ち、それぞれの主張をすることは構いません。しかし、施設整備は決まったわけではありません。課題や懸案事項は山積しており、これらの解決をみないまま、解決の目途も立ってないままの動きは拙速すぎると言わざるを得ません。

このことは、ここに暮らす住民を置き去りにしていると感じますし、国会や政府が議論を尽くし、住民の意思を尊重した上で最善策として決定していくことこそが民主主義の根幹ではないでしょうか。国が今なすべきことは、地元と向き合い、課題を一つずつ丁寧に整理していくことだと強く申し上げておきたいと思っております。

さて、第二回定例会以降、市の行事等については、コロナ禍ということもあり中止が相次いでおります。その中でも、六月十四日から二十七日にかけて、喜志鹿崎沖に沈む旧日本軍機周辺の遺骨・遺留品調査及び収集が日本戦没者遺骨収集推進協会を中心に

われました。遺骨は発見されなかったものの、機体を引き揚げた結果、機体に関わった方のもと思われる鉛筆と工具類が見つかり、市民への一般公開を通じて戦争に生きた方々へ思いを馳せ、平和への誓いを新たにす機会となりました。

六月二十一日には、世界ヨガデーに合わせ、下西、日典寺においてオンラインによる寺ヨガを実施、その様子を全世界に発信し、ヨガの聖地、種子島をPRいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により規模縮小開催となった第五十二回種子島鉄砲まつりは、八月二十九日、お坊墓地において墓前祭を縮小する形でお参りをいたしました。

次に、農業・畜産業の状況についてであります。

昨年度、多大な被害をもたらしたさつまいも基腐病の現状につきましては、被害を最小限にとどめるべく、被害株の抜取り作業や薬剤散布、七月からの早期収穫といった農家の努力により、収量の確保に努めている状況でございます。この間、本市におきましては防除支援員二名を配置し、圃場の巡回と併せ防除指導の徹底を行い、被害拡大防止に取り組んでおります。

さとうきびにつきましては、台風九号の影響が若干ございましたが順調に生育しており、また、収穫見込面積が六百二十一ヘクタールと、前年度よりおよそ三十九ヘクタール増加していることから、生産量の増加が期待されているとあります。

畜産につきましては、先月実施された和牛の八月子牛セリ市の平

均価格が、去勢で六十五万九千三百三十三円、前年同月比プラス七千七十九円、雌で五十六万一千六百八十三円、前年同月比プラス五千七十二円と高値で取引されており、コロナ禍で外食産業が低迷する中ではありますが、種子島産の子牛の評価と需要の高さがうかがえます。

また、本市畜産業の主要行事である市畜産共進会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、牛舎を巡回して行います巡回審査の形式で八月二十五日及び二十七日に実施いたしました。なお、熊毛地区畜産共進会及び鹿児島県畜産共進会は中止が決定しております。

次に商工業・観光業の状況についてであります。

八月に入り、市内においても新型コロナウイルス感染者が急増する中、県の飲食店等時短要請の対象地域への追加要請を即時に行いました。また、本市独自の非常事態宣言発令による事業者への一律十万円の見舞金支援、感染防止対策費補助等について、一刻も早く市民に支給するため、緊急での予算措置を行ったところであります。

なお、新型コロナウイルス関連では、売上が減少している市内の中小事業者等を支援するために、既に事業持続化支援金事業の給付受付をしております。商工会を窓口に、来年三月六日まで申請を受け付けています。

また、九月一日から三十日まで一か月間、地域経済の活性化と非接触での新しい生活様式での買物を推進するキャッシュレス推進プ

レミアム還元事業を行っています。十月には、別のキャッシュレスサービスを活用したプレミアム付き電子商品券事業も予定しており、来年二月まで利用できる見込みです。さらに歳末には、紙のプレミアム付き商品券も発行し、消費喚起、市内経済の活性化を継続的に実施いたします。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明をいたします。

本定例会に提案いたしました議案は、令和三年度西之表市一般会計補正予算専決処分一件、西之表市公平委員会委員の選任など人事議案が二件、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定議案一件、西之表市過疎地域持続的発展計画の策定議案一件、令和三年度西之表市一般会計補正予算など予算議案七件、令和二年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定など認定議案が七件、令和二年度西之表市農業振興公社経営状況報告一件の合計二十件であります。

主な議案について御説明いたします。

議案第四四号から議案第四五号は人事案件で、法令の規定により議会の同意を得ようとするもの、議案第四六号は、法令の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするもの、議案第四八号は、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六号）についてであります。

一般会計補正予算の主なものは、歳入では、普通交付税が確定したことに伴い一億五千三百五十二万七千円を追加しております。また、令和二年度決算に伴う収支の確定により、繰越金に二億二千五

百六十一万二千円を追加しております。

歳出は、財産管理費、積立金に二億七百五十万八千円や災害復旧費に六千三十二万二千円を追加しております。

次に、認定第一号から認定第七号までは、令和二年度一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算認定であります。

令和二年度一般会計及び特別会計の収支状況は、歳入決算額百七十八億四千三百四十八万二千六百六十九円、歳出決算額百七十三億四千四百一円、翌年度へ繰り越すべき財源一億六千八百九十九万八千円を控除した実質収支額は三億三千四百二十六万六千四百一円となりました。

一般会計の収支状況は、歳入決算額百三十一億二百四十二万八千三百三十九円、歳出決算額百二十六億五千六百十九万五千二百六十六円、翌年度へ繰り越すべき財源一億六千八百九十九万八千円を控除した実質収支額は二億七千七百二十三万五千二百十三円となり、実質収支は黒字であります。

前年度の決算額に対しまして、歳入は二三・一％、歳出は二〇・一％それぞれ増となりました。

特別会計では、歳入決算額四十七億四千五百三十八百三十円、歳出決算額四十六億八千四百二十六万二千六百四十二円で、歳入歳出差引額は五千六百七十九万一千八百八十八円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額も同額となりました。

前年度の決算額に対しまして、歳入は〇・六％減、歳出は〇・七％増となりました。

なお、普通会計における経常収支比率は八九・二％で、対前年比二・八ポイント減少しております。健全化指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がゼロ、いわゆる黒字であります。実質公債費比率の三か年平均は一〇・〇％で、対前年比の〇・二ポイントの増加、将来負担比率は一五・八％で、対前年比七・〇ポイント減少しております。

財政の健全化は保たれており、各指標はおおむね減少傾向にあります。今後とも財政の健全さを損なうことのないよう細心の注意を払ってまいります。

報告第一七号は、令和二年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてであります。地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により報告するものであります。

以上、議案十一件、認定七件、報告二件であります。なお、人事関係等で、後日、議案の追加を予定しております。

以上、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△報告第一六号 専決処分承認を求めることについて（令和

三年度西之表市一般会計補正予算（第五号））

○議長（川村孝則君） まずは、日程第五、報告第一六号、専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

まず、議案書一ページをお開きください。

令和三年度西之表市一般会計補正予算（第五号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和三年八月二十三日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

別添の専決処分書を御覧ください。

めくっていただきまして、条文を御覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一億四百二十六万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百九億二千五百六十九万六千円と定めたものであります。

続いて、歳入歳出の歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に六十一万三千

円増額しております。こちらは、八月に入り、市内のほぼ全域で確認され早急な対応が求められる、さつまいも基腐病の二次感染の抑制及び残渣の不適切な処理を防止するため、市営牧場のすき込み処理を行うおうとするものでございます。

続きまして、七款商工費、一項商工費、二目商工振興費に一億三百六十五万四千円増額しております。こちらは、新型コロナウイルスの市内での急激な感染拡大に伴い、令和三年八月に本市が発した非常事態宣言に伴う来島及び外出自粛により影響を受けた市内事業者に対し、一律十万円の見舞金を支給する事業者見舞金事業、並びに、市内で拡大した新型コロナウイルスの感染に対し、市民の健康を確保するため、従業員や事業所での感染防止策等にかかる経費を補助する事業所感染防止対策費補助事業を計上してございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は一億四百二十六万七千円の増額となっております。こちらは、ただいま歳出で御説明いたしました各事業に対応するもので、財政調整基金から繰入れをしております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一三番 田添辰郎君」

○一三番（田添辰郎君） よろしくお願ひします。

三点質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、この見舞金のほうですが、申請期間のほうが令和三年八月二十五日から令和三年九月三十日までとなっております。既に二週間がたつておるわけでありますが、この支給開始はいつからなのか。それと二点目が、専決処分をするに当たつてですね、専決は、御存じのとおり、長が議会の議決権を代行に行使するというものであります。様々な要件があるわけでありますが、議会のほうに何らかの打診があつたかどうか。

そして三點目に、要件の一番重要な緊急性です。議会を招集するいとまがなかった、開催するいとまがなかったのかどうか。

その三点を確認させていただきたいと思えます。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） まず、一点目について御説明いたします。

八月二十五日から九月三十日までの受付といたしまして、見舞金の支給受付をしております。現在、九月七日現在ですけれども、九月七日時点で申請の受付件数が三百九十二件、うち支給件数が二百六十八件。一事業所十万円ですので、支給総額は現在のところ二千六百八十万円となっております。

続いて、専決とした理由なんですけれども、今回の市が発しました。

○一三番（田添辰郎君） すいません、そんなこと聞いてないです。

議会のほうへ専決するに当たって打診をしたかどうか、それと緊急性があったかどうかです。

理由については、後ほど一般質問でも聞きます。

○**経済観光課長（高石心平君）** 議会の全員協議会において、議会の議員の皆様には、専決処分を予定しておりますということで御報告をさせていただいております。

緊急性については、一刻も早く市民へ、事業者に対してこの見舞金を支給するために、議会を開くということも考えたんですけども、そこを至急、迅速に対応するというところで専決処分をいたしまして、なおかつ、市民に対してこれを公表することで安心感を得てほしいということもありまして、緊急で対応したところでございます。

以上です。

○**一三番（田添辰郎君）** ありがとうございます。

一番、支給開始について、既に支給はされているようであります。

これは受付が八月二十五日ですから、受付をして、審査をして、随時支払ってきた、二十五日以降、もう直近の段階で支給してきたというふうに捉えていいのかわかるか。

それと二点目です。今、全協の席で報告をさせていただいたとあるんですが、そういった意味ではなくて、専決するかどうかは重要な問題であります。そのことについて、議会サイドのほうに専決しているのかわかるか、これは専決というのは、長の専管の事項でもあ

りますが、微妙な問題がございます。そのような部分で、議会への報告ではなく、きちっとした専決をしてもいいかという打診をしたかどうかということを確認したかったわけです。先ほどの説明では、そういう打診をしなかったと受け止めさせていただきま。それでよろしいんでしょうか。

以上二点です。

○**経済観光課長（高石心平君）** 申請を受け付けてからですね、まず、一点目については、申請を受け付けてから、極力確認をして、支給をするまでにスピードを上げて事務の対応をしているところなんですけれども、遅くとも二週間以内には支払うということで事務を進めております。

以上です。

○**一三番（田添辰郎君）** 二つ目、二つ目答えてないよ。

○**経済観光課長（高石心平君）** すいません、もう一度お願いいたします。

○**一三番（田添辰郎君）** 議会へ報告はしたとありました。報告は報告であります。専決をしてもいいかというふうな議会との打合せとか、そういうものをしたかどうか、全協での報告以前にです。やったかどうかと確認したいわけです。

○**経済観光課長（高石心平君）** 事前の打合せ等は行っておりません。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） ほかにございますか。

「一〇番 下川和博君」

○一〇番（下川和博君） 今のことに関連してですけれども、議会には報告というか、具体的なことは言ってなかったということでありますけれども、私も個人的には、専決は、今回は緊急ですから、いいと思うんですけども、やはり、これは以前にも言ったと思うんですが、議会でもやっぱりしっかり相談をしていただきたい。そういうのがないと、後でいろいろ出てきます。

また、今回一億円以上の予算について専決をしたということですから、やはり今後はそういうことのないように、しっかりと議会に報告をする、事前に報告をしていただきたい。そういうことができないのであれば、やはりこういうことはちゃんと臨時議会をして、議員の意見も聞いて、やるべきではないかなというふうなことを強く感じました。

以上です。

○議長（川村孝則君） 質疑じゃないんですか。

○経済観光課長（高石心平君） 今回の見舞金支給に際しましては、経緯については、七月三十一日以降の、御存じだと思いますので、ここは省略しましたけれども、八月十日にですね、市内の飲食店事業者の団体から、休業等に係る支援策と、より強い感染防止策への要望等も提出されました。

一方で、感染が拡大していたことから八月十二日には西之表市も非常事態宣言を発して、県がまん延防止等重点措置適用を受ける中で、八月十八日には、市議会のほうから新型コロナウイルス感染症への対応に対する要望書が提出され、その中でも、経営支援に係る要望として市独自の見舞金を早急に支給することが要望されました。そういうこともありまして、早急に検討を進めたところです。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほかにございますか。

「六番 杉 為昭君」

○六番（杉 為昭君） すいません、ちょっと重複しますけれども、先月八月の二十日に全員協議会の中で、専決ということでお話をうかがったわけでございますけれども、我々は新聞で、その金額と件数を聞いたのが八月二十四日でございます。八月の二十日の全員協議会の中では、その時点では、その金額と件数というのはもう決定をしていたわけでございますでしょうか。

その一点と、あと一つは、その八百事業者、この選定でございますけれども、その意図はどういうものか、ちょっと教えていただきたい。

○経済観光課長（高石心平君） 全員協議会の時点では、もうその数等については、もう選定しておりました。決定をしていた、案として算出をしていたところですよ。

○六番（杉 為昭君） もう分かっていたわけですね。

○経済観光課長（高石心平君） はい。その時点では、はい、想定をしております。八百四という数字につきましては、令和三年度の経済センサスの市内事業者数を引用して算出しております。以上です。

○議長（川村孝則君） ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「二三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） おはようございます。

今ほど質疑のほう行われました、専決処分の承認を求めるところについてでございます。私は、不承認の立場から討論をさせていただきたいと思えます。

先ほど質疑をいたしましたして明らかにになりましたように、支給のほうは既に開始されていることでございます。おおむね二週間以内に

は支給をしたいということで、緊急性があったというふうに捉えているようにございます。また、議会の打診があったかどうかについては、されてはないということです。また、各種団体、また、議会のほうからも、そのような見舞金のようなもの、市民への配慮をお願いすることがあったということで、取り急ぎ行ったということでございます。

三番目、緊急性の要件、そのようなことおおむね考えて緊急性があったというふうに捉えているわけですが、議会の招集期間は、西之表市議会のほうでは、今、七日間、大体七日前には招集をして、議会を始めるというふうになっておりますが、議会の招集期間に明示的な条文はございません。緊急性がある場合、議会のほうに打診していただければ、議会のほう、また議長、そして議会運営委員会がどのように判断されるか分かりませんが、本当に取り急ぎ行わなければならない、緊急性が必要だとすれば、一週間の招集、招集してから一週間後に本会議を開会する、そういうことの例外として、急ぎだということで、三日、四日、短期間のうちに招集をして本会議を開く、緊急の臨時議会を開くということが可能でもあつたかと思えます。

また、今回の場合、目的趣旨のほう、反対する議員はあまりさほどないかと思えます。そういった意味で、通常であれば、臨時議会、長のほうをお願いしてから、招集をかけてから一週間以内に行われ、そして半日でこの決定が下されたと思われるわけでありま

す。これは私の予想であります、急いでやれば、それくらいでき
たということでございます。

その手続を行ったということで、三、四日早く、支給のほうは早
くなつたかもしれませんが、その急いばかりに八千万以上、ト
ータルでいうと、芋のほうも考えますと一億円以上という多額な金
額が議会の審査を経ずして通つたということになってまいります。
既に支給をされておりますから、私那不承認、全会一致で不承認と
いうことを申し上げたとしても、何ら効力は發揮いたしません。

だからこそ専決決議というものは重みがあるわけでありませう。議
会のほうに承認をいただくときに、当然全員が賛成いただけるよう
なものを出せる、そのような覚悟があつて、そのようにするため
も、議会のほうに前もつて打診をして相談をした上で出すものが専
決処分であるかと思つております。

私も二十年以上、西之表市の政治に関わつてまいりましたが、八
千万円以上一億円以上の専決処分というのは初めてでございます。
何百万円単位であつても、議会のほうの審査権、これを妨害するも
のだということ、長の横暴だということ、何百万円単位でも問
題にされたという現実があるわけでありませう。そのようなことをど
う考えていくのか、課長になられた方、二十年以上三十年以上職員
になつて、そういう経験をされた方もいらつしやいます。市長のほ
うは、行政経験のほう、議員の経験ございませぬから、やはりこう
いつた場合は知つていらっしゃる方がきちつと意見を述べていただいて、こ

の専決処分どうか、せめて議会のほうに打診をし、どうすべきなの
か、相談をすべきなのが常識的な判断であるかと思ひます。

また、内容につきましても、半日で先ほど終わると言ひましたが、
私の場合、様々な異議がございませう。一般質問でも論じなければな
らないので手短かに申しますが、不公平感があるということ、そし
て本當に困つた方にお見舞ひの気持ちが届かないということ、市
民の皆さんから様々なことを言われております。

我々市議会を通していただければ、そのような不満を少しでも減
らすような案を出せたいと思ひます。そしてそれは、執行部が出した
ものに、よくするためにプラスアルファするものであつて、修正を
かけるものであつて、それを執行部の案を全面的に否定するもので
はなかつたかと思ひます。

専決処分ではなく、四、五日の時間が延びたとしても、議会にか
けていただければ、市民がもっと満足でき、納得できるものを出せ
たのではないか、そう思ふわけでありませう。一般質問で私を含め何
人かの議員が論じてまいりますが、本當はその前にです。

議員の皆様、ただいま申し上げました、議会軽視という言葉はあ
まり好きではございませぬが、市長も議会も議会議員のほうも選挙
で同じように選ばれてまいります。二元代表制とも申しますが、二
元代表制はなぜ地方議会において捉えているのか、そのことを考え
ていただければと思ひます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十時五十分頃より再開をいたします。

午前十時三十六分休憩

午前十時五十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△発言の申出

○議長（川村孝則君） ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 先ほどの私の所信表明及び提案理由説明の中で、子牛の競り市の価格につきまして、去勢の部分で言い間違えておりました。

正しくは、プラス七万五千七十九円であります。

どうぞ訂正、よろしく願います。

○議長（川村孝則君） 以上で終了いたします。

△議案第四四号 西之表市公平委員会委員の選任について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、議案第四四号、西之表市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。
議案書二ページをお開きください。

議案第四四号、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。

地方公務員法第九条の二第二項の規定により、公平委員会の委員を選任したいことから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西町七〇七六番地五。氏名、野田眞壽美。

履歴に関しましては、次ページを御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を結びたいと思います。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び

賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 長野 広美 議員
- 二番 鮫島 市憲 議員
- 三番 橋口 美幸 議員
- 四番 渡辺 道大 議員
- 五番 宇野 裕未 議員
- 六番 杉 為昭 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 濱島 明人 議員
- 一〇番 下川 和博 議員
- 一一番 遠藤 建次郎 議員
- 一二番 竹下 秀樹 議員
- 一三番 田添 辰郎 議員
- 一四番 橋口 好文 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第四四号、西之表市公平委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第四五号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、議案第四五号、人権擁護

委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書四ページをお開きください。

議案第四五号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員法第六条第三項の規定により、人権擁護委員を推薦したいところから、議会の意見を求めるものであります。

住所、西之表市西之表一〇三九九番地。氏名、岸本光。

履歴に関しましては、次のページを御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 長野 広美 議員
- 二番 鮫島 市憲 議員
- 三番 橋口 美幸 議員
- 四番 渡辺 道大 議員
- 五番 宇野 裕未 議員
- 六番 杉 為昭 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 濱島 明人 議員
- 一〇番 下川 和博 議員
- 一一番 遠藤 建次郎 議員
- 一二番 竹下 秀樹 議員
- 一三番 田添 辰郎 議員

一四番 橋口 好文 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第四五号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を

求めることについては、これに同意することに決しました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成をされております。

現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について一人の欠員が生じているため、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える二人の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙の結果を報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

議場の出入口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十四名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会议務局長氏名点呼・各員投票」

- 一 番 長 野 広 美 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員

三 番 橋 口 美 幸 議 員
 四 番 渡 辺 道 大 議 員
 五 番 宇 野 裕 未 議 員
 六 番 杉 為 昭 議 員
 七 番 川 村 孝 則 議 員
 八 番 河 本 幸 男 議 員
 九 番 濱 島 明 人 議 員
 一〇番 下 川 和 博 議 員
 一 番 遠 藤 建 次 郎 議 員
 一 二 番 竹 下 秀 樹 議 員
 一 三 番 田 添 辰 郎 議 員
 一 四 番 橋 口 好 文 議 員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、
 鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十四票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十四票

無効投票ゼロ票

有効投票中

川越信男君九票

畑中香子さん五票

以上のとおりであります。

なお、本選挙結果は議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合議
 会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市議会の
 選挙終了後に決定することになります。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時三十分頃より再開
 をいたします。

午前十一時十七分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第四六号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、議案第四六号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 議案書の七ページをお開きください。併せて、新旧対照表をお開きください。

本案は、西之表市手数料条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

提案理由としまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十五条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務については、同機構から市区町村長に委託することができる旨、規定され、個人番号カードを再発行する際の手数を規定する必要がなくなったため、条例の一部を改正しようとするものであります。

西之表市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一中、「十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カー

ドの再交付一件につき八百円」を、「十三 削除」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四七号 西之表市過疎地域持続的発展計画の策定につ

いて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、議案第四七号、西之表市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） 御説明いたします。

議案書九ページをお開きください。

議案第四七号は、西之表市過疎地域持続的発展計画の策定についてでございます。

平成二十八年度策定の西之表市過疎地域自立促進計画が令和二年度で終了したことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、新たに令和三年度から令和七年度までの計画を策定の上、本市の過疎対策を講じていこうとするものでございます。

過疎地域への対策に関する法律につきましては、昭和三十年代以降の高度経済成長に伴い、都市地域への人口移動を受け、農山漁村地域において住民の減少による基礎的生活条件の確保に支障を来す過疎問題へ対処するために、昭和四十五年の制定以降、法改正が重ねられてきております。

今回、新たな法律が制定されましたが、従来どおり、市町村の議会の議決を経て計画を定めることにより、国からの補助や地方債措置が受けられることとなります。

なお、今回提案してございます計画につきましては法により定めべき事項が規定されており、様式につきましても国から示されており、本市長期振興計画やその他の計画との整合性を図りつつ整理したものでございます。

それでは、計画の内容について御説明いたします。
別冊、過疎地域持続的発展計画書を御覧ください。

一ページから一六ページまでは基本的な事項を記述してございませうが、六ページまでは、西之表市の概況としまして、自然、歴史、社会、経済的諸条件の概要、過疎の状況、これまでの対策や現在の課題と今後の見通しを記載してございます。六ページから九ページにかけては、人口及び産業の推移と動向を記載してございます。一〇ページから一二ページまでは市の行財政の状況です。一二ページから一六ページが地域の持続的発展の基本方針です。

一七ページから一九ページにかけては、今回新たに設けられた

項目でございませう、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について、現況と問題点、その対策事業計画等を記述してございます。なお、事業計画に關しましては過疎債の適用を考慮する必要がございますから、適債事業及び過疎ソフトの活用が見込まれる事業を掲載してございます。

二〇ページから二九ページまでが産業の振興についてでございます。農林水産業、商工業、観光、雇用環境、港湾について、現況と問題点、その対策について記述し、三〇ページから三四ページにかけて事業計画を掲載してございます。

三五ページが地域における情報化、三六ページから三八ページが交通施設の整備、交通手段の確保、三九ページから四六ページが生活環境の整備、四七ページから五〇ページが子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、五一ページから五三ページが医療の確保、五四ページから五八ページが教育の振興、五九ページから六〇ページが集落の整備、六一ページから六二ページが地域の文化の振興等、六三ページが再生可能エネルギーの利用の推進、六四ページから六六ページがその他地域の持続的発展に關し必要な事項を記述してございます。

本計画策定に当たりましては、県が定める方針と整合性を図るとともに、事前に県との協議が必要でございまして、既に同意を得ておりますことを御報告いたします。

最後になりますが、本計画は、起債額の七〇%が今年度交付税措

置される大変有利な過疎債を借り入れるための根拠となる計画書になるものがございます。

御審議方お願いし、説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第四八号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、議案第四八号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第四八号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六号）であります。

別冊の予算書条文を御覧ください。また、参考でお配りしております財政係が作成いたしました詳細説明書についても御覧いただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億七千九百七十九万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

百十二億五百四十九万四千円とするものであります。

五ページをお開きください。

第二表、地方債補正の変更は三件であります。

上から、臨時財政対策債は発行可能額確定により八千九百四十六万九千円減額するものです。次に、過疎対策事業は、小学校空調整備事業に対応する国庫補助金、学校施設環境改善交付金の増額により九百九十万円減額するものであります。その下、公営住宅建設事業は、市営住宅（桜が丘）改修事業に対応する国庫補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の増額により七百八十万円減額するものです。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいものや特徴的なものについて御説明してまいります。

一二ページをお開きください。中ほどになります。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十四節の積立金に二億七百五十万八千円増額しております。説明欄にありますように、財政調整基金へ二億七百六十二万五千円の増額、その下、西之表市都市計画事業基金へ十一万七千円の減額、それぞれ計上してございます。

一四ページをお開きください。中ほどになります。

四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防接種費は千三百二十六万八千円増額となっております。こちらの主な要因は、三節職員手当等、説明欄の時間外勤務手当千三百十万三千円の増額で、こちらは

新型コロナウイルスワクチン接種関連業務の増加によるものとなっております。

一五ページをお開きください。最下段になります。

七款商工費、一項商工費、二目商工振興費は七百六十七万四千円減額となっております。こちらは、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の下から二行目、事業継続対策支援金事業における事業継続対策支援金をこれまでの実績により減額する一方、新規事業であります県新型コロナウイルス対策時短要請事業及び市内の中小企業や小規模事業者が事業全般に幅広く使える支援金を支給する、がんばる事業所支援事業の増額との差額となっております。

一九ページをお開きください。中ほどになります。

十一款災害復旧費、一項農林水産施設災害復旧費、三目現年補助災害復旧費は千六百二十三万九千円増額しています。こちらは、八月豪雨により農地・農業用施設への災害が発生したことによる十四節工事請負費、農地・農業用施設災害復旧工事が主なものとなっております。

続きまして、その下になります。

十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、四目過年度発生補助災害復旧費は四千六十五万一千円増額しています。こちらは、昨年、台風十四号により発生した立山港災害復旧事業の設計変更によるものとなっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

八ページをお開きください。二段目になります。

一款市税、二項固定資産税、一目固定資産税は二千八百三十二万四千円減額しています。こちらは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた地方税等に係る特例措置や土地家屋の評価替えなどにより、下方修正したことによるものとなっております。

下から二段目になります。

十款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税に一億五千三百五十二万七千円増額しておりますが、こちらは普通交付税の額の確定によるものとなっております。

九ページをお開きください。中ほどになります。

十四款国庫支出金、一項国庫負担金、三目災害復旧費国庫負担金は三千二百五十二万円増額しています。こちらは、歳出で御説明いたしました昨年度の立山港災害復旧事業の設計変更に対応してございます。

続きまして、最下段になります。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、六目土木費国庫補助金は千四百九十九万三千円増額しています。こちらは、市営住宅桜が丘改修事業に対応する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定によるものとなっております。

一一ページをお開きください。

十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は三千四百四十四万五千円減額しています。説明欄に記載してあります公共施設建設

基金は、当初、活用する予定としておりましたが、一般財源で対応可能となりましたので繰入れを行わないとするものです。その下、ふるさと応援寄附基金は、対応する事業の事業費減額に伴うものとなっております。

その下になります。

十九款繰越金、一項繰越金、一目繰越金に二億二千五百六十一万二千円増額しております。こちらは昨年度繰越金の確定によるものとなっております。

最下段になります。

二十一款市債、一項市債、一目臨時財政対策債は八千九百四十六万九千円の減額となっております。こちらは発行可能額確定によるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第四九号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、議案第四九号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七百六十二万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千八百八十六万四千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明します。

予算書七ページをお開きください。

五款保健事業費、二項、一目特定健康診査等事業費三百三十二万三千円の減額は、十二節委託料三百八十八万五千円の減額が主なもので、特定健診受診率向上事業について委託から直営とするものがございます。

六款、一項基金積立金、一目準備積立金八百四万六千円の追加は、令和二年度決算確定に伴う前年度繰越金のおおむね半額を基金に積み立てようとするものでございます。

八ページをお開きください。

七款諸支出金、二項繰出金百七十一万四千円の追加は、令和二年度決算の確定に伴い、一般会計に精算返納するものでございます。次に、歳入について御説明いたします。

予算書五ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税二千九百万六千円の減額は、七月に行った国民健康保険税の本算定に伴う補正です。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金二百万八千円の減額は、歳出の特定健康診査等事業費の減額補正に伴い、補正を行うものでございます。

六ページをお開きください。

六款繰入金、二項基金繰入金二千三百万円の追加は、本案の財源調整でございます。

七款、一項繰越金一千五百三十五万二千円の追加は、令和二年度決算確定による前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五〇号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会

計補正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第五〇号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 議案第五〇号は、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十二万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八十八万一千円とするものです。

補正の主なものについて、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款事業費、一項事業費、一目事業費の十八節負担金補助及び交付金、交通災害共済見舞金を二十二万三千円追加しております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金は前年度決算に基づく繰越金で、二十二万三千円を増額し、二十二万四千円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五一号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補

正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第五一号、令和三

年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） 議案第五一号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十二万一千円とするものであります。

歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費について、令和二年度決算繰越金の確定に伴い、二十四節積立金の地方卸売市場基金に三万円、二十七節繰出金の一般会計繰出金に三万円をそれぞれ増額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、五ページをお開きください。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金六万円の増額は、前年度繰越金の確定に伴う補正であります。この結果、令和三年度末の市場基金額は三百七十四万三千円となる見込みであります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五二号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、議案第五二号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 下川昭代さん〕

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千七百五十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億九千九百七十万三千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書の八ページをお開きください。

上から二段目の四款、一項基金積立金一千八百九十九万一千円の追加は、令和二年度の繰越金の確定に伴い、その二分の一を基金に

積み立てるものです。

その下、六款、一項予備費の三千四百二十四万九千円の追加は、財源調整によるものです。

続いて、七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金二千八十三万五千円の減額は、前年度給付費等の実績確定に伴う国、県の負担金等の精算返納額確定によるものでございます。

その下の同款、二項繰出金五百三万五千円の追加は、前年度実績確定により一般会計へ返納するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款から五款にかけての国県支出金及び支払基金交付金につきましては、歳出の地域支援事業費の補正に応じて再算定をしたものでございます。

六ページをお開きください。

七款、一項一般会計繰入金、五目その他一般会計繰入金のうち一節職員給与費繰入金七百四万七千円の減額は、会計年度任用職員に係る共済費を地域支援事業の対象経費としたことにより、一般会計からの繰入れを減額するものです。

その下、八款、一項繰越金三千九百二十四万六千円の追加は、前年度繰越金の確定による補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五三号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、議案第五三号、令和三

年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二百六十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億五千五万六千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金二百五十万五千円の追加は、保険料の本賦課及び前年度精算額の確定に伴い、納付金の額を補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料百四十四万九千円の追加は、七月に行った後期高齢者医療保険料の本賦課に伴う補正でございます。四款、一項、一目繰越金百六万一千円の追加は、令和二年度決算確定による前年度繰越金の補正です。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五四号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算

（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、議案第五四号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は資本的収入及び支出です。資本的収入の負担金を六百三十四万五千円増額して四千六百八十五万三千円とするものです。資本的支出は、建設改良費三百八十四万五千円を増額して三億四千七百二十二万六千円とするものです。

収入に対して不足する額については、一ページ、第二条の三行目括弧書きの「不足する額三億三十七万三千円は、過年度分損益勘定留保資金二億八千四百一万九千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千六百三十五万四千円で補填するものとする」に改めます。

内容につきましては、六ページをお開きください。

資本的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款資本的収入、二項負担金、一目工事負担金六百三十四万五千円は配水管・送水管移設補償費として、道路改良工事等に伴う布設替工事の工事負担金を計上しております。支出の第一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費二百八十四万五千円は、道路改良工事に伴う送配水管布設替工事費を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は質疑を省略し、予算特別委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△認定第一号 令和二年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定
について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、認定第一号、令和二年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

議案書一〇ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定に付すものであります。

説明につきましては、監査委員の意見書を使用させていただきます。報告をしたいと思っております。お手元の令和二年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を御覧ください。

まず、二ページをお開きください。

一般会計決算の総括について御説明いたします。

一般会計歳入決算額は百三十一億二百四十二万八千三百三十九円、一般会計歳出決算額は百二十六億五千六百十九万五千二百六十六円、歳入歳出の差引きであります。形式収支は四億四千六百二十三万三千二百十三円で、翌年度へ繰り越すべき財源一億六千八百九十九万八千円を控除した実質収支額は二億七千七百二十三万五千二百十三円

となりました。

次に、財政指標の主なものについて御説明いたします。

四ページをお開きください。

財政力の強弱を測定する方法として通常用いられる財政力指数は、令和二年度は〇・二八となり、前年度より〇・一ポイント改善いたしました。

財政構造の弾力性を測定する方法として用いられる経常収支比率は、令和二年度は八九・二％で、前年度と比較いたしますと二・八ポイント減少しております。しかしながら、依然として財政の硬直化が見られております。

続いて、歳入について御説明いたします。六ページをお開きください。

下段の表中、令和二年度調定額百三十三億九千七百五十三万一千六百五十四円に対し、収入済額百三十一億二百四十二万八千三百三十九円で、収入率は九七・八％となりました。なお、不納欠損額は六百二十五万九千六百四十六円、収入未済額は二億八千八百八十四万三千六百六十九円であります。

前年度と比較すると、調定額で二十五億四百七十三万九千四百八十七円、二三・〇％、収入済額で二十四億五千五百三十六万九千九百五十五円、二三・一％の増となっております。

続いて、一〇ページをお開きください。

市税全区分の収納状況についてであります。

現年課税分の収納率が九九・二%、滞納繰越分の収納率が一八・五%、合計で九六・七%、対前年度比〇・二ポイントの増であります。

一 一ページから一三ページにかけましては、譲与税、交付金等の状況でございます。主なものを御説明いたします。

一 二ページをお開きください。

一番上の段、第六款地方消費税交付金は、収入済額三億三千五百七十七千円で、前年度と比べ六千九百九十八万一千円、二三・〇%の増となっております。

続いて、一三ページの一番上の段を御覧ください。

最も構成比の高い地方交付税について御説明いたします。

歳入総額の三三・五%を占め、収入済額は四十三億八千五百七十九万三千円で、前年度と比べ七千八百三十万八千円、一・八%増となりました。

一 四ページをお開きください。

第十一款分担金及び負担金は、調定額の減に応じて収入済額も減となっております。

第十二款使用料及び手数料は、調定額に対する収入済額が昨年度と同率の九五・七%となり、前年度と比べ、収入済額では六百三十三万七千六百三十一円、三・五%減となっております。主な要因は、開発総合センターの鉄砲展示室使用料の減少によるものでございます。

第十三款国庫支出金については、収入済額が三十七億二千三百三

十二万六千四百七十七円で、前年度より二十二億五千五百七十七万二千九百九十二円、一五三・七%増となっております。主な要因は、総務費補助金、特別定額給付金事業によるものとなっております。

また、一五ページの第十四款県支出金は、収入済額で九億千三百四十一万三千百七十七円、前年度より五千九百三十四万七千六百七十七円、六・九%増となっております。主な要因は、水産業費補助金、種子島周辺漁業対策事業の増額によるものです。

第十六款寄附金については、前年度より二千七百万九千三百八十三円、一七・二%増となっております。主な要因としては、ふるさと応援寄附金の増によるものであります。

一 六ページをお開きください。

第十七款繰入金金は六億六千二百七十九万九千八百八十八円で、前年比一億六千七百九十一万九千五百四十四円となり、三四・〇%の増となっております。基金からの繰入金金が主なものでございます。

その下になります。繰越金についてです。

令和二年度は一億千三十二万一千二百七十七円で、前年比二億三百七十四万四千六百九十五円、六四・九%の減となっております。

一 七ページを御覧ください。

第二十款市債は七億九千七百七十四万六千円、前年度と比較して五千五百五十五万七千円、六・九%の増となっております。主な要因は、令和元年度繰越し事業として実施いたしました校内通信ネットワーク整備事業などによるものとなっております。

次に、歳出について御説明いたします。

一八ページをお開きください。

令和二年度予算現額百三十四億千二百十五万四千円に対し、支出済額は百二十六億五千六百十九万五千二百六十六円、執行率は九四・四％。翌年度への繰越額が四億七千三百六十六万八千円、不用額は二億八千二百二十九万八千七百七十四円であります。

一九ページを御覧ください。

歳出を款別に比較いたしますと、金額で大きいものは、総務費、民生費、教育費、公債費であります。主なものを前年度との比較で説明いたします。

総務費では十四億三千九百八十四万八千七百三十五円増えています。主な要因といたしましては、特別定額給付金給付事業給付費などによるものです。

次に、民生費においては五千四百二十四万二千二百三十円増えています。主なものといたしましては、ひとり親世帯臨時特別給付事業などの扶助費の増によるものです。

次に、教育費においては四億二千五百七十二万四千四百十八円増えています。主な要因といたしまして、中学校プール整備事業などの普通建設事業費の増によるものです。

最後に、公債費については五千四百八十四万四千七百五十円減っております。主な要因は、地方債償還元金が四千三百四十九万二千四百十三円、及び利子で千百三十五万二千三百三十七円減少したこ

とによるものです。公債費については歳出総額に占める割合が依然として高いため、今後も公債費の管理には十分留意が必要な状況であります。

財政状況は、経年比較をいたしますと、悪化こそはしておりますが、単純に改善しつつあるという状況にはございません。これは、近年行った大型事業による元金の償還開始や今後増大が予想される公共施設等社会資本の再整備など、注意すべき点が多いからであります。これらを踏まえ、長期展望に立った財政運営に、引き続き、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

△決算特別委員会の設置及び構成

○議長（川村孝則君） ここで、日程第一九、決算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本決算認定につきまして、各常任委員会から三名ないし四名の計七名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査の方法を取りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第一号、令和二年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定については、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたします。

△決算特別委員会委員の選任

○議長（川村孝則君） 次に、日程第二〇、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員に、総務文教委員会から橋口美幸議員、濱島明人議員、宇野裕未議員、橋口好文議員の四名、産業厚生委員会から河本幸男議員、下川和博議員、遠藤建次郎議員の三名、以上七名の諸君を指名いたします。

ここで、この後の議題に関係のない各課の理事者の方々は、退場をお願いいたします。

△認定第二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二一、認定第二号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の一一ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものでございます。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のほうでさせていただけます。

審査意見書の二七ページをお開きください。上の表になります。本会計の令和二年度決算は、収入済額が二十二億六千九百九十一万九千九百七円、支出済額が二十二億五千三百八十二万七千六十九円、実質収支額は一千六百九万二千八百三十八円となりました。

次に、歳入について御説明します。下の表になります。

令和二年度の調定額は二十三億三千五百三十六万三千八百九十五円、これに対し、収入済額は二十二億六千九百九十一万九千九百七円、収入率は九七・二％でした。

不納欠損額は一千六万三千九百十八円で、収入未済額は五千四百三十八万七千七百円でございます。

二八ページをお開きください。上の表になります。

歳入の主なものは、上から四行目の県支出金が十五億九千九百七万二千六百十二円で、構成比が七〇・四％、一行目の国民健康保険税が三億六千六百十六万四千四百四十五円で、構成比が一六・一％、

下から四行目の繰入金が二億三千五百三十七万八千飛んで六十二円で、構成比一〇・四％、その下の行、繰越金が五千八百三十一万九千六百六十一円で、構成比が二・六％となっており、これらを合わせますと歳入決算額の九九・五％を占めております。

下の表を御覧ください。

前年度との比較では、一番下でございますけど、歳入合計で六千二百三十一万八千十二円、二・七％減少しております。減少の主なものは下から三行目の繰越金七千六百八十八万四千四百七十七円の減、及び一行目の国民健康保険税一千六百五十三万六千百十三円の減でございます。

国民健康保険税については、調定額も減少しておりますので、世帯数や被保険者数の減少、課税所得の減少が要因として考えられます。繰越金については、前年度の形式収支額が次年度の繰越金収入額となりますので、令和元年度の形式収支額が平成三十年度より七千六百八十八万四千四百七十七円減少したということでございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

三〇ページをお開きください。上の表になります。

令和二年度の支出済額は二十二億五千三百八十二万七千六百九十九円で、予算現額に対する執行率は九九・六％、不用額は九百十八万九百三十一円でございます。

下の表を御覧ください。

歳出の主なものは、上から二行目の保険給付費が十五億千八百八

十三万二千七百七十一円で、構成比が六七・四％、その下の行、国民健康保険事業費納付金が六億五百万六千九百六十二円で、構成比が二六・八％となっており、これらを合わせますと、歳出決算額の九四・二％を占めております。

前年度との比較では、歳出合計で二億九千九百八十九円、〇・九％減少しております。増加している主なものは、上から三行目の国民健康保険事業費納付金五千四百九十六万三千二百五十五円の増、減少の主なものにつきましては、基金積立金三千八百四十四万一千円の減、及び諸支出金三千四百七十四万七千四百六十五円の減でございます。この差額ということになるかと思えます。

最後に、基金について御説明します。四四ページをお開きください。

表の下から五行目、国民健康保険基金になります。令和二年度は二千三百十六万円を積み増しし、年度末現在高は一億五千六百六十五万五千元となっております。なお、内訳としまして、基金からの繰入れが六百万円、基金への積立てが二千九百十六万円ということになっております。

二七ページにお戻りください。

令和二年度の実質収支は一千六百九万二千八百三十八円となり、前年度と比較しますと約四千二百万円減少しております。短期的な比較でございますので、この数値のみで判断するということではできませんが、今後も減少が続いていくようであれば収支改善の手だて

が必要となってきました。

今後におきましても、市民の健康と生活を守る根幹の保険制度として、安定した基金、安定した事業の運営に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） すいません、今回この不納欠損額ですね、説明もここに記載されている内容が、徴収権が消滅と。前年のこれまでの通常、他の税金の不納欠損については、市の様々な取組の中で最終的に出てくるわけですが、ちよつと今回のこの取扱いについて、もう少し説明があればお願いします。

○健康保険課長（長野 望君） すいません、不納欠損額につきましては誠に申し訳ございません、ちよつと内訳につきましては税務課所管のところでございまして、内訳はちよつと説明書を今回持ち合わせてございませんので、誠に申し訳ございません。

○一番（長野広美さん） 分かりました。はい、それはまた別途。

○議長（川村孝則君） ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査の方法を取

りたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二二、認定第三号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 御説明いたします。

議案書の一二ページを御覧ください。

認定第三号は、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

お手元の令和二年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について御説明をさせていただきますと思います。

三三ページから三五ページまでとなっております。

まず、三三ページなんです。本会計の決算額は、歳入歳出予算の総額百六十五万二千元に対し、歳入決算総額百六十五万三千九百六十二円、歳出決算総額百四十二万八千九百七十一円で、歳入歳出差引額二十二万四千九百九十一円は全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものについて、三五ページのほうをお開きください。

共済会費収入百五十九万四千八百円で、歳入全体の九六・四二％を占めております。共済会員数が対前年度比二千七十七人減少している理由として、新型コロナウイルスの影響で、例年、各地域において会費集金、徴収により納付されていたもの及び直接市民生活課にて納付されていたものが、不要不急の外出自粛などによって外出制限があり、納付がなされなかったものと推測されております。

加入者は、一般会員が五千五百九十九人、ゼロ歳児から小学校一年生までの掛金免除の特別会員が八百六十三人の合計六千四百六十二人で、加入率は四四・一九％となっております。前年度と比較いたしますと一二・八三ポイントの減となっております。

歳出の主なものについては共済見舞金でありまして、通院、入院の四件分十三万九千八百円を支出しております。

意見書の四四ページをお開きください。

下から四行目の交通災害共済基金については七十万円を積み立ててございまして、令和二年度の末の基金残高は三千四百五十万円と

なっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査の方法を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二三、認定第四号、令和二年

度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） 認定第四号、令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたしま

す。

議案書一三ページをお開きください。

本案は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

お手元の西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で御説明いたします。

意見書三六ページをお開きください。

まず、決算の概要ですが、収入済額は四十六万八千十二円、支出済額は四十四万四千二百四十六円で、実質収支額は六万三千七百六十六円となりました。

次に、歳入は、予算現額四十七万九千円に対し、九七・七％、調定に対し一〇〇％の収入率であります。収入済額を昨年度と比較しますと七万七千六百七十七円、一三・一％の減となっております。歳入の主なもの、市場使用料四十四万二千五百二十二円、前年度繰越金二万四千六百五十六円でございます。市場使用料の前年度対比は九・三一％となりました。

次に、歳出であります。

三七ページ、中段を御覧ください。

予算現額四十七万九千円に対し、支出済額が四十万四千二百四十六円で、執行率が八四・四％、不用額は七万四千七百五十四円でありました。歳出の主なもの是一般管理費で、うち地方卸売市場基金

積立金が十一万一千円でございます。

この結果、令和二年度末の基金現在高は、めくっていただいで四四ページの下から三行目にお示ししているように、三百六十一万三千円となりました。

なお、歳入歳出差引残高額の六万三千七百六十六円は、全額令和三年度に繰り越すものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査の方法を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時四十五分頃より再開をいたします。

午後一時二十八分休憩

午後一時四十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△認定第五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出
決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二四、認定第五号、令和二年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

議案書の一四ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものであります。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で説明をさせていただきます。

審査意見書の三八ページをお願いいたします。上の表になります。

令和二年度の決算額は歳入が前年度比〇・五%増の二十二億二千二百二十六万二千四百十四円、歳出が前年度比一・四%増の二十一億八千三百一十四万七千五百五十九円となり、実質収支額は三千九百二十四万七千六百五十五円となりました。

歳入について御説明いたします。その下の表になります。

令和二年度の収入済額二十二億二千二百二十六万二千四百十四円は、調定額に対し九九・七%の収入率で、四百七十六万五千五百九十七円の収入未済が生じています。これは介護保険料の収入未済額ですが、前年度より百六十六万五百六十五円、率にして二五・八%減少しております。また、不納欠損額は二百四十四万八千七百二十円、件数は二百十二件でありました。

三九ページ下の歳入財源別比較表を御覧ください。

歳入では、介護保険料が前年度比三・七%減の三億三千四十七万五千二百四十五円、国庫支出金が前年度比〇・九%増の五億九千三百八十八万六千七百七十五円、支払基金交付金が前年度比四・一%増の五億三千五百八十四万五千九百九十二円、県支出金が前年度比一・四%増の二億九千九百九十九万九千九百九十三円、繰入金が前年度比〇・五%減の四億一千八百八十三万一千円、繰越金が前年度比三・五%減の五千七百六十八万一千四百八十六円となりました。

介護保険料の減少の要因としては、消費税増税に伴い段階的に拡充をされてきました低所得者の保険料軽減措置が、令和二年度において完全実施となったことによるものでございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

四〇ページ下の歳出款別比較表を御覧ください。

歳出では、総務費が前年度比四・七%減の一億七万四千四百七十七円、保険給付費が前年度比一・九%増の十八億八千七百七十四万九千九百

四円、地域支援事業費が前年度比七・七％増の一億三千十六万九千四百九円、基金積立金が前年度比二一・七％減の二千八百八十四万一千円、諸支出金が前年度比四・三％減の四千二百八十五万二千四百四十九円となりました。

歳出の大部分を占める保険給付費及び地域支援事業費ともに前年度より増加をしておりますが、要因としましては、要支援認定者数の増加に伴い、介護予防サービスや総合事業の利用が増加していることが影響しているものと思われまます。

また、令和二年度は、第七期介護保険事業計画の最終年度となり、これまでの給付費等の推移も踏まえながら、今後の認定者数やサービス利用の見込み量を推計し、新たな第八期計画を策定いたしました。

引き続き、第八期計画に基づき、介護保険事業の適正な運営に努めてまいりたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査の方法を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計歳入歳出決算認定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二五、認定第六号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の一五ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものです。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書でさせていただきます。

審査意見書の四一ページをお開きください。上の表になります。

本会計の令和二年度決算は、収入済額が二億四千六百七十四万九千五百三十五円、支出済額が二億四千五百五十八万七千五百九十七円、実質収支額は百十六万九千九百三十八円となりました。

次に、歳入について御説明します。中段の表になります。

令和二年度の調定額は二億四千七百一十五千二百九円、これに対し収入済額は二億四千六百七十四万九千五百三十五円、収入率は九九・九%でございました。不納欠損額は四万三百円、収入未済額は二十二万五千三百七十四円でございました。

下の表を御覧ください。

歳入の主なものは、一行目の後期高齢者医療保険料が一億三千八百九十三万七千六百五十二円で、構成比が五六・三%、上から四行目の繰入金が一億九千九百九十四万九千八百四十二円で、構成比四一・三%となっており、これらを合わせますと歳入決算額の九七・六%を占めております。

四二ページの上の表を御覧ください。

前年度との比較では、歳入合計で二千二百六十二万五千二百三十三円、一〇・一%増加しております。増加の主なものは、一行目の後期高齢者医療保険料一千六百二十四万六千七百五十七円の増、及び、上から四行目の繰入金七百十三万八千二百八十八円の増となっております。要因といたしましては、後期高齢者医療保険料の保険料率の改定があったことによるものでございます。

続いて、歳出について御説明します。中段の表を御覧ください。

令和二年度の支出済額は二億四千五百五十八万七千五百九十七円で、予算現額に対する執行率は九九・九%、不用額は二十二万六千四百三十三円でございました。

下の表を御覧ください。

歳出の主なものは、二行目、後期高齢者医療広域連合納付金二億二千六百七十七万二千四百四十六円で、構成比は九二・三%です。前年度との比較では、歳出合計で二千二百六十二万四千四百三十九円、一〇・一%増加しております。増加の主なものは、二行目の後期高齢者医療広域連合納付金二千二百八十二万三千三百三十二円の増でございます。後期高齢者医療保険料が増加したことに伴って納付金も伸びているということでございます。

今後とも、県後期高齢者医療広域連合や構成市町村と連携を図り、事業の適正な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査の方法を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第七号 令和二年度西之表市水道事業会計決算認定につ

いて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二六、認定第七号、令和二年度西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 御説明いたします。

議案書一六ページをお開きください。

認定第七号、令和二年度西之表市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第三十条第四項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

続いて、横長の資料、西之表市水道事業決算及び事業報告書に沿って説明いたします。

一ページをお開きください。

（一）収益的収入及び支出の収入。第一款事業収益の決算額は四億八千三百五十万八千八百八十九円、支出の第一款事業費の決算額は四億五千二百四十四万八千三百三十二円となりました。

（二）資本的収入及び支出の収入。第一款資本的収入の決算額は四千七百七十四万四千三百三十九円、支出の第一款資本的支出の決算額は二億七千三百三十五万七千五百四十一円となり、不足する額については、下段に記載してありますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しており

ます。

二ページをお開きください。損益計算書です。

下から三行目、当年度純利益は二千九十九万八千六百八十三円となり、前年度繰越欠損金に補填され、当年度未処理欠損金は一億九千六百四十七万一千五百十三円となりました。

五ページをお開きください。貸借対照表です。

一番下の資産及び負債資本の合計は四十一億四千五百三十三万三千八百八十円となり、前年度から一億五千五百一十一万一千五百三十六円の減となっています。

六ページをお開きください。キャッシュフロー計算書です。

下から三行目、資金減少額は四千八百十六万三千九百二十九円で、資金期末現在高は三億三千七百二十万四千六百三十三円となりました。

九ページをお開きください。水道事業報告書で総括を記載しています。この内容に沿って、以降、主なものを説明いたします。

一一ページをお開きください。建設改良費の概況です。

道路改良に伴う管路の布設替工事など八件実施しました。建設改良費の実施額は、合計で八千二百二十五万六千九百円となりました。

一二ページをお開きください。保存工事の概況です。

百万円以上の修繕工事で、阿曾浄水場活性炭炭更新三千四百十万円を行いました。

十四ページをお開きください。業務量です。

上から三段目、給水人口は一万四千五百六十二人で、前年度から二百四十一人、一・六五%の減ですが、その下、給水件数は八千八百七件で五十五件、〇・六二%の増となりました。

七段目、有収水量は百五十四万八千五百八十九立法メートルで〇・一五%の増で、中ほど、総給水量は百九十七万七百十六立法メートルで〇・三五%の増となっておりますが、有収率は七八・五八%となり、前年度比〇・一六%低下しております。

下段の二項目、給水原価は二百四十六円で、供給単価の二百四十七円を下回っており、給水原価は前年度から二・八四%減少しております。

一五ページをお開きください。

(二) 事業収入に関する事項。事業収益の前年度からの増減額は二百九十八万四千三百八十円で、〇・六八%の増となりました。

(三) 事業費用に関する事項。事業費用の前年度からの増減額は一千百十七万五千九十二円で、二・五七%の減となりました。要因としては、営業費用の総係費で、経営戦略が完了したことにより委託料が皆無となったためです。また、営業外費用の支払利息では、企業債利息が減となっております。

一八ページをお開きください。

(二) その他経理に関する重要事項として、イ、未収金の概況、営業未収金、表の一番下、令和二年度の収納率は九八・六%で、前年度比〇・四二%上昇しております。

三二ページをお開きください。企業債明細書です。令和二年度新規借入れはありません。

当年度償還高は、表の一番下、合計で一億六千五百二十三万五千五百六十四円です。未償還残高は十六億八千三百十八万三千四百四十七円となっております。

以上で決算及び事業報告についての説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査の方法を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△報告第一七号 令和二年度公益社団法人西之表市農業振興公

社経営状況報告について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二七、報告第一七号、令和二

年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） 報告第一七号、令和二年度公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況について御報告いたします。議案書一七ページをお開きください。

本案は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、公益社団法人西之表市農業振興公社の令和二年度の事業実績並びに収支決算状況を報告するものです。

別冊の令和二年度決算書、八ページを御覧ください。

正味財産増減計算書になります。これは企業会計の損益計算書に該当するものです。

初めに、Ⅰ、一般正味財産増減の部における一、経常増減の部ですが、経営収益が表の中段になります、三億四千四百四十一万三千八百八十一円。経常費用が九ページ最下段、三億三千八百六十二万八千七百十五円。当期経常増減額は、一〇ページ上段、二百七十八万五千六百六十六円となりました。

これに、二、経常外増減の部を含めた一般正味財産期末残高は、二百二十二万九千四百十六円増の八千九百六万八千八百八十一円になりました。

さらに、Ⅱ、指定正味財産増減の部を含めたⅢ、正味財産期末残高は二百六万三千二百六十六円の減の一億二千九百八十万九千七百七十二円となりました。

一ページに戻りまして、事業報告でございます。

令和二年度一年間の公社の取組を総括的に記載してございます。

農業振興公社につきましては、農作業受託事業を中心に、農業労働力の提供により、農家の手助けを行う援農隊と連携し、更なる農業振興に努めております。内容につきましては、他の説明項目と重複いたしますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、二ページから四ページにつきましては、令和二年度の農作業受託事業実績を示しております。

三ページ十一行目、作業受託収入までは、公益公社直営での実績でありまして、直営受託作業収入は一億四千五百三十三万円余りの実績となり、前年対比は九百六十六万円の増、計画対比は一千七百九十九万円の増となっております。

その下の再委託の欄につきましては、市農作業受託者組織の各作業班に作業再委託を依頼したもので、実績は一億四千二百六十一万円余りの取引高で、前年度より一千五百九十七万円弱の増となっております。作業受託収入は合計二億八千七百九十四万円でありました。

次の育苗の欄から四ページ援農隊の欄までは、各種事業の取扱い額を示しており、事業総合計は三億八百九十六万九千三百三十円であり、前年度との実績対比二千六百五万五千三百六十五円の増となりました。

五ページから七ページまでは、各事業の概要を示しております。後ほど御覧ください。

八ページから一〇ページにつきましては、先ほど説明しました正味財産増減計算書で、当該事業年度における事業活動の効率性と使途制約資金の増減状況を表示するものであります。

一一ページは、年度末の財政状況を示す貸借対照表です。

まず、表左側の資産の部ですが、主なものといたしまして、中段に、固定資産の(一)特定資産のうち作業機械で八百六十三万五千円の増となっております。これは県、市、農協の補助金及び公社の負担金で受託作業用のトラクターを購入したものです。明細は一九ページ上段に示しております。

また、(二)その他の固定資産は、作業機械で百四十八万七千三百円の増となっております。これは草の刈取機及び育苗の催芽機を取得したものであります。明細は二三ページに示しております。

資産合計は一億八千二百五十五万七千三百円で、前年比四百四十二万三千二百九十七円の減となっております。

次に、表の右側、負債の部ですが、一、流動負債の事業未払金四千二百九十八万七千九百三十六円については、さとうきびなど再委託の作業料金をはじめ、事業に伴う未払金を計上しております。負債合計で五千二百七十四万一千一円となっており、前年比二百三十六万三十一円の減となっております。

資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計は一億二千九百八十万九千七百十二円となり、一〇ページの正味財産増減額と一致しております。

一二ページから一六ページにつきましては、これらの財務諸表を作成するに当たっての注記をお示ししております。棚卸資産の評価基準、固定資産の減価償却の方法、消費税の税込方式での記載、基本財産の明細、特定資産の増減表、一七ページから二五ページには、特定資産や公社独自資金で取得した固定資産の明細を記載しております。

最後の二六ページには、当公社監事による監査報告書を示しております。

以上、御説明いたしました。今後とも議員各位の支援と御理解をお願いいたしました。令和二年度の公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況の報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 報告は終わりました。

報告第一七号は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二八、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において、九月六日午前中までに受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会欄記載のとおり付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日、十一日から十二日までは休会です。

十三日は午前十時から本会議を開きます。

日程は諸般の報告と市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後二時十一分散会

本会議第二号（九月十三日）

本会議第二号（九月十三日）（月）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企 画 課 長	森 真樹 君
財産監理課長	奥村 裕昭 君
健康保険課長	長野 望平 君
経済観光課長	高石 心平 君
農林水産課長	岩下 栄一 君
建設課長	上妻 敏男 君
農委事務局長	中野 賢二 君
教委総務課長兼 学校給食センター所長	吉田 孝一 君
学校教育課長	山崎 省一 君

◎議会事務局職員出席者

書 書 次 局
記 記 長 長

和 上 古 園
田 妻 市 田
帆 文 善 博
波 和 哉 己
さん 君 君 君

令和三年九月十三日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 諸般の報告

日程第二 一般質問

一〇番	下川 和博	議員
九番	濱島 明人	議員
一一番	遠藤建次郎	議員
八番	河本 幸男	議員
一四番	橋口 好文	議員
一二番	竹下 秀樹	議員
四番	渡辺 道大	議員

△諸般の報告

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、諸般の報告をいたし

ます。

九月十日に設置いたしました決算特別委員会の正副委員長の選出結果について御報告いたします。決算特別委員会委員長は下川和博君、同副委員長は橋口好文君、以上のとおり報告いたします。

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第二、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、下川和博君の発言を許可いたします。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 皆さん、おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

まずは、オリンピック、パラリンピックについてなんですけれども、国民の皆様方から様々な意見があった今回の大会ではありましたが、選手の皆様方の活躍、またこの新型コロナウイルスと闘っている最中ではありましたが、私ども国民に対して感謝と勇気を与えていただきましたことに本当に感謝を述べたいと思います。ありがとうございました。

そこで、質問ですけれども、市長にですが、今回のオリンピック、パラリンピックについて、いろいろありましたけれども、どのような感想を持たれたものか、市長のほうから一言お願いをいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

東京オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大している中で、延期される状況の中で行われました。大会に関係された全ての方々のこれまで以上の努力によりまして開催が実現され、特別な大会であったと思います。

本市におきましても、四月にオリンピック聖火リレーが実施されました。聖火を掲げたランナーはもとより、市民の皆様も、大会会場にその聖火をつないだ記憶が残る大会になったものと思います。

パラリンピックの、大会の会長が、橋本会長がですね、パラアスリートの活躍に対してこういうふうなことを述べておられました。人間には無限の可能性と限界を超える能力があることを教えてくれると、そういうふうに言われたように思います。私も、持つて生まれた力、残された能力を最大限に發揮して挑むパラアスリートの姿に大変感銘を受けたところであります。

市政運営においても、本市が持つ能力や資源を最大限に生かして今後のまちづくりを進めてまいりたいと、そういうふう感じたところでございます。

以上です。

○一〇番（下川和博君） どうもありがとうございます。

今、市長がパラリンピックのことでちょっと触れていただきましたけれども、私もパラリンピックを見て本当に感動したところがあります。全盲の選手が金メダルを取ったりですね、あの水泳のバタフライでしたか。あと、ボッチャという競技で杉村さんという方が金メダルを取りました。ああいうふうな障害を持ちながらも、あれだけのことができるんだということを、やはり本当に今市長が言われましたけれども、人間の無限の可能性というのを、本当にあるんだなというのを感じたところであります。

そこで、一つ市長に提案なんですけれども、今言いましたボッチャという種目がありましたけれども、あれについては一般の健常者でもできるんじゃないかなと思うところも、私はふと思ったところでしたけれども、公民館であるとか小さな集会場等であっても、健常者がいろんな高齢者の集まりとか各種集会等においてそういうことをやっていけば、また障害者がしているスポーツをすることによって、健常者も今まで以上に障害者に対しての理解が深まってくるんじゃないかというふうなことを思ったところであります。ぜひ本市でも、そのような形で、生涯スポーツの何か一つ、西之表市はこれに力を入れるんだというようなことも今後検討していただければなど思うところであります。

『五体不満足』でしたか、乙武さんがテレビでインタビューに答えておったんですけれども、近い将来には、オリンピックとかパラ

リンピック、この差別をするんでなくて、一つのオリンピックという事になればいいですねということをおっしゃいました。私も同感で、本当にそのようになってくれればいいなと思うところでもあります。

今、全米オープンが終わったんですかね。テニスの全米オープンがありましたけれども、テニスの四大大会は、車椅子の部門も必ず入っています。

ですから、できないことはないと思うんで、少しずつではあっても、将来的には、オリンピックという一くりの中でこの大会ができればいいのかなというふうに思うところでした。

ぜひ市としても、いろんな障害者のスポーツもありますけれども、障害者を理解する上でも、何か一つ西之表市はこのスポーツをやっていくんだというようなことがあってくれればいいのかなと思っております。これは一つの提案です。

次に、新型コロナウイルスのワクチンの接種の状況についてでありますけれども、新型コロナウイルスワクチンの接種については現在進行中であります。

私も、一回目が八月の十六日で、二回目は一昨日の土曜日に、一日に二回目を打たせていただきました。打ったときにはそうでもなかったんですが、昨日、日曜日はやっぱり肩の周辺、なかなか手が上がらなかつたりとか、左手に打ちましたんで、そういうこともありまして。熱にしても、脇の下で測ったら、一番高くて三十七度

二分ぐらい、口の中で測ってみようと思って測ったら、三十八度三分ぐらいまで上がったこともありましたが、あと、全体の脱力感というか、関節がどこかいつもと違うような、そういうふうなことがありますけれども、大したことはなかったんじゃないかなというふうに思ったところです。正直、今日のこの一般質問も、あしたにすらそうかというふうな感じで思ったところもあったんですが、今日このようにこの場で立てたということは、意外と特になかったのかなと思っております。

また、今、接種を一生懸命されておりますんで、そこに携わっている皆さん方には、本当に感謝を申し上げます、そこに携わって

土曜日でしたか、私の家に着いたのが。接種の状況についてという回覧が回ってきたわけですけれども、私がこの通告を出したのが九月の一日だったと思いますけれども、そのときにはよく状況が分からなかったもんで、この接種の状況について説明をいただきたいと思って出したところですけれども、回覧が回ってきたんで、市民の方もかなり分かっているとは思いますが、改めて、接種の状況について課長のほうから少し説明をお願いします。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

現在、四十一歳から六十四歳の方の二回目の接種を行っているところでございます。終了を九月二十二日としているところでございます。

それ以降については、高校生を含む十六歳から四十歳の方には九月三日に接種券を発送し、一回目の接種を九月二十七日から十月六日まで、二回目の接種を十月十八日から二十七日まで、日曜日を除く午前中としていただいております。中学生の方には九月八日に接種券を発送いたしましたして、一回目の接種を九月二十七日から十月七日まで、二回目の接種を十月十八日から十月二十八日まで、日曜を除く十六時半から十七時半としていただいております。

以上でございます。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

今課長のほうから説明がりましたが、十月の末には十二歳以上の中学生以上が、希望する皆さん方には一通り終了するということでありまして。市民の皆さん方も、一定の目的が立ったということで大変安心をしているのではないかと思います。

ただですね、NHKのテレビでよく出とったんですが、上のほうにテロップで、西之表市だけが接種券をこれから配付しますというふうなことが出てました。ほかの市町村はもう何日から接種を開始しますというのがあるんですね、この西之表市だけが特に遅れているような感じを私個人も受けましたし、また市民の皆さんからも何でこんなに遅いのかということを本当に言われて、ことでした。

最初から、八月になっても二週間遅れたというのもあったし、最初に打った人たちも遅れとったのかもしれない。いろんな事情があるとは思いますが、これについては、一応十月末で希望

者は接種が終わりますんで、その後にしつかりと検証をしていただいでですね、反省するところは反省をして、今後、できるところはできるようにしていただくような形を取っていただきたいと思います。ですが、まず、この、なぜこのように西之表市だけが遅れたのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、これまで、本市としましては、ワクチンの供給見通しに基づいて接種日程を計画しており、接種日程に合わせまして、接種希望者が予約できる状態になったときに接種券を配付してまいったところでございます。

今回の四十歳以下の接種日程につきましても、九月の二十日の週、九月二十日から二十六日までの間にワクチンが供給される目的が立ったことにより、日程を設定し、接種券を送らせていただいたところでございます。

接種券の発送については、県内のほうで遅いほうだったというのはそのとおりにかと思えますけれども、接種自体の完了について、県内で遅いとするような状況ではないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

ちなみに、この回覧の中でですね、六十五歳以上が八六・二四％終わっているようです。これは八月三十日現在ですけれども。十二

歳以上六十四歳以下が一六・五三％、これはもう倍以上になつてゐるんだらうと思います。

今課長の説明ありましたけれども、今後、三回目の接種も予定をされているようなことを国のほうも今言っております。三回目の場合になつた場合には、県で一番にとは言いませんけれども、せめて他の市町村並みにはできるような方法を取っていただければありがたいかなと思つんですが、この点について市長から一言お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

接種そのものが県下で遅いということとはなかつたというふうに認識してはおるんですけれども、確かに、市民が安心するためですね、その情報を早く伝えるということも、議員御指摘のように、重要だつたと思います。

今後につきましては、そうした市民が安心できるような体制をですね、少しでも早く取るというふうに心がけてまいりたいと思いません。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 今、市長が接種そのものは遅くなかつたというふうなことでしたけれども、ここは私の見解がかなり違つて、中種子町の場合は、八月の初めには、六十歳以上の、私の同級生はもう打つてました、二回目を。だから、接種自体が遅れたんだらうと思つています。ただ、課長が言われたように、ワクチンの供給が間違

いなくできるというところにいるんな發送をいつたり、やつたんだということ、それが自然に遅れてしまったんだらうなというふうには私思うところです。そこは少し見解が違うかもしれませんが。

どっちにしても、三回目のときには、先ほども言いましたけれども、一番になれとは言いませんが、他市町村並みにできればお願いできるように検討をしていただきたいと思つています。

それでは、三つ目の質問になります。通学道路の安全点検についてなんですが、千葉県で起きました下校中の交通事故についてであります。親の気持ちはどうだつたのかなと思つと、本当に自分も子を持つ親として、本当に考えることもできないぐらいに悲惨なものだつたと思つています。

特にまた、運転手が途中でビールを飲んで運転をしていたということもありますし、白ナンバーであつたために、事前の飲酒の検査などもできなかったというようなことも報道で伝えられておりますけれども、このような悲惨な事件をなくすためにも、危険と思われる通学路を国に報告するようというところで国のほうから通達が来てると思つんですが、これについて、まず、通達の内容について説明を求めたいと思つています。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

六月下旬に千葉県でトラックに小学生がはねられ死傷した事故を受けて、国は、七月九日に、通学路における合同点検の実施についての依頼を發出しております。

通学路における危険箇所を取りまとめにおいては、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所などの観点が示されております。

市教委としては、各学校からの報告に基づいて、九月十日に、種子島警察署、熊毛支庁建設課、市民生活課、建設課、福祉事務所と合同で、実際に現場に出向いて合同点検を行い確認をしたところです。

以上です。

○一〇番（下川和博君） ありがとうございます。

合同点検をされたということですけど、まだ報告はされてないんですよ。はい。今後、報告をされるということでもありますけれども、国の報告、もし報告をするのであれば、議会のほうにもぜひ通知を、どういうところを出したということでも報告をさせていただければ、私は大変ありがたいと思うんですが、幾らか具体的にこういうところが要望があったとかそういうところがあれば、二つ、三つ教えていただければありがたいですけど。

○学校教育課長（山崎省一君） 各学校から寄せられている危険箇所等には、側溝に蓋がない、工事用大型ダンプが減速せずに通行している道路がある、ガードレールの腐食がある、横断歩道の白線が消えかかっているなどの報告が上がっているところです。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 個別の点については、また後でよろしくお願いたします。

それでは、この三番目なんですけれども、この危険と思われるような場所については早急に対策を取らなければいけないと思うんですけども、例えば、道路を広げるとか、ガードレールを造るとかということになると、いろんな予算とかそういうのも必要になってくると思うんですが、ただ、はっきりしてるのは、事故があつてからでは遅いということなんです。そうならないように、どのような対策を取るつもりなのか。

これについては、教育委員会ばかりではと思います。建設課長も今日来てますんで、そういうところ、危険箇所が分かった場合、報告をした後、建設課等ともしっかり相談をしていただいて、早急にこの対策が取れるように、事故を未然に防ぐようにですね、そういうふうな対策を取っていただくようお願いをしたいと思います。それが、全体として、市長からぜひその対策についてお願いできればと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

子どもたちの交通、通学の安全については、日頃から関係学校及び関係機関とで協議しているところではありますけれども、いろんな御要望と今回を機にですね、しっかりとまた点検して取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 危険箇所、本当にいっぱいあると思うんです。抜け道になったりとか。ですから、やはり事故がある前に、そういうことにならないように、本当に事前に対策を取っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、四番目になりますが、馬毛島問題について最後にお尋ねをしたいと思います。

まず、馬毛島における市有地、いわゆる市の財産はどこなのか、その面積について教えていただきたいと思えます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 市有地全体を総合的に管理しておりますことから、財産監理課のほうでお答えをいたします。

馬毛島における市有地は二か所で、三筆であります。一か所目に、島の中央部より東に位置する旧馬毛島小・中学校の敷地、字八重石九・一九五と同字九・二一八の二筆から成っておりますが、面積は合計で八千八百五十三平米となっております。二か所目は、旧馬毛島丸が通っております葉山港の岸壁に細長く隣接をしております字葉山六・四で、面積は四十九平米というふうになっております。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 今の報告によれば、小中学校跡地と葉山港の周辺のこの二か所ということではよろしいですか。もう一回お願いします。

○財産監理課長（奥村裕昭君） はい、いわゆる市の名義を持つ市有地として財産を管理しているものについてはこの二か所になります。

○一〇番（下川和博君） 馬毛島の一号線から三号線、二号線、三号線の市道認定をされているところがありますけれども、この市道認定をされているところは、市民の間、国民の中もそうかもしれないけれども、市有地であると誤解をされている方がおられるようです。市道認定しているが、私は市有地ではないと思う、今課長が言われたように、市有地ではないと思っております。これは民間の土地であると思えますけれども、改めて確認をさせていただきます。市道と認定をされている道は市有地ですか。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） お答えいたします。

市道認定している馬毛島の三路線において、市が名義を持つ敷地はございません。

以上です。

○一〇番（下川和博君） ちょっと聞き取れなかったんで、もう一回。

○建設課長（上妻敏男君） 馬毛島の三路線において、市が名義を持つ敷地はございません。

以上です。

○一〇番（下川和博君） 名義を持つところはないということであれば、市有地ではないということですね。それでいいですね。

○建設課長（上妻敏男君） はい、結構でございます。

○一〇番（下川和博君） 市有地ではないということでもありますので、そこに強引に立入りをしたりしたら、いろんなことが起きるんだらうと思います。

そこで、令和三年の七月二十六日、この地主から、馬毛島市道一
号・二号・三号線を道路台帳から削除するなど、所要の廃止手続を
してほしい旨の要請書が市に提出をされておりますけれども、これ
は事実ですか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

事実でございます。

○一〇番（下川和博君） その理由としてですね、第三者の不法侵
入が多発しており、従業員の安全確保や未然のトラブル防止など
のために、市道認定を削除または所要の廃止手続をしてほしいとい
うことであります。

これについてはですね、二〇二一年の三月議会報告ということで、
西之表民報五月二十日発行第一七七五号です。この裏のページの

最後のところに、このようにあります。貴重な財産を守り抜くとい
うことで、馬毛島には市道三路線と学校跡地が市の保有する財産と
して残っていますとあります。

そこで、お伺いをいたします。市有地ではないということでは先
どありましたけれども、これ、財産監理課長、財産でもないわけで
すよね。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 道路につきましては、管理する、
維持管理するべき責務のある財産だというふうに思っております。
いわゆる市の名義を持つ財産という考え方、箱物等の土地という管
理の仕方とは違ってくるというふうに考えております。

○一〇番（下川和博君） 箱物等の財産ではないけれども、どうい
う財産、もうちよつと詳しく。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 道路につきましては、いわゆる箱
物等を造る行政目的、設置目的のある財産というものと若干の形が
違いまして、道路法、道路台帳法に基づく財産の位置付けという
ところになりますので、管理をする責務のある財産。維持管理をする
上で、財産につきましては、ほかの財産も含めまして、財産の維持
管理計画、それぞれ予算を伴うわけですが、そういった中で、
普通の箱物財産と若干の性格が違っていると、法律が違っているところ
なっておりますので、そのような状況で管理をしているというふうに
考えております。

○一〇番（下川和博君） そのような管理であれば、他者が侵入す

るのは特に違法ではないわけですか。今、二つの財産があるような説明でしたよ。であれば、そのもう一つの市道認定されているところは別の財産であるということでありませぬ。そうすると、土地は、一般の方、ほかの人たちの名義の土地ですよ。だけでも、市道認定されているから、そこに立ち入りたりすることは自由にできるというふうに理解をしいいわけですか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 市道認定をしておりますので、そこはちよつと慎重にならざるを得ないというところがあります。名義のないところについて、やはり地権者のほうの意見のほうも聞きながらというところにはなろうかと思えますので、こと、馬毛島につきましては、市の名義、ほかの道路みたいに名義を持ってないところでございますので、地権者には一定の配慮をしながら、やはり立ち入るにしても対応せざるを得ないのかなと、現時点ではそのように考えております。

○一〇番（下川和博君） もう時間もありませんので、最後に市長にお伺いをいたします。

今、地権者のほうから、台帳から削除していただきたい、所要の廃止手続をしてほしいとの要請書が出されておるわけですが、このことに対して市長はどのように対応をするつもりですか。

○市長（八板俊輔君） 先方がお見えになったときにも私から申し上げたところでありませぬけれども、この市道については、要請された方と我々とは考えているところが少し食い違っているところが

ございます。そうしたことをしっかりと協議を進めながらですね、今後、上手にやっていければと、そういうふうにご考えているところがあります。

○一〇番（下川和博君） あと二分ほどですけれども、簡潔にお願いします。もし、第三者が侵入をした場合に、その市道認定をしている場所でトラブルでもあったときには、誰がどう責任を取ってくれるんですか、市長。

○市長（八板俊輔君） そのトラブルの責任ということでもありますけれども、そのケースによってまた考えなければいけないことかなと思います。

○一〇番（下川和博君） 考え方の違いもあるということで市長も言われましたけれども、確かにそれはあるかもしれませんけれども、やはりそういうふうなトラブルがないように、未然に防ぐような対応というのは市はやっていかんと思っております。

要請書の中にはいろいろ書いてます。以前、市にもらってくれんかと、買わないかと言っても、県のほうから買わない、要らないとか、そういうふうなものも事前に何かそういうのもあります。

いろんないきさつがあるところですが、やはり馬毛島に賛成、反対のよしあしじゃなくて、やはりそこでトラブルが起こったり、いろいろなそういうことがないように市としては対応するべきだと私は思いますんで、ぜひそのような対応をしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十時四十五分頃より再開をいたします。

午前十時三十分休憩

午前十時四十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、濱島明人君の発言を許可いたします。

〔九番 濱島明人君登壇〕

○九番（濱島明人君） おはようございます。

早速、質問させていただきます。

件名、六十五歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

一、市は、なぜ六十五歳以上のワクチン接種者の予約確認等の協力を行政連絡員に要請したのか教えてください。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

接種対象者には、接種券と共に予約の方法等を記載した書類を同封し、また全戸配付や防災無線等でも周知を図ったところでござい

ます。

しかしながら、高齢者の中には、接種のために予約が必要なことが伝わらなかったり、また電話で予約することができないという方も一定いらっしゃると思いますが予想されましたし、そういった御意見もいただいたところでございます。そういった自分で予約に至らないだろう方の予約のフォローを行政連絡員にお願いいたしました。

具体的には、行政連絡員の方にそういった方を取りまとめさせていただきます、希望日時等を健康保険課に報告すれば、本人が電話で予約しなくても、予約済みとして取り扱うというようなこととしたところでございます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） それでは、今、行政連絡員がそういうサポート、予約確認をしてくださったということで、スムーズにいったということでしょうか、それとも何か別の問題が発生したとかそういうことはなかったでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

行政連絡員の方につきましては、私どもは予約が難しい方というところをお願いしたところでございますけれども、もうちょっと広めに、多くの方を対象として報告された行政連絡員の方もいらっしゃると思います。そういったところにつきましては御苦労があったというふうにお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） それでは、二番目に移らせていただきます。協力要請した際、なぜ六十五歳以上のワクチン接種対象者の名簿を配付しなかったのか教えてください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

ワクチン接種につきましては、本人の希望により行うものでございまして、全ての方が接種を受けなければならない、いわゆる義務ではございません。

また、行政連絡員の方にお願ひしたのも、予約できないであろう方を取りまとめたいただきたい、そういった方をお願ひしたわけで、こちらとしては、希望する方全員の分を取りまとめたいただきたいというものではございませんでした。

本市の個人情報保護条例において、個人情報を提供できる場合とは、本人の同意がある場合、事務の遂行に当たり実施機関が内部で利用する場合、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときなどと規定されておりますが、今回の接種は義務ではないことから、接種しないという選択をされる方もいらっしゃる、ことも踏まえまして、提供できる場合には当たらないと判断し、名簿の提供は行わなかったところでございます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） 義務ではないということですが、一応予約、確認をしないと、受ける受けられないか、また本人が決められない。分かる。それ、確認しないと分からないんじゃないかなと思

うんですよ。一軒一軒回らないと。だから、本人が受ける受けられないということは置いて、一応確認は、するためには、やっぱりリストを持って漏れがないようにするべきだと思います。

もちろん、今、その個人情報という話がありましたけど、名前だけでいいんですよ。各行政連絡員は、自分が住んでいる地域の人がどこに住んでいるというのは分かっています。けど、六十五歳以上なのかどうか、そこがちょっと微妙な方がいるので、それを知りたい。そのためにリストが欲しいという話をしてたんですよ。だから、名前だけのリストでも、個人情報保護に当たるとかどうかわちよつと教えてください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

個人情報保護条例の四つの情報というのが当然個人情報に当たるわけでございますけど、名前や性別、それと、すみません、今ここであれですけど、四つ、四情報と言われるものが個人情報に当たると言われているところでございます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） これはもちろん健康保険課長に聞くことじゃないかと思うんですけど、去年の国勢調査のときは、もちろん先ほど義務だからオツケーという話もありましたけど、行政連絡員回って、中には代筆してる、家族構成とかを代筆している方もいるんですよ。ということは。そして、封筒に名前と住所が書かれています。それを見て回ってるんですよ。

だから、これと今回の件の違いがちよつと分かりづらい。分かりづらいというか、なぜ名前の名簿を出せなかったのか、それはちよつと自分としても疑問ですし、あと行政連絡員もこれで大変困つてたということを知っています。これに関しては、ちよつと個人情報という、詳しく話を聞くと時間がちよつとないものですから、次に移りさせていただきます。

三番、市長は、名簿なしで行政連絡員がワクチン接種を行っていたのを確認していたのか。で、ちよつとここに書いてないんですけど、各校区で六十五歳以上のワクチン接種を行った際、区長、行政連絡員と、また消防団、この人たちは駐車場の整理、この人たちがワクチン接種をしている人たちのサポートをしたと、その場について聞いています。まず、それも知っていたか。あと、この行政連絡員に対して市長のどう思うか教えてください。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

高齢者のワクチン接種の予約に関して、際して、行政連絡員の方々に御協力いただくということに関しては承知をしております。御協力によりまして、高齢者ワクチンの接種が二回目まで無事終了されたことについてはですね、深く感謝を申し上げたいと思います。それに際して、地域のいろいろな方々がサポートしていただいたということについてもですね、途中で伺っております。その方々についても重ねて感謝を申し上げたいと思います。

また、対象者の名簿提供につきましては、そういった要望が行政連絡員からあり、庁内で検討した結果、名簿の提供をしなかったというものであります。結果として、行政連絡員の皆様に御苦労をおかけした点もあつたと思います。重ねまして、御尽力に対して心から感謝を申し上げます。

以上です。

○九番（濱島明人君） ある区長さんからの話なんですけど、区長自ら名前の名簿を作つて、各行政連絡員、その校区の、配つたという話を聞きました。これはやっぱり命に関わる大事な問題だということ、全責任は自分が負うという覚悟の下、配つたという話を聞きました。市長はそういう覚悟はどうでしたか。

○市長（八板俊輔君） もう一度。

○九番（濱島明人君） もう一度、はい。要は、もし何か配つたことに対して問題が発生した場合、名前ですから、個人情報によってその問題が発生するのはかなりリスクは低いと思うんですけども、私の聞いた区長が言うには、そういうリスクがあつたとしても、もし何かあつた場合は私が責任を負うということでリストを配つたと、そしてそれを基に予約確認をもらったということですけど、市長にはそういう覚悟はなかったんではないか。分かりづらくはすかね。分かりづらい。だから、最終的には自分が責任取るから、リストいいですよということ、やっぱりそれは言えない。

○市長（八板俊輔君） 名簿の提供に関しては、先ほどから、

個人情報関係で今回は出せなかったということでもあります。いろいろ、行政連絡員の方には、そういう名簿の提供を前提としてやる業務もございます。その業務によってということだと思います。ですから、繰り返しになりますが、今回の場合は、非常に限定された依頼の内容でありましたので、お願いするという形であったのだと思います。業務でしつかりお願いする場合はまたいろいろ差があるんだと思います。

そういうことではありますが、覚悟ということではありますが、市民の生命、財産を守るために、あらゆる面で覚悟を持って対処してまいります。

○九番（濱島明人君） えっと、そうですね、行政連絡員なんですけど、共助の精神を持って自分の地域のことに対しての活動をしてます。行政連絡員という言葉を見ると、ただ単に、市と各集落を結ぶパイプ役みたいな形で捉えられますけども、共助の、先ほど言った精神でかなりな仕事をしてます。今回のことに関しても、突発、こういう状況ですから、行政連絡員も、地域のため、住民のためということ、市からの依頼に関しては進んで協力しています。

それに対して、市側としての、まあ、リストは一応いいですよ、置いておいたとしても、もうちょっと温かい何か感謝の言葉とか、手紙を出すとか、そういうことはなかったんでしょうかね。多分、この人たちはそこまで求めてないと思いますけど、何かそのちょっと配慮が欠けるような感じを私は受けるんですよ。

ですから、今後、先ほど下川議員も話してたように、三回目の接種があるかもしれません。そのときにも、また行政連絡員は協力すると思います。そのためにも、何かもうちょっと、手当てかそういう話じゃなくて、何かできないものかなと思うんですけど、市長、どう思いますか。

○市長（八板俊輔君） 各校区の区長さん、それから集落の自治会長さんですね、そういった方々にはですね、市政の運営に関して非常にお世話になっております。私としても、職員としましても、心から感謝を申し上げますし、いろいろな機会を捉えてですね、その感謝の表現はしてまいりたいと、そういうふうにな心がけてまいりたいと思います。

○九番（濱島明人君） そうですね、九十六名ですから、できれば、市長直筆の手紙でも書いて送っていただければ、ありがたいかなと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。デモフライトについてです。

一、市長は六月議会で「デモフライトに関し、市民の皆様にも様々な感想があり、御意見を伺いながら、市の対応を十分反映する」と発言されていますが、市民の皆様の御意見、感想を伺ったのか、またどのような感想があったのか、また市としての対応はどうだったか教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

デモフライトに関しましては、市民の間から、賛成の団体からも、夜間の試験飛行を求める陳情書が寄せられたところであります。これを受けまして、防衛省の幹部と面会した折に、コロナの状況が落ち着いたら防衛大臣へ夜間訓練等のお願いく旨、お伝えをしたところであります。このコロナ禍もありまして、現在のところ、それがかなっていない状況でございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） 市民には直接話は聞いてますか、その感想とか意見に関して。

○市長（八板俊輔君） はい、いろんな場面で聞いております。

○九番（濱島明人君） それでは、二番目に移ります。五月二十六日の南日本新聞で「実際の訓練の音や質を想像するには不足している。実施したことには意味があるが、これだけでは判断できない」と述べています。また、「市民がFCLPに近い、実感できるほかの方法がないか防衛省と協議する」と。六月の議会で「もっとよいやり方があるのではないか」と市長は発言していますが、もっとよいやり方というのはどういうものか、また防衛省と協議したのか簡潔にお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

デモフライトについて、環境影響評価の方法書に市の意見書を出してあります。それに、その中で、最大限の飛行経路を想定し、種子島内陸部や東側の地点の調査ですとか、あるいは運用が計画され

ている航空機による実機飛行、それから硫黄島や各基地など類似事例からの算出などを求めたところであります。

防衛省との協議につきましては調整中でありまして、早急に実現したいというふうに考えております。

○九番（濱島明人君） 具体的なやり方というのはないんですか。

実感できる、市民がもうちょっと実感できる具体的なやり方という案は、今のところ、ないんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今先ほど申し上げたようにですね、実際の飛行経路ですとか、行動ですとか、それから速度なんかもあると思います。そうしたことを協議してまいりたいということです。実態に、実態というものがどういうものかということですね、防衛省に問い合わせているわけですが、なかなかその実態が分からないようなどころがございますので、協議の中で、なってくると思います。一例を挙げますと、先ほどの夜間の試験飛行というものがあるかと思えます。

○九番（濱島明人君） 先ほど防衛省には連絡をしているということですが、もう六月議会が終わってから約三か月近くかかっています。それまでの間、何も話は進展してないんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 先ほど申し上げたとおり、調整中でありまして、その後の進展は特にございません。

○九番（濱島明人君） 分かりました。
じゃあ、それでは、三番目の質問です。防衛省は、これまでの説

明で、FCLPの機数は四機から六機程度、その上で、デモフライトには最大六機飛行すると。それで、一方、市長は、実際のFCLPと機数が違うと発言しているんですけど、その根拠となるもの、それは事実かどうか教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

FCLPの実態は、先ほど申し上げたようにですね、なかなか明らかになっておりません。厚木基地で実施された際の七、八機というのを根拠に発言をしておりました。実態が明らかになっていないことから、FCLPを監視している団体からの情報を基にして発言したところでございます。

○九番（濱島明人君） じゃ、それでは、認識不足だったということでしょうか、その機数に関しては。

○市長（八板俊輔君） 実態についての防衛省からの情報提供が不十分であるということが最大のところではないかと思っております。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問に移りたいと思います。馬毛島基地（仮称）建設に反対する市民団体との政策協定についてです。

これはもう六月議会でも同僚議員が取り上げているんですけども、令和二年十二月に、馬毛島の基地建設に反対する市民団体と協定を結んでいます。「防衛省によりFCLP移転に伴う馬毛島基地施設整備計画には、失うものが大きく、同意できない。今後とも条件によってはこの決意を変えることなく、当選後のこの立場を引き継いでいく」とあります。

い

市長は、防衛省に対して「一度立ち止まって、課題を整理し協議しよう」と発言されていますが、防衛省がどのような説明をしたとしても、この協定を結んでいる以上、もう同意できないということになるんじゃないでしょうか。

○市長（八板俊輔君） さきの本会議でも答弁をいたしましたけれども、御指摘の文書の内容につきましては、昨年の八月に防衛省から施設整備案が示され、馬毛島の施設計画に同意できない旨を表明したことを受けたものであります。この決意を礎に、市民の皆様の再度の信任を得たわけであります。

防衛省が進める施設整備計画につきましては、地元の理解を得たとは言いがたい状況にあるものと考えております。したがって、国に対しては、一度立ち止まって、地元の声に耳を傾けていただきたいと申し上げているところであります。まずは互いに課題の整理に取り組みべきであると考えております。現状では、考えを変えることはできないと考えております。

○九番（濱島明人君） 今、一度立ち止まってということでしたけれども、市長の考えとしては、その馬毛島基地建設の計画を全て白紙に戻せということなのか、それとも今進んでいる段階をストップしろということなのか。立ち止まって課題を整理しない限り、基地建設には反対するというところで理解してよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 先ほどから申し上げておりますように、例

えば、環境アセスメントで、私も市の意見を出しております。それに対しての防衛省の考え方というものがですね、対応というものがまだ私どもに届いておりません。それを含めて、一つ一つですね、課題を整理していきたいと、そういうふうに申し上げているところがあります。

○九番（濱島明人君） 先ほどのFCLPのときもそうなんですけど、何か届いてない、届いてないという言葉が多いんですよ。もうちょっと何度もアプローチして、どうなっているんだということを引きつちり言っていたかかないと。市長は所信表明でも、市民を置き去りにしてると言ってますけど、市長自ら情報を取りに行くとか、同じテーブルに着くという意気込みを見せてもらわないと、何かこの馬毛島問題から最近目を背けているように自分は映ります。どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 先ほどから何回も申し上げましたけれども、防衛省に対しまして説明を求めているところでありまして、今調整中であります。そのやり取りは、向こうのほうからのボールを待っているところでもありますので、それが近々あるんじゃないかと期待しているところでもあります。

○九番（濱島明人君） じゃ、待っている間にどんどん計画が進んでいくということは、もう市長はしようがないという考えでよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） ですから、我々が申し上げていることに対

して、地元の理解を得るべく、防衛省はしっかりと一つ一つ対応していくべきだと思っております。それで、何度も今年の初めからも申し上げているところがありますけれども、防衛省からの我々の西之表市に対する回答というのが不十分なわけです。その一方で、環境アセスの方法書を出してみたり、今度は港湾施設の図面を出してみたりですね、そういうことは事前にこちらにはないままにやってきているわけです。ですから、それも含めて、どんな私たちが説明してほしいということは増えているわけですけども、それに対する我々こちらへの回答がないので、それは鋭意向こうと調整を日々しておりますので、その段階がまた近くあるのではないかとこのように期待しているところでもあります。

○九番（濱島明人君） すみません、ちょっと時間がないので、次に移ります。

市長は、六月議会で、馬毛島に施設整備されることのメリット、デメリットについて話されております。市長が考えるメリット、デメリットとは何か教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省からのメリット、デメリットの説明についてでありますけれども、これまでも、我々の疑問を払拭できるような丁寧な説明をするように求めているところではありますが、そこまで至っていないということでもあります。

メリット、デメリットというのはですね、基地を造る場合に、そ

のデメリットというのが何なのかということを我々は知る必要があるわけです。で、それに対してメリットというものがあるというふうに考えておりますので、まず、説明責任は防衛省の側にあると、そういうふうに考えております。

○九番（濱島明人君） いや、メリット、デメリット、その、今は思っていることでもいいんですけど。例えば、メリットとすれば、簡単に言うと、私が言うのもあれですけど、交付金が入る、または災害があつたとき自衛隊がすぐ駆けつけるといふものもあります。デメリットに関しては、自然が損なわれる部分もあると思います。そういうこと、あるじゃないですか。市長、だから、もうちょっと自分の考えをはっきり言ってほしいんですよ。よろしくお願いします。

○市長（八板俊輔君） この問題に関しましては、防衛省が馬毛島に基地を造りたいという計画をお持ちで、提示したわけです。それについて、どういう影響があるのかということですね、こちらから聞いているわけですね。それに対して不十分だったり、それから交付金につきましてもですね、どういうものがあるかということはいしつかりと防衛省がやるべきだと考えております。それについても説明を求めているところです。そうしたことを、やり取りを今後とも続けていきたいと思っております。

○九番（濱島明人君） 分かりました。積極的に働きかけて話合いを進めていってほしいと思います。

次に、先ほどの協定の件なんですけど、柔軟性が失われ、市民の

不利益になるのではないかと思います。この協定を解約する考えはないのか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 先ほどから申し上げておりますように、現状では、考えることはできないと思っております。

○九番（濱島明人君） 変えることはないということは、じゃあ、この基地建設に反対ということで理解してよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） いや、そういうふうには申し上げておりません。

○九番（濱島明人君） この協定書を読む限りだと、そういうふうには捉えられる。解約しない。また、一文でもいいんですよ。「今後でも条件によつてこの決意を変えることはなく」というこの一文だけでも取り除こうとは思いませんか。

○市長（八板俊輔君） 市民の利益ということでありませうけれども、市民の不利益とならないように、国には、一度立ち止まって、地元の声に耳を傾けていただきたいということを申し上げております。そういう中で、防衛省のほうで地元の理解を得るには不十分でありますので、考えを変えるつもりはございません。

○九番（濱島明人君） もう時間がないようですので、次の質問に移ります。

馬毛島だよりについてです。六月の議会で、多くの要望があるからということと全戸配付をするということでしたけど、第六号で班回覧にしました。その理由と、あと今回の第六号で旧馬毛島小・中

学校の歴史を載せた意図をお願いします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

さきの議会でも申し上げましたが、班回覧か全戸配付かにつきましては、情報の内容によって判断してございます。第六号につきましては、国の新たな動きといった基地整備に直結する内容でない判断し、班回覧としたところでございます。

旧馬毛島小・中学校跡地の掲載につきましては、跡地が市の財産として現存すること、併せて体験活動や学習会で活用している状況等について知っていただくことを目的に掲載したところでございます。

○九番（濱島明人君） じゃ、状況によって班回覧と全戸配付を交えるということですね。分かりました。

じゃ、それでは、もう二の市長に対してのこの対応は省かせていただきます。

じゃ、三番目ですけど、今質問した内容に関して、市長、分かりやすく馬毛島だよりに載せてください。よろしくお願いします。大丈夫でしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

市民に分かりやすく、この問題が理解しやすいように、今後とも続けていきたいと思えます。

○九番（濱島明人君） いや、今言った、私が質問したこと、今答

えていただいたことをもうちょっと分かりやすく馬毛島だよりに、市民に載せてもらえると、それは載せるということですのでよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） はい、議員の要望としてしっかり承っております。

○九番（濱島明人君） ありがとうございます。

市長は元記者ですから、よく考えて、市民が納得する、納得するというか、市長の本当の考えを載せてもらえればと思います。

じゃ、それで、以上で質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で濱島明人君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時三十分頃より再開をいたします。

午前十一時十四分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、遠藤建次郎君の発言を許可いたします。

「一一番 遠藤建次郎君登壇」

○一一番（遠藤建次郎君） 遠藤建次郎でございます。

一般質問に入ります前に、昨年から続く全国的な新型コロナウイルス

ルス感染症の爆発的な拡大により、本市においても、夏場に入り感染拡大に至りました。不運にも感染され、ベッドの上で不安な日々を過ごされた方々、また家族、友人の方々の心労をお察しいたします。

また、医療従事者の方々におかれましては、医療現場逼迫の中でも献身的に治療を行っていただき、心より感謝申し上げます。

また、県の時短要請や市独自の緊急事態宣言により、時短営業及び休業していただいております。また、観光業、飲食店の方々からは、かつてない非常に厳しい状況だという声が届いております。

そのような中、今月より十二歳以上のワクチン接種の受付が始まります。担当課におかれましては、計画的、スピーディーに接種対象者全員にワクチンが行き届き、市民の皆様方が安心して暮らせる日々が一日でも早く来る日を心より願うばかりでございます。

本来なら、この後の一般質問において、まず最初にコロナ関連の質問を述べなければならぬところではございますが、この後の同僚議員の質問の中で多数ございますので、他の質問をさせていただきます。

それでは、今回の一般質問は三十分しかございませんので、通告書に従い、質問に入らせていただきます。

まずは、さつまいも基腐病についてでございます。

一の現在の病気の被害状況について説明を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

さつまいも基腐病の被害状況につきましては、防除支援員二名体制により、毎日圃場を巡回する中で把握をしております。これを基に、八月三十日現在、市内で基腐病が発生している圃場数の割合は、青果用、原料用などを含め、圃場ごとに被害の程度は様々ですが、全体で六一％、約六割となっております。

なお、あくまで巡回した圃場を地上部の状況から見た数字であることを申し添えます。

以上です。

○一（遠藤建次郎君） 今、約六割の被害状況ということですが、今の状況について、昨年との比較及び予想される減収率について説明を求めます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

令和二年度産のさつまいも全体の十アール当たりの収量は千二百二十一キログラムで、令和元年度産の反収二千四百二十二キログラムと比較すると、約四三％の減となっております。

本年度につきましては、市内全域で発症が確認されておりますが、生育初期からの病株の抜取り作業や薬剤散布、収穫時期の前倒しなど、各生産農家で収量確保に努めていることから、厳しい状況でございます。さつまいもも、昨年度よりは反収の向上が図られるものと予想しているとでございます。

以上です。

○ 一 一番（遠藤建次郎君） 次に、三番の質問でございます。本年度は、新しく認証を受けたアミスター20フロアブルの使用が認められておりますが、その効果については、予防効果が期待されておりましたが、被害が確認されていることから、効果についてはどう見るか説明を求めます。

○ 農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

アミスター20フロアブルにつきましては、植物の内側から病気を防ぐ浸透移行性が特徴の一つでありますけれども、農薬登録試験結果や国、県の実証試験結果から一定の効果があると考えております。

ただし、このアミスターを散布しただけで基腐病は完全に止まるものではございません。国及び県の防除マニュアルによりますと、散布のタイミングや散布方法、排水対策や病株の抜取りといった基本的な対策との複合的な防除を行うことにより高い効果を得られると示されております。

今後、適正で効果的な農薬の使用法につきまして生産農家に周知し、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 一 一番（遠藤建次郎君） おっしゃるとおり、様々な気象条件であったり、耕作地の条件であったりというところで、薬の効きが良かったり悪かったりと、あとまたほかのZボルドーであったりとか、複合的な農薬散布をすることにより被害を抑えていこうという対策で

はございましたが、なかなか思うような成果が出ていないのではないかと私は考えております。

そこで、四番の質問でございます。次作への取組についてでございますが、被害状況が確認されておりますが、何か新しい取組があれば、説明を求めます。

○ 農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

次期作への取組につきましては、農家の皆様が国や県の防除マニュアルに沿ってしっかりと対策が行えるよう、様々な視点から総合的に指導や支援を行いたいと考えております。

なお、本年度既に取り組んでいる次期作への対策といたしまして、収穫後の残渣を圃場から持ち出し処分できるよう、市内数か所での残渣の受入処理を行っております。

また、来月、十月には、次期作に向けての研修会を各校区で実施し、育苗時の対策や本圃の準備、生育ステージに応じた対策の周知徹底を図りたいと考えております。

以上です。

○ 一 一番（遠藤建次郎君） ただいま御回答いただきましたが、この病気の状況とかに、発生とかにおきまして、市長のほうにも届いていると思いますので、市長の考える発生状況の確認の見解と次期作への取組について何かありましたら、よろしく願いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○ 市長（八板俊輔君） 基腐病の進展状況であります、私も圃場

を回って農家の皆さんとお話しながら、昨年よりは収穫も早くなくなっておまして、その被害を最小限にしようという皆さんの努力が見られているところだと思います。

次期作に向けた支援につきましては、今後の被害の状況や国の動きも見ながら判断してまいりたいと思っております。

また、先ほど残渣処理について担当のほうからありましたけれども、昨年度、圃場の周りで一部適正に処理されていない状況もあったということがあります。

したがって、次期作に向けて、まずは原因となる残渣物を残さないように、適切な処理をするというところもまた徹底していただくように改めてお願いしたいと考えております。

いずれにしても、今年度で終わるものではないと思います。次年度も被害は残ると思いますので、菌の密度を低くしていくために、農家の皆さんと共に行政も一致協力して取り組んでいきたいと考えております。

○一番（遠藤建次郎君） 今、ただいま残渣の処理のことについて市長も述べられました。現在、大きなところで言えば、牧之峯の処理場ということで、週に二回、火曜日と金曜日の九時から十二時、午前中ですね、二回となっているのですが、生産者の皆様の声を伺いますと、毎日収穫はするわけであって、月に二回、しかも午前中であつたら、その残渣を、腐れた芋であつたりとかつるであつたりとか、圃場に置いていかなければならない現状であつたり、そ

ういう腐敗物を入れる籠が足りないであつたりとかいう声が届いておきますので、この処理場の週の数であつたり、時間の受入時間であつたり、そこら辺の、今後検討を、もう少し多くしていただけるように検討をよろしくお願いいたします。

先日の新聞報道に基腐病を最短一日で検出という記事があり、日本農研機構がDNAプライマーを開発、重複感染が判別でき、今後は感染有無を調べるスクリーニング技術の開発にも取り組むとしており、鹿児島県の病害虫防除所の所長は、新しいDNAプライマーを使えば、発病抑制効果を短時間に検証できるようになるため、防除技術開発のスピードアップにつながると述べておられます。

生産者の皆様方にとりましては、非常にこの病気は死活問題でございますので、関係各所との密に情報交換を行い、情報の発信をよろしくお願いいたします。

次に、二のくくりの自衛隊馬毛基地に係る再編交付金についてでございます。

まず、最初の質問でございます。一のものも市長は反対したままでも交付金を受け取れると思っておられるのか説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省とのやり取りの中で、再編交付金というようなことも出ておりますけれども、これを受け入れるためには、米軍再編への理解と協力がまず必要であるというふうに考えております。国の馬毛島への施設整備計画について、最終的に市長の私が理解を示し協力を

表明することが求められるものと、そういうふうには認識しております。

以上です。

○一 一番（遠藤建次郎君） では、次に、二番の質問でございます。再編交付金について、その制度や他地域での事例について把握しておられるのか説明を求めます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

再編交付金の制度につきましては、防衛省が公開している資料やインターネット等で概要等の把握はできます。

しかしながら、運用や事務手順等につきましては、防衛省や再編交付金の交付団体から詳しい内容を聞く必要があるかと考えてございます。

以上です。

○一 一番（遠藤建次郎君） 先ほどの一の質問と今の質問とかぶるような感じになりますけど、確かにネットとかで調べますと、馬毛島を行政区域とする西之表市は、再編により講じる影響を受ける市町村に該当しますので、再編交付金は交付されると思いますが、ただし、施設整備について否定的なスタンスである場合、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認められるに該当せずとなりますので、交付金はこのままではいつまでたっても交付されないと考えられます。

また、現在交付金が下りているところを調べましたところ、例えば、鹿屋市でございますと、平成二十七年度には、交付金事業といまして、一、健康診査・がん検診事業基金、二、妊産婦・乳幼児健康診査基金に毎年二千万円を五年間積み立てまして、そのお金で、約二十七億八千万円ですけれど、十一年間で活用すると。次に、三つ目に、包括的ケアマネジメント支援基金として、四年間で約五億五千万円なり、十一年間で活用すると。総額約三十三億三千万円となっております。

名護市におかれましては、一つ目に、市道整備事業として三億三千万円、二つ目に、幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料、主食費などの幼保助成事業、五年間、これは令和五年までとなっております。おるようですが、総額二十六億一千三百万円程度、三つ目に、幼稚園、小学校、中学校の学校給食費の無償化として、これは平成三十年から平成三十四年までですが、十億二千万円などと、様々な運営をしながら、交付金を利用して様々な事業・基金であったりが行われているという事例もございます。

以上のことから、どのような制度でどのような事業に活用できるか国に求め、市民に対しても示した上で、市民の意見も伺う必要があるのではないかと私は考えますが、市長の見解を求めます。二番です。

○議長（川村孝則君） 遠藤議員、今のはあれですか、（二）、二番目のやつのある、関連の質問ですか。

○ 一番（遠藤建次郎君） はい、そうです。交付金の事例とかの説明が具体的なことがなかったので、自分で調べたのを今説明して、そのことについて市長はどう思われるかと。

○ 市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

基地に関する交付金につきましては、再編交付金のほかにもいろいろあるようです。市民のほうからも、どういうことかというお尋ねもありますので、先ほど申し上げておりますが、防衛省にそうしたことも含めてですね、説明を受けるように求めているところでもあります。

今後、そういうやり取りを通じてですね、市民の皆様にお知らせできることがあれば、お伝えしていきたいと、そういうふうを考えております。

○ 一番（遠藤建次郎君） 次に、三の質問でございます。若い人たちに雇用をつくることは重要であると考えます。行政側が覚悟を持ち、具体的な施策で交付金を有効活用することが地域の維持発展につながるかと考えますが、まあ、先ほどの答えと同じような感じになるかとは思いますが、このことについて市長の見解を求めます。

○ 市長（八板俊輔君） お答えいたします。

地域の維持発展のために、若い人たちに雇用をつくることが重要であるということに異論はございません。これまで、効果的な施策を打ち出すために、関係機関や団体等と協議を重ねながら取り組んできております。

交付金があればできると言い切れるわけでもなく、引き続き、貴議会を含めて関係機関や団体、市民の皆様と知恵を出し合いながら尽力してまいりたいと、そう考えております。

○ 一番（遠藤建次郎君） 次に、四番の質問でございます。現実、人口減少は深刻で、財源もなく、Ｉターン、Ｕターンは全国の他市町村との競争、この厳しい現実に対応するために、基本的に国と交渉すべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

○ 市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私が描いております道筋といたしましては、地域力を発揮したいということであります。地域力とは、ここにある資源とここに暮らす人間の力だと思えます。市民みんな一緒に知恵を出し合って、汗をかきながら、地域の豊富な資源を生かしたあらゆる振興策を考えて実行していくことが大切だと考えております。その上で、歳入に見合った歳出構造を考えていくことになろうかと思えます。

以上です。

○ 一番（遠藤建次郎君） 市長の島の資源を、宝を生かすという考えもありましょうけど、しかしながら一方で、地域支援課などの定住促進事業などにより、ここ二年ほど、六十人程度の定住移住者が来られたと。一定の成果はあると思われれます。一方で、しかしながら、平成二十二年には約一万七千人、平成二十七年には一万六千人、令和三年には一万五千人を切ると。令和になってから毎年二百人ほどの人口が減少しているというのも事実でございます。やっぱ

りこれ、少子高齢化、出生率が下がっていった、それは若者が、島に残る若者が少なくなつたというこの表れではないかと思ひます。いろんな施策もございませうが、もう少し具体的に目に見える形の、この島が活気づくとか西之表市が活気づくとか、そういう目に見える成果の出る施策を考えていただき、西之表市がもう少し発展するような形で取り組んでいただければと考えるとございませう。

次に、五の質問でございませう。前回も質問いたしました、交付金により自己決定の低下、住民から意欲を失うなどと答えておりますが、実例を具体的に示してくださいとの前回も同じ質問をしたところでもございましたが、意欲を失うなど、そのような地域社会構造がつくられた実例があるかということの説明について、市長は前回の答弁の中で、「そういう事例というのは、後から考えて幾つもあったということ、今手元にはございませうが、必要であれば、そういう事例をまたの機会に改めて提示したいと思ひます」と述べておられますので、実例を具体的に説明を求めませう。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この基地の問題でまず申し上げなくてはいけないことは、例えば、基地交付金の対象となるということは、米軍の施設ができることで、生活環境等に影響が生じるということでありませう。そのことをまず申し上げなくてはいけないと思ひます。

それから、御質問の実例ということでありませうけれども、例えば、

再編交付金が停止されて、予定していた事業を中断せざるを得なかつた事例としましては、山口県の岩国ですとか沖縄県名護市等で見られます。これは、再編事業を受け入れたけれども、住民生活に影響があり反対に転じたところが、事業が停止し経済活動への影響も見受けられ、再度受入れに転じたというようなことが生じておりませう。こういう事例が、このような事例が住民生活に及ぼす影響も十分に検証する必要があると、そういうことを申し上げたところでありませう。

○一番（遠藤建次郎君） そのようなことにならぬよう、行政の施策、市長の交渉力が非常に大切ではないかと私は考えております。最後の質問でございませう。三のくくりの七月の知事との意見交換後の会見についてでございませう。

一つ目の、市長は「不安に思っていることについて、情報提示をしてほしいと、一度立ち止まってですね、課題を整理して協議しようということ、これを国に申し上げてませう、それについては県も理解を示していただけるのではないかと思ひます」と発言しておりますが、知事は「答えを出すためには、やはりアクセス調査なり、そういうことをするということも必要だということに思ひます。おりますので、その辺はしっかりと国のほうの説明責任を果たしながら、住民の皆様の疑問に答え、また判断材料を提供するということ、これをですね、真摯に行つていただきたい」と発言されております。市長の発言と県知事の発言の認識の違いがあると思ひますが、こ

の件について市長の見解を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

七月の知事とお会いした場面でのお話だと思いますが、知事の考えは私自身尊重しておりますし、それぞれの立場、それぞれの状況からの発言であり、特段申し上げることはないと思っております。

○一 一 番（遠藤建次郎君） おっしゃるように、立場が、市長の場合、話も聞かない反対の立場ですから、そのような食い違いは起きるかと思われまます。

最後に、二の自衛隊施設を造ることを前提として実施している環境アセスメントに違和感があるという市長の発言について、具体的な見解を問うとの質問でございますが、環境アセスメントは、事業を行う者が、事業の実施に当たり環境に及ぼす影響を検討するものであり、当然、馬毛島基地の整備が前提と考えておりますが、市長の説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） 三の二ということでもよろしいですかね。

○一 一 番（遠藤建次郎君） はい。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御案内の自衛隊施設を造ることを前提として実施している環境アセスメントに違和感があるとのことについてでありますけれども、知事との意見交換では、住民の安心・安全を担保するには情報も足りず、課題も解決できていないと伝えたところです。地元の理解を得るといながら、説明が不十分なままに、拙速過ぎる国の動

きに危機感があるというか、違和感を抱いているというふうに申し上げたところでありまます。

○一 一 番（遠藤建次郎君） 市民の皆様の説明をするために、環境アセスであったり、今のボーリング、馬毛島の海岸のボーリングであったり、情報を公開するためであったり説明するための作業であつて、それをしない限り、私は何も説明することができないと考えまます。

また、国は既に馬毛島の土地の大部分を取得しており、自衛隊施設を整備する方針であります。これはまた八月三十一日でしたか、出ている防衛白書の中にも馬毛島のことか明記されております。

環境アセスメントについては、環境保全に最大限配慮することを求めながら、市民の安心・安全を第一に優先しながら、商工会も要望している地域の活性化のためとの思いを酌み取り、国との積極的な交渉を行うことが市長としてのあるべき姿ではないかと私は考えまます。

馬毛島問題についての質問は以上で終わらせていただきますが、この場をお借りいたしましたして、感染拡大が確認された八月の時期でございますが、同僚議員の杉議員と濱島議員におかれましては、誰よりもいち早く広報車での感染防止の市内一円の呼びかけ、またあるときには港においての来島者への協力の声かけと、活動をしていただき、感染予防対策に非常に効果的な活動ではなかったかと感謝いたしております。どうもありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 以上で遠藤建次郎君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

〔八番 河本幸男君登壇〕

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。

午後一番目ということで、眠い時間帯ではありますが、今回質問については三十分ということもありますので、お付き合いを願いたいと思います。

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス、これについては、ワクチンの接種も始まって、七月までは、種子島島内においては感染者も思ったよりも少なくですね、このまま終息に向かうものと思っております。しかしながら、八月になってですね、急激な感染が広がり、本市においても、市独自の緊急事態宣言を発すること等、このウイルスの恐ろしさをまざまざと見せつけられたような

気がしております。

市民一人一人がですね、感染拡大を防ぐために、そして外部からコロナウイルスを島内に持ち込ませないためにも最大限の努力をしていきたいものであります。

また、ワクチン接種についても、多くの市民の皆さんにですね、希望をしてもらい、早く接種が終了できるよう協力をお願いしたいものであります。

今、本市においては、安納いもをはじめとする芋の基腐病についてもあちらこちらの圃場で発生をし、集荷の始まった皆さんに話を聞いてもですね、なかなか厳しい収穫になりそうだということをお話しておられます。これまで築いてきた安納いもというブランドが傷つくことのないようにですね、農家、農協、行政が一体となって取組を強化していきたいものだと思います。

また、本市にとっては大きな問題である馬毛島問題もありますが、この件については後ほど質問をさせていただきます。

その前に、通告書にあります、わかさ公園の売却をしておりますが、この売却について質問をさせていただきます。

売却といっても、今行っているわけでもありませんので、私も市役所を退職してからですね、もう六年が経過をいたしましたして七年目になっております。市議一期目の四年の中でもですね、脳裏を離れなかったのがこの件であります。私もこの一件を直接担当したわけでもありませんし、そういった部署に行ったこともありません。詳

細はないと言っても過言ではないかなと思っております。

しかしながら、この問題については、私たちの先輩の時期に起こった事案でもありますので、相当な期間を有していると思っております。また、市役所のOBの方もですね、それぞれ担当した方も気にしておられます。

市職員ですね、大量退職の時期も過ぎて、若い職員が増えてきております。この事案を知らない管理職もいるのではないかなと思っております。

もちろんこの相手の方もですね、年を取られていらつしやると思っております。当時と今ではですね、そのお金の価値といえますか、これも大分変わってきてるんじゃないでしょうか。

この問題をですね、議会の場ですること、私も随分悩みました。考えました。もちろん担当する財産監理課長もそうだと思っております。そういう意味で、私の発言ですね、これを機にお互いの話ができですね、問題解決が図られればなど、そのように思っております。

また、この回答についてはですね、いろいろ個人の特定する部分とかそういった部分、不都合な部分は答えなくても結構でありますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、質問にさせていただきたいと思いますが、質問通告書にある一番から四番をまとめてお願いをしたいと思います。

まず、鴨女町から古田へ道路建設によるわかさ公園の土地売却に

伴いこういう事案が発生したわけですけども、これについては解決したかどうかということ、それと何年前に供託したもので、その供託した額は幾らかと、これまでこのことを公表してこなかったのはなぜかと、それと解決に向けたこれまでの取組について、一括して答えていただきたいと思っております。

先ほど述べたように、微妙な問題ですので、答えられないものは答えなくても結構です。よろしく願います。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

まず、一点目の供託について解決をしたのかということでございますけれども、御質問の補償費を供託された土地につきましては、所有者双方の主張が大きく異なり、解決には至っていないということでございます。

二番目に、何年前で、供託した額は幾らなのかということでございますけれども、これにつきましては内容に当事者の特定につながる可能性があることから、お答えすることができませんので、御承知おきください。御理解ください。

三番目です。これまでこのことを公表してこなかったのはなぜかということでございますけれども、土地境界において争いがある処理の途中の案件でありますことから、相手との協議を慎重に行わなければならず、協議前に公表することにより相手にかかる不利益も含め、十分に考慮をすべきであろうと判断をいたし、公表してこな

かった経緯がございます。

四つ目に、これまで解決に向けて取り組んできたのかということでございますけれども、市有地の境界については、見解は相手方に伝えておまして、根拠もお示ししているところでございます。当初より主張に大きな隔たりがあることから、時間をかけて解決に取り組んできたというところでございます。

以上です。

○八番（河本幸男君） 解決に至っていないということで、何年前からというのについては答えられないということのようでございますけれども、私の記憶するところによると、十年以上前、二十年ぐら以前になるのでしょうか、そういった年月がたつていると思っております。

また、この公表をしてこなかったのは、相手方ということでありまして、この公表は、表に出すことはなんですけれども、庁内でのこの問題共有というのはなされてきたのでしょうか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 議員御指摘のとおり、かなり時間を要しておりますけれども、これまでの間、機会を捉えて庁内で議論はしてきております。その次の策ということも考えながら、視野に入れながら議論はしてきておりますけれども、今、そこには至っていないと。相手もございますので、そこら辺と協議をうまく先に進められていないという状況がございます。

○八番（河本幸男君） これまで相当の期間を有して、それぞれ担

当者も替わったりですね、してきているわけですが、その間の取組は特に大きなものというのはいんですかね。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 後ほどの答弁の中にも出てくるんですけども、一番最後、やることがあるとすればという内容を議論してきておりますけれども、そちらにつきましては、法の場というところで議論を重ねてまいっております。

○八番（河本幸男君） この問題が発生してからですね、市長も替わっております。また、担当職員もですね、交代を何度かしたと思っておりますけれども、担当職員は、異動のたびにですね、この問題を一から検証が必要ということになるうと思っております。

そういうこともありすが、市には顧問弁護士もいらつしやいませけれども、顧問弁護士には御相談をしたことはないのでしょうか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

大変、非常に難しい案件でありますことから、当然、弁護士にも相談をしながら進めてきているところでございます。

○八番（河本幸男君） 弁護士にも相談したということですが、どんな相談、この事案に関して、どうすればいいかというようなことでしょうか。

○議長（川村孝則君） 河本議員、もう一度。

○八番（河本幸男君） 顧問弁護士にも相談したということですが、過去においてですね。そういった部分、相談の内容というのはどういふことでしょうか。

○財産監理課長（奥村裕昭君） その内容につきましては、相手がおられますので、それをここで申し上げることは差し控えさせていただきますと思います。

○八番（河本幸男君） 相談の内容は差し控えたいということでありますけども、それについては、私も元市の職員でありますので、分かります。

それでは、次に行きたいと思います。

これについては、やっぱり副市長の役割というのがですね、大きいと私は思っているところです。そういう意味ですね、この件について、副市長として何か指導とかそういったことがあったのかどうか、副市長、できればお答えしていただき、今、一期目ですので四年しかたっていないわけですが、それまでも副市長もおられたし、助役もおられたと思いますけど、今の副市長の立場でお答え願えたらと思います。

〔副市長 中野哲男君〕

○副市長（中野哲男君） お答えをいたします。通告書の中の問題の把握も含めてお答えをしたいと思います。

これまで本件の経緯、概要等については、所管のほうから説明を受けております。懸案事項として承知をしておりました。これまで課長答弁にもありましたように、交渉方法等変更はなく、時間を要する案件であると認識をしていたところでございます。

また、問題解決に向けての検討等についてということでございます。

すけれども、これも課長答弁と重複いたしますけれども、本市が主張いたします土地境界につきましては根拠があり、今後も変更することはないことを確認しております。

土地境界についての市と相手方との主張は大きく異なり、法の場合における解決を相手方も望んでおられませんので、粘り強く交渉していくほかないというふうな判断をしているところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 粘り強く交渉していくほかないということでもありますけども、私は、やっぱりこの市役所の事務そのものについてはですね、やっぱり副市長の役割というのは大きなものがあると思っております。そういった部分ですね、市役所内部から副市長になったわけでありますので、ぜひ職員ですね、よりどころとなるようなですね、よりどころになるような指導とかですね、そういったことをですね、してもらいたいなと思っております。本当にこれ、微妙な問題だと思しますので、ぜひ今後ともですね、御指導方をよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

これについてのお互いの話合いが大事だろうと思いますが、解決策についてどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

市としての土地境界には根拠があり、今後も変更することはないことから、粘り強く交渉していくしかないというふうな考えており

ます。

ただ、法の場合における解決についても視野にありますけれども、双方に負担を強いるため、交渉による解決に努めたいというふうに考えております。

○八番（河本幸男君） 私もその意見には大賛成であります。法の場合に行きますと、お互いの取り分が減らされていくという可能性もありますので、そういった部分では、やっぱり話し合いですね、しっかりと決めていくというのが一番だろうと思っております。

そういう意味で、次の質問に移っていきたいと思っております。市長は、この件については恐らく引継ぎもあられたと、また職員からも聞いたと思いますが、どうなんでしょう。いつ頃知られたんでしょうか。この件を知ったのはいつ頃なのかなと思っております。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） この件をいつ頃知ったかということですが、ちよつと記憶にありませんが、何年前前にですね、この土地をめぐる争いが続いていることは承知しております。それについて、先ほど副市長もお答えしたところでありますけれども、粘り強く交渉していかなくちやいけないと、そういうふうに感じていたところであります。

○八番（河本幸男君） 粘り強くこの件については交渉していくということなんですけど、職員の方も、知らない方も大分いると思います。また、ここにいる議員の皆さんもですね、この件については、

知ってる方は何人いるかはちよつと分からないんですけども、ほぼ一人とか二人とか、そんな感じではないかなと思っております。

そういった部分ですね、今後、話し合いということですけども、これについては、これを機にですね、解決に向けた努力をするのかしないのかということについてお伺いしたいと思います。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

供託金については、双方の土地補償金でありますので、双方、解決に向けて努力をしているところであります。

時間を要し、指摘を受けていることも承知しておりますけれども、専門性が強い業務でありますし、組織体制を整え、職員の教育を図りながら取り組む必要があると考えております。とはいえ、問題解決に相当数の時間を要しておりますので、引き続き交渉に努力をしていきたいと、取りかかりたいというふうに考えております。

以上です。

○八番（河本幸男君） 体制も含めということですけども、財産監理課長にお伺いしますけども、今の財産監理課長の、今の職員の体制ですね、この問題に対して取り組む、その体制はどうなんですか。人数的な部分も含めてですね、今、あるいは組織的な部分も含めて、どう考えておりますか。自分の感覚としてですね。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 今し方、専門性が強いという話をしましたので、そちらのほうでちよつと話をさせていただきたいん

ですが、まず、これに絡むことにつきましては、不動産登記法をまず強く知らなければなりません。それから収用法、それから民事になりますので、そこら辺の民法ですね、そういったところを熟知しておく必要があります。

また、相手がありますことから、時系列においてこの事柄についてやはり熟知をしなければならないと、失礼に当たるということもございますので、そういった点では、どうしても職員を教育する、育成する必要があります。

私が、今であれば、直接この業務に当たるということにはなりませんので、となりますと、部下に一旦対処をさせると。で、そのワンステップ上にも行かなければいけないというところが生じれば、私のほうが出向くということになるのかというふうな流れを考えているとございます。

○八番（河本幸男君） やっぱり専門的な職員といいますが、部下が必要だということのようですけども、市長、このことを聞いてですね、例えば、市長の時代に解決に向けて頑張ると、そのためにはやっぱり職員も配置をしてやろうじゃないかという、そういう気持ちにはならないですか。そこを自分の時代で解決をするということにはならないかということでもあります。

○市長（八板俊輔君） 懸案事項については、一日も早く解決するように、それぞれのところで努力したいと思っております。

○八番（河本幸男君） ぜひですね、この問題についてはもう相当

年月が過ぎておりますので、ぜひ今の時代にですね、解決をしてもいいと思います。本来であればですね、我々の先輩の時代に解決しておかなければなかった部分、そして我々のときもできませんでした。これを皆さんにですね、押しつけて私たちも退職したわけでありですけども、さらに若い世代にですね、また問題を引き継ぐということにならないようにですね、ぜひ今の世代でですね、できましたら市長の任期中にですね、この問題が解決するようにですね、努力をしてほしいと思います。

それでは、次の問題に移っていききたいと思います。馬毛島の件についてであります。

今年度予算に、子どもたちですね、馬毛島での体験活動をですね、計画しておりましたけども、これについてはできなかったというようなことを聞いておりますけども、どうした理由でできなかったのかをお願いします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

例年、夏休み期間中に実施しております馬毛島での体験活動でございますけれども、本年度は実施することができなかったところであります。理由といたしましては、馬毛島への入島の同意を得ることができなかったことによります。

○八番（河本幸男君） 馬毛島への入島の許可が出なかったと、同意ができなかったということですか。

私は、自然体験であればですね、馬毛島、まあ、馬毛島に市長はこだわっているんでしょうけども、そういった部分では、種子島の自然というのですね、十分あることでありますので、できれば、そういう場合は、種子島内へですね、そういった体験活動に変えてするというのもですね、今後、来年度、今年はまだできませんからなんですけども、来年度なんかはですね、そんなことも私は必要ではないかなと。馬毛島も確かに自然というのは周辺にはまだ残っているんですけども、やはり種子島のよさですね、しっかりアピールをしてもいいなと思っております。

次の質問に移りますけども、小中学校の跡地で文化的な調査をしたいがためにですね、施設整備を計画しておりましたけども、これについては順調に進んでいるのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

現在のところ、実施には至っておりません。

○八番（河本幸男君） その実施に至っていないのはどういうことでしょうか。アプローチとかそういうのはされてるんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） 理由といたしましては、先ほど申しましたとおり、入島の同意が得られていない、そういうところでございます。

○八番（河本幸男君） 市史編さんのための調査ということでありますけども、やっぱりこの文化的な調査というのはですね、私も必要だろうと思っております。今後、馬毛島がですね、開発されてい

くでしょうから、馬毛島には小さな砲弾の、言ってみれば、的ですかね、ああいったのも私も目視をしておりますので、そういった部分も含めてですね、やっぱり調査をして後世に残すことが必要だろうと思っております。

調査についてはですね、私もできるだけ早くやってもらいたいなと思っておりますので、その調査は、その拠点を設けるとかそういうことでなくてですね、調査については、やはり行わせてくださいというようですね、申入れをしてほしいと思っております。

次の質問に移りますけども、防衛省は、今年度中に隊員の宿舎をですね、場所を決めたいようなことが報道をされておりますけども、市長として、本市にその誘致をするという考えはないのかどうか伺います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

自衛隊の隊員の宿舎を誘致する考えはないかというお尋ねでありますけれども、現状では、特段の働きかけはしておりません。防衛省におきまして適地を選定中というふうに認識しております。その際に問合せがあった件については、こちらの持ち得る情報を提供したところであります。

○八番（河本幸男君） 情報は提供したが、誘致についてはしてないということのようですけども、やっぱり防衛省がその馬毛島の基地をですね、諦めるということは、私はほぼないんではないかなと思っていると。そういう意味で、迷惑な施設だけがですね、

西之表市に残ることのないようにですね、やっぱり働きかけるとい
うのが私は首長の役目ではないかなと思っ
ているところであり
ます。

それと、最後の質問に移りますけども、市長は、第一回ですね、
施政方針で、粘り強く交渉しますと述べております。交渉するには
ですね、反対、同意できないという一辺倒ではですね、相手は聞く
耳を持たないのではないのでしょうか。今回のその子どもたちの体験
にしてもですね、その施設整備についてもですね、やっぱりそうで
はないかなと、聞く耳を持たないのではないかなと思っております。
コロナ禍ですね、防衛省に行くこともですね、なかなか難しい
とは思いますが、やっぱり防衛省に訪れてもですね、大臣と会
えないと、面会ができないということもこの間起きておりますので、
大臣が都合が悪かったのだらうとは思いますが、やっぱりしつ
かり交渉をですね、するためにも、もう一度ニュートラルに戻ると
いうことが私は大事ではないかなと思っておりますけども、市長の
考えをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

西之表市長といたしまして、適宜適切な判断ができるように、こ
の問題についての賛成、反対のいろんな御意見がございますけれど
も、そうした様々な意見に耳を傾けながら対応していきたいという
ふうに考えております。

現状は、聞く耳を持っていないのは、何か防衛省のほうではない
かなと。私どもは、市としては、環境アセスでも意見を言っており

ます。その都度、投げかけております。それから、先ほど来出てい
る施設の現地調査ですか、そういうことについても申し上げて、
協力をお願いしているところであり
ますけれども、防衛省から返っ
てくる答えが少ないというふうに認識しております。

そういう状況でありますので、粘り強く、引き続き国に対して、
防衛省に対して要望を続けているところ
であります。

○八番（河本幸男君） 今後ともですね、粘り強く交渉するため
にもですね、賛成派、反対派の意見を聞くということですので、ぜひ
ともその体制でですね、できれば反対、同意できないではなくて
ですね、中立に立って、今後とも首長としてですね、活躍してもら
うことをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思いま
す。

○議長（川村孝則君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしま
した。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時四十五分頃より
再開をいたします。

午後一時二十九分休憩

午後一時四十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 皆様、お疲れさまでございます。橋口好文でございます。

一般質問をいたします。今回は質問時間が三十分でございますので、私は、本市の基幹産業である農業問題に絞って質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速、質問に入ります。まず、さつまいも基腐病についてでございますが、今年も基腐病による被害が拡散している状況にあります。午前中にも同僚議員からこの問題について質問がなされておりますが、被害面積、被害率ですけど、これは確認はしているかということとをまず聞きたいと思えます。よろしくお願ひします。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

さつまいも基腐病の被害につきましては、防除支援員二名体制により、毎日、市内の主な圃場を巡回し、状況のほうを調査しております。その調査からおおよその被害面積を把握し、月に二回、県が実施するさつまいも生育状況調査で報告をしております。

直近八月三十日現在で報告した数値によりますと、市内の圃場で基腐病が発生していると考えられる圃場の数は、青果用、原料用などを含め、全体の六一％程度、約六割となっております。

なお、あくまでも地上部の状況から見た数値となっております。また被害の程度が圃場ごとに異なることを申し添えます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） ありがとうございます。

ただいま、被害率が地上部で六一％という報告がございました。写真をお願いします。

えつとですね、ここはですね、この写真は、これ、この写真は榕城地内の圃場の写真です。もうかなり傷んでですね、地上部を見たばかりでもですね、恐らくもう八〇％以上、地上部で被害が出ております。

それでですね、この写真なんですけど、この写真は、現和地区の庄司浦地区の圃場です。この写真はですね、この圃場は植付けが六月入ってからつちゆうことで、まだ木に元気がありましてですね、そう被害の発生が見られておりません。

農家さんはですね、こんなしてアミスター20フロアブル、これも三回かけ、それからZボルドー剤ももう五回も六回もかけて、かける、薬剤散布した農家さんはですね、九回していると。

安納地区の農家さんなんか、八回、九回でも、何人も薬剤散布をしておるわけですが、それでもやっぱり被害が出てると。これが安納地区の畑なんですけど、葉っぱの色がもう黄色くなってきたんです。

この写真と比べたらですね、ここは、上は現和地区の健全なさつまいも圃場、ここは安納地区の葉っぱが、もう地上部が病気に冒されてきている圃場なんです。

ですから、地上部が、先ほどの説明、課長の説明では、六一％被

害があるということは、恐らく地下部は、さつまいも自体が相当、それ以上病気が進んでいるんじゃないかと。これから収穫作業をずっとしていくわけですが、かなりの被害がまた出てくるんじゃないかと。今回は七月に入って早期収穫、農家もどんどんやっておりますが、それでももう七月上旬に収穫した安納地区の農家さんなんか、やっぱり十アール当たり五百キログラムもなかったと。そういう状況ですから、このやっぱり収量が低下したちゅうことも、やっぱり被害率に最終的には加わっていくことになるだろうと、私はそう考えております。

それですね、質問イですけど、この被害に対してですね、昨年度は、国、市において、西之表市においてですね、いろいろな財政支援が被害農家に対して行われました。今回、また昨年と同様、被害が広がっております。このことについてですね、今後、市はですね、どういう財政支援とかそういう支援を考えておられるのか。また、農家さんはZボルドーをよく使っております。このボルドー剤への補助はできないか、どうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本年度につきましては、市独自の対策といたしまして、巡回指導する防除支援員の配置と治療薬であるアミスター20フロアブルの補助を実施しております。また、次期作につながる最初の重要な対策といたしまして、残渣処理に関わる支援のほうも行っております。

なお、本年度作の被害農家に対する支援につきましては、生産実

績が明確となる一月頃に全体の被害状況が把握できますので、その状況を精査し判断してまいりたいと考えております。

次に、銅化合物が成分である殺菌剤Zボルドーへの支援でございますけれども、これにつきましては、国の令和三年度の基金事業の対象となっておりまして、農家からの要望分につきましては、既に受付を行いまして国へ申請済みでございます。これにつきましては、薬剤の購入費及び散布経費の二分の一が助成されるということになっております。

あと、議員、質問の中で県の支援のこともありますが、これは、回答のほうはどういたしましたでしょうか。

○一四番（橋口好文君） 何ですか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 質問の中に県の支援の状況がありました。これ、次でよろしい、一緒に回答してよろしいですか。

○一四番（橋口好文君） はい、はい。

○農林水産課長（岩下栄一君） 質問にございました、事前通告にありました、県はどういう支援をするかということでございますけれども、併せて回答いたさせていただきますが、県の支援でございますけれども、国と連携した防除マニュアルの作成のほか、基腐病熊毛地区プロジェクトチームを始動し、広域的な立場で、防除対策の推進と次期作に向けた栽培管理について、関係機関と一体となつて取り組んでいるところでございます。

引き続き、本市といたしましても、連携を密にし、情報共有や対

策の徹底のほうを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） この鹿児島県の支援についてでございますが、農家は、さとうきびが手取りが少ないということで、収益性の高い安納いもに生産を切り替えて、もう十数年前からそういう営農体系をやってきたわけです。それで、昨年、安納いも、基腐病で農家は大打撃を受けました。今年もそういう状況になりつつあります。農家はですね、去年、基腐病でやられて被害を受けて、もうお金ないんです。今年、また去年のような状況になるものなれば、本来に農家はお金ありません。物が買えません。

そこで、私が、鹿児島県は支援をするのかという質問なんですけど、私の言う支援は、そういう栽培技術的な、そういう支援じゃないかと、財政支援のことです。

農家さんも、鹿児島県は何をしてるのかと、何をしたのかと、そういう声が上がっております。農家さんから。どうしてもですね、本市の基幹産業は農業であります。基幹作物はさとうきび、さつまいもでございます。鹿児島県は農業立県でございます。そういうところを考えたとき、これだけ西之表市、本市のさつまいも栽培農家が御苦労されているとき、鹿児島県はどうして財政支援をしてくれないのかと、そういう農家さんの声が上がってきてるんですよ。

八板市長、どうしてもですね、塩田康一県知事にですね、このことをですね、強く要請していただきたいと思いますが、どうでしょ

うか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

基腐病の対策に関しましては、昨年来、熊毛支庁、それから県との連携して取り組んでいるところであります。防除指導、それから財政的な支援、それぞれ総合的に取り組まなくてはいけないと思いますので、知事に対してもですね、基腐病についての支援ということではですね、議員御指摘のようなことも含めて、今後、要望の中でですね、申し上げていきたいと考えております。

○一四番（橋口好文君） 県の財政支援も、今やっているのが実証圃、九か所設けて、市内に、そういうこともやっているそうです。でも、そういう問題よりも、もう今から先が大事なんです、農家はとにかく予定していたさつまいも代金が入ってこない、そういうことになるわけです。ぜひ市長、財政支援のほうをですね、塩田康一知事には強く要望していただきたいと思えます。

本来なれば、県議会でもこういう問題が取り上げられて私はしかるべきだと思いますが、昨年も、そういう県議会での一般質問とか、そういうあれもなかったんじゃないかと、私はそう感じておりますので、八板市長、地元の農家を助けるためにですね、ぜひ県知事に要請をよろしく願います。

それで、もう一つ、午前中の同僚議員の質問の中でも、残渣処理についてありますが、私のところの農家さんですね、週二回の

処理日数では少ないと。それで、できれば、農家はいつでも持っていつてもいいような、農家の状態に合わせたやり方をしてほしいという声が上がりました。あれをですね、傷んだつるをですね、一回畑から取り出して別の場所に置いて、またトラックに積み直して走ると。これはもう大変な手間だと。それで、三日も四日もすれば、ほら、もう傷んで腐敗してくるわけですから。ぜひですね、農家の立場に立って、そこら辺は対策をしていただきたいという声です。どうぞその点についてもよろしくお願いしておきます。

次の質問に入ります。

ウですね。基腐病の感染によって、昨年ですね、さつまいもを作って基腐病が発生し、今年、その圃場にさつまいもを栽培してない圃場の面積というのは、もちろん農業委員会は耕作放棄地の調査を毎年やっているわけですから、農業委員と農地集積協力が一緒になってですね、やっているわけですから、多分、面積は確認していると思いますので、よろしくお願いします。

○農林水産課長（岩下栄一君） 答えいたします。

昨年度、国の基金事業の申込時におきまして、被害があった圃場の次年度作、つまり令和三年度作の把握のほうを行っております。その集計結果によりますと、さつまいもの作付予定のない圃場が約百八ヘクタールとなっております。

ただし、今後、本人の作付予定がない上で、他の農家に貸し付けする場合や転作をする場合もこの中に含まれておりますので、全て

が不作付地又は耕作放棄地になっているわけではございません。以上です。

○一四番（橋口好文君） 分かりました。

それですね、こういう耕作放棄地というのは、本市ばかりでなく、もう全国的に増えている状態です。今後増えていくと思えます。そうなったときですね、そういう耕作放棄地を本市としてどう活用していくか、その利用方法ですね、活用、それを、そういう計画、ビジョンはお持ちでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 答えいたします。

まず、耕作放棄地の定義といたしましては、一年以上作付をせず、今後数年の間に再び耕作するはつきりとした意思がない土地とされておりますが、まずは、引き続き農地としての農作物の生産を行っていただけのようにしていくことが大事であると考えております。

このことから、継続栽培のため、基腐病への対策と併せ、他品目への転作に関する情報提供、また担い手などへの集約、様々な可能性のほうを今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） それはどういう作物を検討するような考

えをお持ちでしょうか。この耕作放棄地、相当な面積に達しております。本年も、さつまいもを前年度栽培した農地が、もう栽培をやめて荒れてる状態が中割地区でも何十町歩もありました。そういう農地に対して、何十町歩という農地に対して、市としてどういう作

物を選定していくというような考えをお持ちでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君）　まず、農地としての活用というところの視点につきましては、今、転作におきましても、きちっとした転作の体系というところでお示しはできないんですけれども、ただ、現実といたしまして、今、転作の品目としましては、さとうきび、それから牧草畑、また夏場の作物でいいますと、オクラであったりとか、あと落花生とかそういったのを作られている農家もおりまして、そういった、まず農作物についての生産を継続していただくと、そういったところで、今、推移を見守りながら農家さんと話をしていくところでございます。

○一四番（橋口好文君）　そういう作物で、この耕作放棄地の解消が、効率的に、効果的に解消されると私は考えておりません。
写真をお願いします。

あのですね、これはですね、全国農業会議所が出してる全国農業新聞の八月十三日付けの記事なんですけど、熊本県はですね、県がいち早く研究してるんです。センダンの木を植栽させているそうです。このセンダンの木、何に使うかといったらですね、たんすとかああいう家具にもすごく適しているそうです。それで、これ、杉だったら五、六十年かかると、伐採まで、植えてから。このセンダンの木はですね、成長が早いもんですから、二十年で十五メートル、直径四十センチメートルぐらいになるそうです。そういうことで、熊本県はもう早くからこの研究を始めております。

それで、このことをですね、熊本支庁の農政普及課の、その前に林務水産課にも行ったんです。課長さんともお話をしました。でも、農政普及課の課長さんは、私、「鹿児島県は、こういう耕作放棄地対策に、解消にどういうことを、計画があるんですか」と、そう問うたんですけど、鹿児島県にはないみたいでした。ですから、私はこれ、課長さんに見せてですね、この記事をですね、話もしたんですが。

もう一つ、これはちょっと見にくいんですけど、これ、福岡県なんです。JA筑前あさくら。これがですね、切り枝類で出してるんです。最近、ここ西之表市もヒサカキなんかを切り枝で出してるんですけど、この町はですね、JAが中心になってですね、ユーカリを植えさせているんだそうです。森林組合も、ここにコアラの餌用にユーカリは植えておりますが、JA筑前あさくらですね、ユーカリを植えさせていると。そして、ほかにもですね、ロシアンオリーブとかですね、エレガンテシマとか、ほか何種類かの樹木もですね、今、植えさせているという記事なんですけど。

やっぱり鹿児島県、西之表市、本市としても、こういうことを森林組合ともですね、連携を取りながら、こういうのも耕作放棄地の解消には有効な手だてじゃないかと、私はそう考えております。もちろん農地に木は植えられませんが、そのときは農業委員会の転用の許可が要りますから、そこら辺はやっぱり行政と協力し合ってますね、やっていただきたいと、そう考えております。

次の質問に入ります。写真はいいです。

それから、さとうきび作についてでございます。ア、さとうきび反収向上対策事業について、土壌改良事業作業料金についての説明を求めるといふことです。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

さとうきび反収向上対策事業のうち、土壌改良事業の作業料金につきましては、堆肥代及び散布作業代まで含めました概算金額で六万五千五百七十七円、堆肥なしの土壌改良資材、プラウ耕のみで二万五千五百七十七円となっております。

なお、補助率につきましては、市の単独事業で三分の一以内となっておりますが、夏・秋植え用につきましては、国の補正予算に伴う事業の組替えによりまして三分の二以内となっております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 反収向上対策ですから、もちろん土作りが一番大事であります。そこで、もちろん堆肥を投入せんことには、土作りはまずあり得ないと思えます。この堆肥ですけど、今、さとうきびも、はるのおうぎがもう来年以降どんどん増えてくると思えます。このはるのおうぎの品種の特性は、繊維が多いということでございます。ですから、繊維が多いということは、今以上にバカスがたくさん出てくることだと思えます。そのバカスをですすね、利用してです。堆肥作りを進めたらどうかと私は思うんですよ。

この国と市が合わせて三分の二補助があっても、堆肥は一トンス

たり農家負担は四千八百円かかります。農家負担が三分の一ですから、一万四千四百円の。いや、うん、です。ですから、これをやっぱり安価に、農家が利用できるような価格を、利用できるようなになれば、農家もやっぱり堆肥を入れて土作りに、さとうきび作りに励んでいくと思えますが、今、農家がこれをなかなかやれないのは堆肥が高いからです。高いから、入れないんです。ですから、これを行政のほうですすね、また補助をするなりしてすすね、農家負担を軽くしていただきたいということでもあります。

それで、この反収向上事業とか土壌改良事業は、課長が言われたように、春や、夏・秋植えが対象でございます。春植えのほうが面積が問題にならないぐらい広いわけですから、この春植えについてこの事業は導入できないのか、そこら辺はどうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

現在、この夏・秋用に対処する国の基金の事業といたしますのは、なんです。この春植え、次期作のまた春植え用につきましては、今年ですすね、さとうきびの作柄、そういったのによりまして、国が新たにまた国の補正予算の対象とするかどうかというのがあります。昨年でいいますと、大体十二月ぐらいにそういったところが分かってまいりますので、そこはまた今年の今後の作柄の状況、また国の動きなんかを見ながらすすね、その対象になれば、次の春植え用にその助成が対象になってくるかと思えます。

以上でございます。

○一四番（橋口好文君） 国の事業を待たずにしてですね、市単独で春植えについて補助はできないかと。よろしく願います。

○農林水産課長（岩下栄一君） このさとうきびの助成につきましては、本市独自でさとうきびの反収向上事業というのを行いまして、これは当初予算の中で、三分の一助成することとなっております。これにつきましては、春、夏、秋と、そういった植付けには関係なく一律で助成するものでございますので、こういったところで、さとうきび農家様への支援というのを取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○一四番（橋口好文君） 先ほどから私申し上げておりますが、とにかく高いから農家がなかなか使おうとしないということです。

八板市長、どうでしょうか、この堆肥についてですね、市が財政主動してですね、幾らか負担していただけないでしょうか。どうかよろしく願います。

○市長（八板俊輔君） 堆肥の活用ということでありませけれども、畜産、酪農と、それから耕種農家との連携による畜産振興あるいは農業振興というのは非常に重要、これから重要になると思います。議員御指摘のように、財政的なところでできるかどうか、その辺はこれからまたいろいろ国の施策あるいは県の施策等も考えながらですね、研究していきたいと思えます。

○一四番（橋口好文君） もう時間も迫ってまいりました。

八板市長は、四年前、私の質問に対しての答弁で、作物を栽培す

る上で、土作りが一番大事なことだということを答弁されております。また、今回、本市が、過疎地域持続的発展計画書の中にも、策定が出てきておりますが、その中にも、生産性の高い土作りを推進しますということをとってまいりますので、ぜひ行政の財政主動をよろしく願います。

次の質問に入ります。次の質問はですね、ウです。生産者交付金引上げ要求について。

市長は第二回定例会で、今年度早々の四月に国会議員事務所を訪問し、さとうきび農家の苦境について説明をし、大幅な金額の引上げ要求があることを申し上げたと答弁しておりますが、まあ、森山代議士、野村哲郎代議士に言われたと思いますが、このときの国会議員の両名の返答、反応はどうだったでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今年の四月に国会議員の事務所を訪問をさせていただいたことをせんだって申し上げたところでありますけれども、生産農家の声をお伝えして、それに対しては、農家の苦悩については十分承知していると、今後も支援に最大限努めるといような答えをいただいたところであります。

○一四番（橋口好文君） 市長、あのですね、私、四年前ですね、静岡県の沼津市、島郷というところに行っていました。その地はですね、そこには天皇陛下の御用邸もあるところですけど、その地はですね、私が高校生のとき、十七歳、今から五十年前です。行っ

たら、向こうはですね、当時、ハウスですね、キュウリ、トマトを作っていた農家なんですけど、私が実習した農家は、当時、五十年前に、既に静岡県沼津市の島郷の農家は、土を使わない水耕栽培でやっております。それで、四年前行ったらですね、もうその辺一帯はですね、もう農家はいないんですよ。ビニールハウスを全部埋め立ててですね、建物を建てると、そういう状況でした。私の行った農家さんに訪ねていったらですね、お孫さんの時代ですね、お孫さんの嫁さんとお会いできたんですけど、もう今はですね、フルーツキャップを作る会社を営んでいるつちゆうことですね、そういうことを考えたとき、都会は、そういう不動産で土地成金とか、そういういろんな転用ができるんです。

でも、当地種子島はですね、五十年たってもさとうきび、さつまいもなんです。ですから、農家が意欲を持って取り組めるような交付金の上げをぜひ求めていきたいと思えます。市長、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。畜産振興についてでございます。

一、牛ボツリヌス症についてでございます。ア、家畜に対する各種伝染病発生予防事業補助金の増額を求めるということでございます。本市内において、二戸の農家の和牛十八頭がボツリヌス症によって亡くなっております。ワクチン接種を推進する必要があると思えます。どうでしょうか。予算書をもう前にこの通告書を出したものですから、予算書を見たら、たしかこの事業、農林水産費に六

十一万円の補正が出たと思うんですけど、ぜひ行政としてもこのことを重く考えて、ワクチン接種を推進していただきたいんですが、どうでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） まず、議員のほうで、今年度に入りまして市内の畜産農家で十八頭の牛がボツリヌス症で亡くなっているということなんですが、正確には、鹿児島中央家畜保健衛生所によりますと、あくまでこの二件ともですね、ボツリヌス症の疑いがあるということで、ボツリヌス症発症という診断というのはまだ出ていないということをお断り申し上げます。

そういった意味で、今年度の予防事業につきましては、三種類の薬剤につきまして補助を行っており、議員がおっしゃる牛ボツリヌス症に対するワクチン接種事業につきましては、平成二十六年年度からの継続事業となっております。

なお、本年度のワクチンの接種希望頭数がボツリヌス症につきましては大幅に増加していることから、九月補正によって増額を計上しているところでございます。

今年度も引き続きまして対策を強化してまいります。

以上です。

○一四番（橋口好文君） これで終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十四時三十分頃より再

開をいたします。

午後二時十五分休憩

午後二時三十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） 一二番議員、竹下秀樹です。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、大きなくくりで、小中学校の二学期のコロナ感染症に係る対応方針についてであります。

本県においては、デルタ株への置き換わりによる感染の急拡大を受けて、八月十三日に鹿児島県緊急事態宣言が発令され、同月十七日には蔓延防止等重点措置の適用が決まり、現在も継続中です。

そういう中、小中学校において二学期が始まり、県下各市町村では、地域の状況に合わせて、時差登校や授業時間の短縮等の取組がなされているところです。

本市では、これまでも、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿った感染対策が継続してなされているものと承知していますが、二学期の開始に当たり、校内での基

本的な感染症対策の徹底に向けての取組で、特に強化をされた内容と新たに生じた課題があれば、併せて説明をお願いいたします。

「学校教育課長 山崎省一君」

○学校教育課長（山崎省一君） それでは、お答えいたします。

学校によっては、児童ごとに使用する水道を決めたり、ドアノブに長期間消毒効果のあるテープを巻いたり、体調不良の子どもは保健室で一時待機をさせることなく直ちに下校させたりと、それぞれの学校で工夫して対策を講じているところです。基本的には、従来からの感染症対策を丁寧に徹底して取り組んでおります。

また、感染症対策について新しく生じた特段の課題は現在のところ把握しておりませんが、学校と連携しながら、油断することなく取り組んでまいります。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 説明、よく分かりました。

文科省からの事務連絡に、進学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等がありましたけれども、表題にもなっていますように、一貫した取組やこれまでの基本的な感染予防対策の徹底というところになるかと思えます。そして、その上でも、感染リスクをゼロにすることができないという事実を前提として、感染者が確認された場合には的確な対処ができるよう、各関係者と連携した学校における保健管理体制を築くことが求められているというものと受け止めているところであります。

学校現場では、働き方改革も求められている中、教職員の御負担はむしろ増しているかと思いますが、ワクチン接種の進捗によって地域の感染レベルが一に移行し、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準が緩和されるのもそう遠くないことだと思いますので、ここを踏ん張りどころとして、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

また、さきの一般質問で、学校において、感染症対策等を徹底しながら教育活動を円滑に継続するために必要となる物品の購入に係る経費については、国庫補助である学校教育活動継続支援事業を活用して、これまでも予算措置が取られている旨、御答弁をいただきましたが、引き続き市当局におきましても各学校に一層の支援をお願いをしたいと思います。

次の質問です。鹿児島市では、六月、八月に中学校、高校でクラスタが発生したこともあり、二学期の対応方針として、運動会等も実施せず、蔓延防止等重点措置が適用されている間は、原則、部活動も中止する等の方針を公表していますが、本市の学校行事並びに部活動等についての基本的な対応方針の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えいたします。

学校行事については、感染症対策を万全にして可能な限り実施できないか、実施できない場合、代替案はないか、それらができない場合は中止せざるを得ないが、行事の趣旨を生かす方法はないか、この三つの観点から検討することとしています。

例えば、運動会、体育大会については、さらに感染症対策を徹底して、昨年度に準じて開催することとしています。音楽祭は、大人数で大きな声を出しての活動が制限されることや練習に時間を要することなどから中止することとしています。各学校において、何らかの代替策がないか検討しているところです。陸上記録会も中止としますが、通信陸上と同じように、各学校で計測した記録を競う形で進めていく予定です。

次に、中学校の部活動については、国が出している学校の新しい生活様式に基づき、生徒の健康状況をしっかりと確認するとともに、体育館等の密閉された空間では換気や活動形態に十分配慮するなど、感染症対策を徹底した上で、九月一日から再開しております。

なお、一人でも部内に感染者が出れば、活動を停止することとしております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 説明、よく分かりました。きめ細やかな対応をされているというふう承知したところです。

学校行事等は、子どもたちの学校生活に潤いや秩序と変化を与え、思い出に残るなど、有意義な教育活動と位置付けられているものと認識していますので、感染症対策の徹底や保護者の理解と協力を前提に、感染リスクの高い活動等を具体的に整理、共有して、できるだけ行事や活動が制限されずに済むよう、引き続き対応をお願いしたいと思います。

次の質問です。新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインで臨時休業の実施の考え方が示されているところですが、当該ガイドラインの対象期間は、特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とされています。

本市では、現在、一定、感染者の発生は抑えられていますので、学校が臨時休業に至る可能性は極めて低いですが、当該ガイドラインに基づく対応は引き続き求められており、また感染症においては、常に再流行のリスクが存在していることがこれまでの経験則でもあることから、その判断基準について事前に整理しておくことも必要かと思えます。

地域の感染状況を踏まえた対応として、必要な範囲での学級単位や学年単位の閉鎖、あるいは学校全体が臨時休業をする場合の判断を本市ではどのように整理されているのか、その基準もしくはプロセスについて説明をお願いいたします。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えいたします。

国は、臨時休業等を行う範囲や条件についてガイドラインを示しております。それによると、例えば、同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合などは学級閉鎖、複数の学級を閉鎖するなど学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は学年閉鎖、複数の学年を閉鎖するなど学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は臨時休業などとなっております。

本市においても、国のガイドラインに準じながら、各学校の実情に応じて、学校医、保健所とも連携しながら判断してまいります。以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。説明、よく分かりました。

昨年の全国一斉休業はあまりに唐突であり、各地で混乱が生じました。そこで一つ露呈したのが、学校は教育施設であるというのが大前提ですけれども、側面として児童ケア施設としての役割もあるということでした。学校の一斉休業により家庭や児童クラブでの玉突き現象が起き、子どもの居場所の確保が社会問題化したかと思えます。

本市においては、日頃のコミュニケーションが取れていることもあり、柔軟に対応され、問題はなかったものと認識していますが、平常時においても児童の居場所の確保が重要であり、引き続きこれまで同様の目配りをお願いいたします。

また、万が一、臨時休業になった場合ですけれども、先般、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者の皆様を支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金制度が再開する旨の報道がありました。詳細は改めての公表になるということですが、万が一、学校が必要な範囲での臨時休業をする事態になった場合は、市当局も教育委員会と連携して、少しでも父兄の負担が減るように、制度活用への周知をお願いしたいと思います。

す。

次の質問です。基礎疾患や呼吸器疾患等があり、一般的に重症者リスクの高いと思われる児童生徒については、その把握をどうしているのか、またそういう子どもさんを把握した場合、どのように対応されているのか説明をお願いします。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えいたします。

各学校においては、基礎疾患を有する児童生徒については、リストを作成し、日頃から注意して見守っております。感染が確認された場合、このリストを基に、家庭とも連携して適切に対応してまいります。先日の校長会で、重症化リスクという観点からこのリストを整理しておくようにと指示をしたところです。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

基本は、日頃の子どもの健康観察で体調変化があった際の対応については校内の保健管理体制ができてる旨、今御報告があったかと思えます。

家庭を含めた情報の共有形成の中で、家庭との連携がやっぱり一番大事かと思えますので、引き続きそのように努めていただければというふうに思うところであります。

では、次の質問です。教職員の感染症対策の現状と、基本的には教職員が使用することを想定して今後文科省が配布を予定している抗原簡易キットについて、現段階で運用の方針があれば、説明をお

願いたします。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

教職員の感染症対策については、接種を優先させていただき、現在、接種を希望する教職員の九一％が一回目を終え、間もなく二回目完了する予定です。

また、このたびの本市の感染拡大を踏まえ、健康チェック、手指消毒など、それぞれが感染防止対策をさらに徹底するよう指導しております。

文科科学省が配布する予定の抗原簡易キットについては、間もなく本市にも配分される予定です。文科科学省の使用方針に従いながら、各学校の実情に応じた裁量もまた考えてまいります。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 説明、ありがとうございます。よく分かりました。

改めて、教職員の皆様には、本当のその御尽力に敬意を表するところですので、緊張感を持ちながら、長期にわたり感染症対策を最前線で支える教職員の皆様の心身の負担も懸念されるころであります。必要に応じて校務分掌の見直しを図るなど、教職員の業務負担が過重にならないような体制はできているとは思いますが、ぜひ一層の職場環境整備を図っていただきますように改めてお願いを申し上げます。

それでは、次に、大きなくくりで、災害対応への地方創生臨時交

付金の活用と総合的な危機管理体制の整備についてお伺いいたします。

一 番目、地方創生臨時交付金の活用が可能な事業として、新型コロナウイルス感染症に対応した災害対応スタイル構築があり、その一例として、宿泊施設等の避難所利用への活用もできるとされています。

県が作成した避難所運営マニュアルモデルにおいても、指定避難所以外の施設の確保の必要性が示されており、地域の実情に応じて、ホテルや旅館等の活用も検討し、事前に関係団体との協定の締結を行うよう努めることとされています。

昨年台風十号時の避難状況も踏まえ、現在、このような活用は検討されていないのか説明をお願いいたします。

「総務課長 松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

昨今の自然災害等に対する避難体制については、常に三密体制等を考慮しながらの対応が求めています。

宿泊施設等の利用等については、本年三月に、南海トラフ地震防災対策推進計画策定の中で、後発地震対策として、災害時要配慮者を一週間程度避難させることを想定した高齢者等事前避難対策区域を設定しており、特に、災害時要配慮者の避難体制の多様化を確保するために、今後、関係団体、市旅館組合等との協議を重ねていきながら、宿泊施設等の避難設置については、自然災害等の特性に配慮しながら、対応できる部分、できない部分などを総合的に見極め

ながら、慎重に検討していきたいと思っております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

台風など事前に予測できる自然災害の中には、南海トラフ地震防災対策推進計画での避難所の設置基準を当てはめる必要のない場合もあるかと思えます。今御答弁のとおり、総合的に判断すればいいものかと思うところであります。

で、昨年の台風時においても、プライバシーが配慮された空間を必要とされる避難者もあり、市民会館の会議室を利用したという報告がありました。

そういうケースも含め、基礎疾患があり重症者リスクが高いとされている方や妊娠されている方、あるいは障害を持たれている方など、一定、優先利用順位を定めた上で、必要に応じて宿泊施設の利用ができれば、避難所での感染リスクの軽減とホスピタリーの向上につながるものと考えます。

また、避難所対応に従事する職員の数も限定されていますので、その負担軽減にもつながるのではないかとこのように思うところでもあります。

ちよつと話を広げますと、新型コロナウイルス感染症蔓延を地震、水害等と同等の災害と見るか、災害とは異なる公衆衛生上の危機管理問題と見るか位置付けは定まっていませんが、基本的には、どちらも行政が対応すべき危機管理上の政策課題と考えます。

本市における今回の感染広がりの後半は、陽性者が入院できず自宅療養になったことから家庭内感染が広がったのではないかと推察をしているところです。

今さらながらですけれども、あの当時、家庭内感染を防ぐために、同居家族に陽性者が確認され自宅療養となった場合、濃厚接触者と判定された家族のPCR検査を行い、陰性なら、本人に意向を確認した上で、宿泊所へ緊急避難ができる体制があれば、一定、感染拡大の抑止につながったのではないかと考えるところでもあります。実際、地方創生臨時交付金を活用して、そのような取組をした自治体もありました。

もちろん県から市へ感染者情報が伝わらなかったことや人口が少ない本市においてはプライバシーの問題があることなど、難しい面もあることは承知していますけれども、市民の生命、財産を守る立場の市長には、市として、あの当時、何かできることがなかったのか、ぜひ今後の危機管理の観点からも検証をお願いしたいと思えます。

また、先ほど答弁がありました避難方法の多様性の確保とともに、多様な避難所としての使い方の可能性も含めて、関係団体との協定締結に向けての協議をしていただければと考えますので、よろしくお願いをいたします。

市長、この件につきまして何か御見解があれば、お伺いさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 感染者の形態には様々なことがあるということが、今回の八月以降の実例からですね、いろいろ体験したところであります。

議員も御指摘のように、情報がですね、プライバシーのこともありますね、その実態を把握することと、それからそれに対応する、御指摘のような、そういう、感染を予防するためのそういうふうな施設ですね、というものも視野に入れながらですね、今後、検討はして、研究してまいりたいと思います。御指摘、ありがとうございます。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

過去の検証も含めてお願いをしたいと思います。

次の質問です。自然災害、異常気象の頻発や大規模化、また今後想定される津波を伴う大地震、さらには今般の感染症等も踏まえ、一地方自治体においても、防災、国民保護の観点からの確な危機管理を行うことが求められており、本市においても、危機が多様化していることを踏まえ、総合的な危機管理体制をより一層強化させる必要があるかと思えますが、御見解をお伺いいたします。

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

現在、市では、自然災害等のために、有事には西之表市災害対策本部を設置されることとなっております、今回の新型コロナウイルス感染症対策としては、新型インフルエンザ等対策本部会議が設置され、

総合的に協議をし対応をしております。

今後とも、指揮命令系統の明確化など、業務継続計画や対応マニュアル等の見直しも含め、災害時に迅速で的確な対応ができるよう、関係課の災害時の緊急時対応の確認等を日頃から行い、職員の人材育成や地域防災支援員などの専門的な人材の活用を含めた総合的な危機管理体制を充実させる必要があると考えております。

以上です。

〇一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

災害対策本部等、災害行政組織は、そこに各関係者や専門家も加わり構成されますが、基本的には、平常時に存在している行政組織を災害時、非常時に転用するものであり、それゆえ、平常時を超える対応能力を災害行政組織はもともと持っているものではないという専門家の指摘もあります。ましてや、災害時におきましては、行政需要は急増しますが、行政能力は低下していることがほとんどです。

それゆえ、BCP計画が策定されていますし、それ自体は大事なことなんですけれども、その見直しに当たっても、組織的に危機の種類に応じた経験値の蓄積がなされていない現状では、課題が可視化できず、単なる標準化した計画やマニュアルになる可能性があるかと思えます。今回、時間はありませんけれども、また次回に、ではどうするのかという議論をさせていただければと思います。

次に、大きなくりでの今後の経済対策についてです。

今予定されている年度内の経済対策と、現段階で状況を注視した上で、先では対策が必要になる事案として検討がされている施策があれば、説明をお願いいたします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

〇経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

まず、年度内の経済対策についてお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の回復とともに、感染防止に向け、九月三十日まで、キャッシュレス決済サポートを活用したポイント還元キャンペーンを実施しております。

十月中旬からは、プレミアム付き電子商品券を発行し、また歳末に向けては、三〇%のプレミアムがついた紙の商品券を商工会から発行いたします。

また、本市が非常事態宣言を発した影響を受けた事業者を支援するために、事業者見舞金も迅速に事務処理を進め支給に努めております。

併せて、現在、本年度事業として実施、支給している事業継続支援金は昨年の影響に対して支援するものですが、本年の影響への支援策についても本議会に提案をしております。

今後も切れ目のない経済対策を実施していくこととしております。次に、今後検討していく対策についてお答えいたします。

今般の爆発的感染拡大により、来島自粛等によって影響を受けている宿泊業と観光関連事業者への支援が必要であると考えており、

感染状況を勘案しながら支援事業を検討しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いていることにより、資金繰りに苦慮している事業所が増えていると聞いております。併せて、昨年借り入れたコロナ関連の資金の償還も始まることから、県や国の動きも注視しながら、金融機関とも情報交換を行い、利子補助等についても検討を進めていきたいと考えており、引き続き状況を注視しながら対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

売上げが減少している事業者への支援、また年末に向け消費喚起を促す支援と、切れ目なく予定されているものと承知しました。

今後、事業者支援等を目的とした地方創生臨時交付金の追加交付もあるような情報も聞いていますので、商工会等の要望も聞き取りながら、より今お話にありました経営環境が厳しい業種への速やかな支援につなげていただけたらと思います。

また、今お話がありましたように、緊急融資の償還や新たな借入で本当に御苦労されている事業者が多いです。状況を注視していただきますとともに、これは重箱の隅をつつくようで恐縮ですけれども、市のホームページで閲覧できるセーフネット保証第五号認定の指定期間はもう以前のものでしたので、国の更新に合わせて最新の金融情報が表示されるように、またそこに対しても目配りをお願いしたいと思います。

最後の質問です。現在、多くの事業者は、今お話がありましたように、コロナ禍での経済活動の収縮により著しく疲弊しています。唯一活発な動きを見せているのは、馬毛島への施設整備を見据えた不動産取引ぐらいと思われませんが、これはもう本当に将来の期待値があつて初めて投資、経済は活発するものだというふうに理解するところです。

それでは、市中経済の状況及び事業者の経営環境についての市長の現状認識と、これまで繰り返し述べられてきた本市の自然、歴史、文化のポテンシャル、市長のお言葉を借りれば、地域力で、今後どう総合的な経済浮揚を図ろうと考えているのか、これまでのような理想論ではなく、より具体的な政策について御見解をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

コロナ禍における、日本の多くの産業が深い傷を負っている状況にあります。経済浮揚に関しましては、その大部分が国の経済動向とも連動するものと考えてるところであります。

そうした中で、本市の状況を考えますと、特徴としましては、経済の基礎はやはり一次産業であろうかと思えます。同時に、港町から発展してきたその歴史、文化を踏まえた産業の振興の仕方があるうと思えます。食料の生産や供給、そしてまた人口が低密度で穏やかな暮らしの場があるということが挙げられます。その上で、持続可能な社会環境があるということが挙げられます。

づくりを進めるために、小さなことでもいいから強いものをつくり上げていくことが必要だと思います。

具体的にということでございますので、例えば、安納いもの再ブランド化というものを今鋭意続けております。それから、海に囲まれた島といたしましては、稼げる水産業の構築ということがあろうと思います。それから、歴史的には、近年よく出てまいります麓集落というものがありません。日本の武家社会の南限としてこの西之表市は位置付けられております。

そうしたことを踏まえてですね、農業そして水産業そして観光というものを見るときには、そういう歴史的なものが素材になると思います。

それから、今年から始まっております西之表港の整備がありますけれども、それを踏まえて、港町再生の基本構想というのも本市では創っております。

そういうものを踏まえた上で、発展を目指して、質で勝負できる経済対策を講じていくと、それが肝要かと思えます。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

今西之表港整備計画のお話もありましたけれども、西之表港整備計画の実施は、本市にとっては本当に大きな経済効果をもたらすものですから、大変喜ばしいことであり、市長が大きな期待を寄せるのは分かりますけれども、しかし、そこに期待するのであれば、市

長もやはり本市の経済浮揚を国に依存しているのではないかとこのように思われるところでもあります。

再編交付金等は市民の自立の意欲を損なうというのも、再編交付金を補償的受益として受け取り、建設的に住民福祉の向上に活用している多くの交付団体に対し大変失礼な物言いであるとは思いますが、今、今の市長のロジックでいけば、このように国から下りてくる事業や、もつと言えば、普通交付税の算定の立てつけも、ある意味、職員の自立の意欲を損なうという言い方もできるかと思えますけれども、そこら辺の整合性について市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（川村孝則君） 時間がありませんので、簡潔に。

○市長（八板俊輔君） 基地由来のものにはなるべく頼らないということがあります。地域の我々の資源を基にですね、市民の皆さんの意見を聞きながらですね、しっかり協力してやっていきたいと思えます。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十五時十五分頃より再開をいたします。

午後三時休憩

午後三時十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔四番 渡辺道大君登壇〕

○四番（渡辺道大君） 本日、最後の質問者となります。よろしく
お願いいたします。

それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

本市では、新型コロナウイルスの感染例が、八月二十七日の五十
七例目以降、現在まで新たな感染例は確認されていないと見られて
おりますが、全国や県内の発生状況からもまだまだ予断を許さない
状況となっております。

そういった中で、最も早く感染者を見つけ出すことができるので
はないかと言われているPCR検査があります。感染の可能性が高
いことが疑わしい症状のある方や濃厚接触者の方に対して、できる
だけ速やかに検査を行う必要があると考えております。検査の時期
としては、症状のある方はすぐ、濃厚接触者は接触後数日してから
行うことで効果的な検査ができ、陽性率も上がる可能性があり、陰
性者を見つけることで周辺への感染予防対策を十分に行うことがで
きるという点では、PCR検査の有効性というものを示しております。

まず初めに、本市におけるPCR検査体制がどのようになってい
るかお答えをいただきたいと思えます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

PCR検査につきましても、今議員からありましたけ
ど、症状があつて、医師などが必要と判断して行う検査、それと陽
性確定者の濃厚接触者に対して行う検査などのいわゆる行政検査に
つきましては、医療機関で検体を採取して、医療機関もしくは県の
環境保健センターで検査をするという体制になっております。

八月に検査対象者が急増した際には、県や医療機関などから要請
がありまして、保健センターや市民会館でもドライブスルー方式で
検体の採取のほうを行ったところでございます。

行政検査以外のいわゆる自費検査についてですけれども、市内医療
機関では、百合砂診療所のほうが対応しているということござい
ます。

以上でございます。

○四番（渡辺道大君） すみません、一点を確認したいんですけれ
ども、医療センターの玄関前にある個室については、今現在、どう
いったことが行われているのかお答えをいただきたいと思えます。

○健康保険課長（長野 望君） 医療センターのほうは、発熱があ
ったりという方たちをスクリーニングして、一旦、中には直接入ら
ないようというふうなことで使用しているというふうな伺ってお

りましたが、何か駐車場のほうでも、何かそういった体制を取っているというようなことも聞いているところです。

○四番（渡辺道大君） いわゆる発熱外来の方は、そういったPCR検査を受けるようになっていくことじゃないかなと認識しますけれども、先ほども述べたように、PCR検査の有効性、早期発見においては、いつでも気軽にPCR検査を受けられるというような体制は、現在、この本市では整っていないのではないかと認識をいたします。

そこで、県が夏休みに、お盆などの帰省時期に、人の流れの増加を見込んで、鹿児島中央駅前や鹿児島空港でPCR検査の受検を促しております。

これ以上の感染拡大を防止するためには、やはり種子島島内でもこのPCR検査の受検を実施するべきではないかというふうにして考えますけれども、現在、どのように考えているかお答えをいただきたいと思えます。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

県のほうが鹿児島空港及び中央駅で行っているPCR検査については、やむを得ず県外から来県される方などを対象に、感染拡大防止を目的として行っているものでございますが、対象者には、県内に在住し、県内離島へ出発される方も含むと、含まれると、できるということになっていくようにございます。来島前に検査していただくことで、島内での発生防止、感染拡大防止につながっているも

のと思えます。

こちらにつきましては、当初、九月十二日までという期間でございましたけれども、今回の感染拡大を受けました延長によりまして、期間が九月三十日まで延びているということでございます。

島内での検査についてですが、鹿児島島のほうで来島前に行く検査とはちよつと意味合いが違ってくるのかなというふうに思っております。島内での自費検査の助成についてでございますけど、現在、具体案があるわけではございませんが、実施する場合には、対象者、目的等を絞った形、例えばイベント等を実施するに際してとか、そういったことが現実的なのかなというふうには感じております。以上でございます。

○四番（渡辺道大君） 八月中旬ぐらいでしたかね、私も、実際、この鹿児島中央駅前でPCR検査受けたんですけども、種子島に帰るというチケットを見せて受検をして、携帯電話などの端末を利用してQRコードで名前や生年月日などの個人情報を入力していく、で、このときにメールアドレス、私はこのときGメールアドレスを入力して登録して、その後唾液を採取して、そのサンプルを提出して二千元を負担するという、こういった一連の流れになっていました。そして、次の日にはその登録したメールアドレスに結果が届いています。

携帯電話等の端末を利用して個人情報を入力していくという点では、なかなか使い慣れていない方や高齢者にとっては大変な作業に

なるのではないかというふうにして思うんですけども、いつでも気軽にこういったPCR検査を受けられるという点では、そういった内容であるということ徹底して、PCR検査をなるべく多くの人に受けてもらう、島内でもそういった場所があってもよいと思いますし、できるのではないかというふうにして検査を受けて実感をしたところであります。

また、種子島の高速船乗り場や種子島空港でそういったブースを設けて体制を整えられないかと、今回、そのPCR検査を行っておりました鹿児島市内にある株式会社東洋環境分析センターの担当者にも話を伺うことができたんですけども、現場での人材、スタッフの確保や、特にやはり費用ですね、いろんなことにかかる費用の面で、補助の面とかいろんな複雑な部分というのがあるんですけども、一つずつその課題を解決していけば可能ではないかというふうにして話されておりました。

PCR検査が絶対というわけでもありませんが、ワクチン接種も、今後、絶対ではないというふうにして言われており、今後、いつ感染が拡大するか分からない、長期的に見ることが重要だと思えますし、検査を強めていくことも大事じゃないかなというふうにして考えます。

大変この予算の面で、非常にこういったPCR検査の体制を整えるというのは、予算の面が非常に大きいと思うんですけども、しかし、これ以上の感染拡大を防止する手段、PCR検査を普及させ

ていくべきではないかというふうにして考えます。

まずは島内一市二町での協議とか、また医療体制が厳しい県内の離島がやはり困っている、不安だと思えますね。そういった離島と協力をし合って、県にですね、予算の確保などのPCR検査の体制を確立すべきではないかということをお願いすべきだと思うんですが、市長はこういったことについての今の考えはどういったものを持っているかお答えをいただきたいと思えます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） コロナの感染拡大防止のために、PCR検査の有効性というのは非常に私も感じているところであります。

先ほど課長からも申し上げましたけれども、自費検査についての助成については、やはりイベントの実態ですとか、それから島外との往来、そして職域での感染防止など様々な目的がある場合が考えられると思えます。

そういう中で、どういう方法がいいのか、まず医療機関の協力も必要でしょうし、あるいはその民間のそういうノウハウを持っていることとの契約とか、そういうこともあるかと思えます。そういうものをいろいろ検討しながらですね、今後、研究をしてまいりたいと思えます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ぜひですね、やはり感染拡大防止の手段という、そういった観点から、広くですね、協議を進めていった

だきたいなというふうにして思います。

次の質問に入りたいと思います。馬毛島問題についてであります。初めに、日本の大型艦船が停泊できる大規模な係留施設や仮設棧橋の整備に向けて、昨年十二月にボーリング調査を開始しましたが、天候不良のため、当初期間の今年五月末までに予定していた三十七か所のうち十二か所しか終わらなかったとの報道があります。そして、今月の九月三日から、この終わらなかった部分になるのか分からないですけれども、海上ボーリング調査の再開をしております。今回のボーリング調査再開について防衛省からどのような説明があったかお答えをいただきたいと思えます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省のほうから、荒天などの影響により当初予定していた五月末までの調査完了が困難となったことから、トコブシ漁期終了後から令和四年五月末まで調査を継続したい旨、説明があったところでございます。これが令和三年の五月の二十八日のことでございます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） ありがとうございます。

八月五日にはですね、突如として、港湾施設の整備についてと題して、港湾施設の配置案、海上ボーリング調査の進捗状況、漁業補償の三点の概要というものを発表しております。ここ、手元にある

んですけれども。

この港湾の規模については、馬毛島東海岸、横瀬の沖合一・三キロメートルに及ぶ巨大な港湾で、報道によると、いずも型空母、約二万トンクラスの護衛艦も停泊、着岸し運用することを目的とするというふうにして報じられております。

このような巨大な軍港が、もうまさに軍港ですね。軍港が建設されるのであれば、広大な港湾海域の漁場というものもやはり壊滅状態になるだけではなくて、西之表から馬毛島に至る海域の全ての漁場が失われることになりかねないと。しかも、一度造られたら、この漁場は二度と戻らないのではないかとというようなことも懸念をされます。また、県知事も、その漁場に一定の影響が出るのではないかとというような報道もされております。

改めて、こういった漁場の破壊、漁師の皆さんのなりわいとなっている海域を奪い取ってしまう馬毛島軍事基地化については絶対に認められないのではないかとというふうにして思いますし、市民の生活を守り、豊かな漁場を守るべき立場にある地元の市長としての見解はどうなのか。

そして、今日三日、こういった巨大な軍港建設のために海上ボーリング調査を再開。この目的は、港湾の位置、形状を確定させるためのものであり、港湾施設建設が可能かどうかというものを調査するのを目的としたものではないと私は思っておりますし、言わば、港湾施設建設工事の初期的工事そのものであると考えます。

したがって、海上ボーリング調査と明らかにされたその港湾施設に関して、今再開された海上ボーリング調査の即時の中止を防衛省に求めるべきではないかというふうにして考えますが、市長は、今現在、どのように考えているかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

海上ボーリング調査、それから港湾施設計画の防衛省の公表についてのお尋ねでございますが、防衛省が八月六日に港湾施設の配置図を公表いたしました。本市としましては、海上ボーリング調査も完了しておりません。この事業は非常に漁場への影響が大きいという事は議員おっしゃるとおりであります。せんだつての環境アセスメントの方法書にも示されていない中で、このタイミングで公表するという意図が本市としては理解できない旨を当日コメントをさせていただいたところであります。

加えまして、防衛省では、八月十二日に港湾施設の詳細検討に係る入札公告を実施しております。こうした状況は、一方的に進めていく、そういう防衛省の姿勢に対して非常に遺憾に思っているところでございます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 今市長答弁していただきましたけれども、これまで政府、防衛省は国会等でもやはり同じ繰り返して、地元の理解と協力が最も重要と、丁寧な説明をして理解を求めるとの発言を繰り返しております。

しかし、この間、そういった発言とは裏腹に地元意向を無視し続けて、一方的に海上ボーリング調査、環境アセスへの着手、外周道路の事前工事の入札等というものも強行してきております。

しかも、今回の施設計画には、多くの違法的な状態の存在や違憲状態であるとの疑いが強いと指摘をされている問題があり、これらの問題を放置したまま計画を推進していくことについてはやはり絶対に認められるものではないと私は確信しております。

具体的にやはり挙げていきますと、まず第一に、森林法違反といわれる開発を放置した状態での計画の推進、このことについては、高等裁判での判決では、前有権者が行った開発は明確に森林法違反であると認定もしております。国が実施する事業でこの違法状態を放置したままにしておくということは、国自らもそういった違法行為を引き継ぐことになりかねず、欠点、欠陥のある財産を引き継ぐということ、法律上からも、また倫理上からも許されるものではないかと考えております。

第二に、市道馬毛島一号線のうち、旧学校跡地から岳之腰に至る路線は違法開発をされていると言われており、当該市道を壊して、通行できない状態になっております。これはやはり明確な道路違反であると考え、道路管理者としてのやはり厳しいそういった法的措置というものも講じていくべきではないかと。この状態を放置したまま、それを引き継いだ防衛省も同様に、市は、道路管理者としてある市として法的な措置を講じるべきものではないかというふう

して考えます。

第三に、市道馬毛島一号線のうち、葉山港から旧学校跡地に至る路線について、防衛省は一般通行を妨害しているように思えます。安全性ということも言われておりますけれども、どういったことなのかがちよつと分からないんですが、そのために本市の重要事業である市史編さん事業に重大な支障を及ぼし、市史研究調査のための宿泊可能な仮設工作物建立も困難な状態になっていると見られ、予算執行上も重大な問題であると私は考えます。防衛省に対して、そういうことも、やはり法的な措置も含む強い措置を行うべきではないかと考えます。

第四に、外周道路は明確な基地施設であります。それにもかかわらず、これを基地施設の対象外として環境アセス対象項目から外し、事前に工事着手のための入札を実施することはアセス法に違反しているのではないかと思いますし、改めて環境アセス項目に組み入れて、方法書を変えるべきではないかと考えます。

そして、第五に、旧学校跡地について、施設計画に同意もないままに、また用地取得についても何ら交渉もありません。一方的にその計画に取り組んでおり環境アセス事業を開始したことは、財産権の重要な侵害との指摘が学者、弁護士等からも寄せられております。それは憲法二十九条の財産権の尊重に反する行為であり、国会での追及も含めて、本市としても、法的措置も辞さない強い態度で対処すべきではないかと考えます。

今、五つの具体的な例も挙げましたけれども、学校跡地における施設計画は一方的に進められていると考えますけれども、今後、法的な措置も辞さない、そういった局面に来るのではないかと、ううにして思いますけれども、そういった点も含めて、またそれ以外でも、今後どのような対応をするかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

たくさんありました。最後の学校跡地に関するところでありまして、防衛省においては、馬毛島の全島を使った施設整備計画を立てているというふうに見受けております。

現在のところ、学校跡地につきまして、市のほうに具体的な話はいただいておりません。本市としましては、西之表市の財産として適切な管理や活用を行っていきたくないと考えております。

そのほか外周道路、あるいは市史編さんのこと、市道の管理の問題、環境アセスメントの方法書の意見書のところで、かなりの部分のところは市の意見として申し上げておりますので、そういう内容につきましても防衛省の対応を今見ているところでございます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 最後に、市長には、そういったいろんな交渉事についても、毅然とした態度で防衛省に臨んでいただきたいたいなというふうにして思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ただいまの渡辺道大君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日十四日は午前十時から本会議を開きます。

日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

午後三時三十九分散会

本會議第三号（九月十四日）

本会議第三号（九月十四日）（火）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
 二番 鮫島 市憲 君
 三番 橋口 美幸 さん
 四番 渡辺 道大 君
 五番 宇野 裕未 さん
 六番 杉 為昭 君
 七番 川村 孝則 君
 八番 河本 幸男 君
 九番 濱島 明人 君
 一〇番 下川 和博 君
 十一番 遠藤 建次郎 君
 一二番 竹下 秀樹 君
 一三番 田添 辰郎 君
 一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第百二十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企 画 課 長	森 真樹 君
市民生活課長	川畑 利昭 君
財産監理課長	奥村 裕昭 君
健康保険課長	長野 望 君
高齢者支援課長	下川 昭代 さん
経済観光課長	高石 心平 君
農林水産課長	岩下 栄一 君
建設 課 長	上妻 敏男 君
福祉事務所長	下川 法男 君
教委総務課長兼 学校給食センター所長	吉田 孝一 君

◎議事事務局職員出席者

学校教育課長

山崎省一君

局長

園田博己君

次長

古市善哉君

書記

上妻文和君

書記

和田帆波さん

令和三年九月十四日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、配付しております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

三番	橋口 美幸	議員
五番	宇野 裕未	議員
一番	長野 広美	議員
六番	杉 為昭	議員
一三番	田添 辰郎	議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。
発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

〔三番 橋口美幸さん登壇〕

○三番（橋口美幸さん） おはようございます。

今回の一般質問の時間を、コロナ感染拡大ということを理由に、質問時間四十分も短縮しております。コロナ禍の中だからこそ、私たち議員は、住民要求、山積しているこの住民要求を議会で届けるという大きな役割があると思っておりますが、今日、今回の議会は三分の持ち時間です。通告した流れで一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、馬毛島問題についてです。

さきに県が許可したボーリング調査の再申請について伺いいたします。

塩田知事は、漁民のなりわいを壊すな、ボーリング調査を許可しないでと、この声を無視して防衛省の再申請を許可しています。このボーリング調査、大規模な港湾計画のための調査だということが、いよいよはっきりしています。

港湾計画は、島丸ごと基地にして、馬毛島の東海岸は、海上自衛隊最大級の護衛艦いずも型、約二万トンが入港できる。防波堤の棧橋など、恒久的に使える。これはズーッと恒久的に、もうやむことなく恒久的に使える係留施設。沖合に約千三百メートルまでも延び

る計画だということがはっきりしています。

そして、この地元の漁業者は、八月二十二日に示された港湾計画のイメージどおりになれば、危険性が増して漁ができなくなると懸念をしております。このような港湾計画が進めば、漁民の暮らしは成り立たないというのは明らかです。

以前、基地建設に賛成だという私の知り合いの漁師は、基地建設に賛成するのは、陸地のことだから賛成しているんだと。海に影響がないから賛成するという話をしておりました。基地建設に理解は示しても、漁で暮らしていくことが前提の賛成だという漁師さんのこの気持ち、本当に大事にしなければいけないと思います。

市長は、この基地建設に賛成、反対かわらず、このような漁民の声を聞くべきではないでしょうか。今この計画を止めるためにも、漁民の暮らし、なりわいを守るための漁民の声を聞いていただきたいと思っています。市長はどのようにお考えでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

馬毛島の沿岸域につきましては、トコブシ漁やイセエビ漁をはじめ、キビナゴ漁、あるいはイカの本釣りなどにおいても好漁場となっております。港湾施設を整備することによって様々な影響が出るのが予想をされ、危機感を持っているところでもあります。

種子島漁協においては、昨年度、詳細な計画を示してもらったために調査を認める必要があるとしまして、海底の土地使用及び土石採

取に係る鹿児島県への申請、ボーリング調査に同意しております。本年度の許可申請においても、同様の取扱いが行われているところであります。

漁業者においては、様々な御意見があることも承知しております。また、種子島漁協の組合長とは、ボーリング調査に係る市の意見を提出するに当たり、本年七月に意見交換を行っております。今後も漁協組合長や漁業者の皆さんの御意見を伺う機会を設けるべく、努めていきたいと考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 七月に懇談をしたという市長の今の答弁でございましたけれども、それ以降の情勢の変化があります。このような、その七月の段階では、私たちは大きな軍港ができるんじゃないかと予測はしておりましたけれども、このようにきちんと報道されて、千三百メートルの沖合まで二万トンいずも型の護衛艦が着くということ、本当に新しい情報、確固とした情報だと思います。その後の今の情報を、今の情勢を捉えた形で、漁協とぜひとも懇談をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。時間もありませんので、これはぜひ要望をしたいと思います。

それと、賛成する漁民の皆さんが、参考までに、新聞報道ではありませんけれども、稚貝放流や期間限定の漁を認めてくれなければ納得できないということも記事の中で話しております。この港湾計画は、海底そのものを壊してしまう大がかりな計画です。到底容認で

きるものではないと思います。

それも含めまして、(二)番に行きますけれども、市長として、なりわいを壊すボーリング調査、これに対しては、まず、漁協の皆さん、漁民の皆さんと話をしていただき、国や県に強く、地元のなりわいを守る、漁業を守るということを所信表明でもおっしゃっております。そういうことで、ぜひ漁民のなりわいを守るという観点からは、この新しい情勢の変化に対して、やはり再度漁協と懇談をしていただきたいと思います。

今、漁協にどのような影響があったかということが、一つの資料が示されておりますけれども、ナガラメ漁で、令和二年、千五百キロ取れていたのが、令和三年、七百十六キロというふうに半減しております。これは明らかに、今年五月までであったボーリング調査の影響じゃないかということが思われます。ですので、ぜひ漁民の皆さんとですね、丁寧な懇談をしていただきたいと思えます。続きまして、そうですね、じゃあ、(三)番に行きたいと思えます。

馬毛島の土地買収費用、百六十億円の。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、その二番のあれは市長の答弁は要りませんか。

○三番（橋口美幸さん） そうですね。じゃ、お願いします。ぜひ。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

ボーリング調査につきましては、漁協のほうで同意しております

けれども、本市としましては、水産振興の観点から懸念を申し上げているところです。また、漁協の中でのしっかりした議論をしていただきたいという感じも持っているところでございます。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ漁協の皆さんとはですね、自分の本当なりわいのことですので、漁民の皆さんと心をつなげて、どうやったら今の漁民の暮らし、そして海を守っていくのかという観点ですね、心を開いて、胸襟を開いた形でお互いに話ができていけばと思います。

そして、(三)番に行きたいと思えます。

土地の買収費用の問題です。この馬毛島の土地買収費用百六十億円の経緯について、市長はどのように認識しているのかお伺いしたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

土地買収に関しまして、莫大な金額の取引が在日米軍等駐留関連諸費を流用してなされており、国会での審議が十分になされていないことに驚きを覚えているところです。また、土地取得の金額の根拠が不明であることなど透明性に欠けることに対しまして、危惧しているところでもあります。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） この百六十億円、取りも直さず私たちの税金です。

私たちは、九月十日に、国会と種子島を結んで、防衛省とリモート交渉を行いました。日本共産党の田村貴昭衆議員が、決算資料の分厚い資料の中からやと見つけ出し、そして、国会にもかけられずに辺野古の予算を馬毛島の土地購入に流用したということが、その分厚い資料の中から発見しないと、この問題は表に出なかった問題です。そして、国会質問で田村議員が取り上げて、私たち全ての国民が知るところとなりました。

そしてまたさらに、西日本新聞六月十二日付けの報道で、この百六十億円は、地権者が独自に島内に滑走路などを造成した費用を整理料として上乗せして算出されていたということも報道されております。当時、買収交渉が難航する中で、米側からの要求で、当時の官房長官だった菅首相が決断したという記事になっております。

このように、国会にも諮られず、百六十億円の根拠もない。しかも違法な伐採を繰り返している問題のある土地を、国が私たちの税金で購入することは認められない。この問題を白紙撤回を要求するべきだと思いますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

御指摘のように、この件に関しましては、以前、防衛省のほうに抗議をした経緯もございます。その後、これをめぐりまして新たな動きも出ておりました、それについては防衛省に再度説明を求めて協議をしたいと思っております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ再度、地元の市長としてですね、こういう予算の流用の在り方が本当に正しいのかどうか。そして、百六十億円の根拠も何も示されない。国会で審議もされない。このことがまかり通るならば、今後どのような形で私たちの税金が使われているのか分からない。こういう民主国家の中で、絶対そういうことは許されないということを、ぜひとも国に求め続けていただきたいと思います。

続きまして、来年度の防衛予算と馬毛島の基地建設予算について、どのような認識かということをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 防衛省の来年度予算についてのお尋ねであります。

本年度の当初予算比二・六％増の五兆四千七百九十七億円であり、南西諸島へのミサイル部隊配置などが特徴だと認識しております。馬毛島関連予算は、金額が確定していない、いわゆる事項要求に含まれておりました、年末の予算編成の段階で詳細が明らかになってくるものだと考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 今市長がおっしゃいましたように、南日本新聞でも防衛費最大五・四兆円、そして、私たちの赤旗新聞でも、そういう見出しで大きく出ておりました。その主な中身は、やはり南西諸島の防衛力強化。その中では、特に馬毛島の予算が大きいのではないかと、いうふうには危惧されます。F35Bステルス戦闘機四

機、五百二十一億円を購入するということも決まっております。

こういう、私たちの税金がコロナよりも軍事費に投入される。こういうことは断じて許されぬ。今、本当コロナ禍の中で、人の命が軽んぜられているのではないかと、そういう政治が本当にいいのかということが全国で沸き起こっております。そういう中で、このように軍事費だけを増やしていく。こういう政治の在り方を私たちは根本から変えたいと思いますが、まず、この地域の中で、軍事予算を膨大に使って馬毛島を基地化する、そういうことについては、ぜひとも地元からの声を上げていただきたいと思っております。

それと、米軍再編交付金のことについてお伺いします。米軍再編交付金の認識をお尋ねしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 米軍再編交付金についてのお尋ねであります。

これまでの本議会定例会でも御説明しておりますけれども、米軍再編交付金については、米軍再編により負担の増える地元市町村に対し交付されるものであり、自由度の高い交付金であると聞いております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 米軍再編交付金、私も以前も質問に取り上げさせていただきました。この国を守るといふ防衛省の回答の中のこの文書を参考にさせていただきたいと思いますが、再編交付金は米軍再編を円滑に実施する制度であって、米軍再編に御協力はい

ただき負担が増える地域の市町村に対し、負担の大きさに応じた額を交付する。こういうことをはっきり防衛省が言っております。その際、交付金は再編事業の進み具合に応じて交付する。要するに、反対をしてみるところには、迷惑はかけますけどやりませんよというのが、今の国の流れではないかと思えます。こんなに地元も反対し、市長も反対の意見を出しているにもかかわらず、どんどん進めていく。ボーリング調査しかり、そして外周道路の入札しかり。そういうことを国が本当にやってはいけないというふうに私は思います。再編交付金は、負担を受け入れていただく地元市町村の協力で国として応えるものですというふうに、この国を守る防衛省の回答には書いてあります。このことをですね、ぜひとも市民の皆さんに、これ市民の皆さんも持つてるとは思いますが、もつと再編交付金とはどういふものなのかと。迷惑料と引換えにあるものですよ、私たち本当に平和な暮らしが脅かされるんですよということを、もっと市民の皆さんにですね、広報していただきたい。このように思いますが、ここはいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 米軍再編交付金は、法に基づいて、まず施設の指定をします。そしてまた、地元市町村の指定をするという、そういう手順がありますので、まず、この馬毛島の基地の指定というところから始まるんではないかと思えます。そういうことを踏まえまして、市民には状況についてですね、いろいろ広報をしていきたいと考えております。

○三番（橋口美幸さん） 市民の方はですね、米軍再編交付金があるから、お金をもらえるんだったら仕方がないから賛成だという方がたくさんいらっしゃると思います。デメリットがどのようなものなのか。私は、個人的には本当にメリットはないと思います。そういう意味で、やっぱり市民がどのように、この防衛省の回答を見てですね、感じるのか、これをそのまま、ぜひ市民に広報していただきたいというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策と支援の充実についてお伺いしたいと思います。

まず、一番と二番をまとめてお伺いしたいと思います。

PCR検査、いつでもどこでも何度でも実施できるような対策を、特に新学期が始まった学校で対策を取るべきじゃないかと思っております。

実は、学校に、九月一日、新学期が始まるという親御さんがですね、本当に我が子が亜鉛欠乏症とぜんそくを持っている。そういう中で、新学期、本当に九月一日から学校に行かせていいんだろうかという不安の声が寄せられました。そういう中では、やはり子どもたちが無症状の中で学校生活を送るといって危険性が大変あります。ですので、今PCR検査をいつでもどこでもということを要求したいと思います。

今、国が抗原検査キットを配布しているというふうになっておりますが、本市ではどのように受け止めて、どう活用をするというこ

とになっておりますでしょうか。それから、二番の、ああ、そうですね、これは一番だけ、すいません、学校教育課、お願いします。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

コロナの検査のうちの自費検査の助成の考え方につきましては、昨日もちょっとお答えしたところですけども、助成の実施を行う場合には、対象者や目的を絞った形で実施していくというのが現実的な考え方ではないかなというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） 学校では、抗原検査キット、どのように活用をしていくということはまだ決まっていなくてよろしいかと。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） 昨日もお答えしましたが、抗原簡易キットにつきましては、文部科学省の示している形に沿って、私どもも対応していきたいと思っております。

○三番（橋口美幸さん） では、国は、私たちが抗体検査キット欲しいですと手を挙げた自治体に対して配布をしますよという方針だと思えますけど、そこはもう要請はしているという確認でよろしいですか。

○学校教育課長（山崎省一君） 今回、文部科学省のほうから配布される抗原簡易キットにつきましては、教職員をまずは対象として使用することとしております。

○三番（橋口美幸さん） 教職員は、もちろん教職員もそうではありませんが、子どもたちが検査キットするなり、もしそれで足りなければ、市の独自です。PCR検査をいつでもどこでも誰でも何度でもついでにということ、子どもたちの感染を防ぎ、そして家庭内感染も予防をするということに通じるのではないかと思いますので、ぜひともここは検討をいただきたいというふうに思います。

すいません、時間がありませんので、次に進みたいと思います。中高生のワクチン接種については、全戸配布でいただきましたので、割愛したいと思います。

三番のコロナ感染拡大によるパート労働者などの賃金保障ということをお伺いしたいと思います。

これは、例えば、八月中に保育園の、市内の感染で保育園が休園したとか、それから、ケア労働をしている両親が仕事を休んでくださいということが、コロナ感染の中で起こっております。そういう中で、子育て中の人たちの収入減が、かなり大きな負担となっております。そういうパート労働者の賃金保障ということは、行政のほうでは考えておられないでしょうか。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、通常であれば雇用契約等で、事業者から休業手当等で手当て

されることと思いますが、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対しても、国のほうから新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されることとなっております。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象となっております。まずは、本制度を活用いただくため、周知等を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。では、具体的に申請の方法とか、どういう人たちが対象になるのかということは、後日また知らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、三番に行きます。コロナ禍における子どもの心に寄り添う実態把握についてお伺いしたいと思います。

今、子どもたちが、行事の縮小、そして中止や、マスクの着用や消毒など、一年半以上にもこういう生活が、緊張した生活が続いております。コロナにかからないようにと、密だよと言われる、思いつき遊びができないう日常を強いられております。このような状況の中だからこそ、子どもの悩みもあるんじゃないかと思えます。こういう悩みに寄り添って、安心して学べる教育環境をつくってあげることが求められているのではないのでしょうか。

一人一人の子どもの心に寄り添うための実態アンケート、そしてまた教師の皆さんへのアンケートを学校教育課のほうでは検討されていないのでしょうか。検討していないのであれば、ぜひともこう

いう生徒に対する、そしてまた教師に対するアンケートの実施をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○学校教育課長（山崎省一君） コロナ禍にあつては、やはり子ども心に寄り添うことは、今より一層求められています。各学校においては様々な工夫をしておりますが、例えば、毎朝の健康チェックの欄に、保護者からの子ども様子や心配事などを伝えてもらったり、朝の健康観察の際に、子どもたちに心配なことはないか確認したりしています。また、日常の生活においても、悩みや不安などがあれば、担任や養護教諭等、誰でも相談しやすい人に相談するように指導するとともに、教職員においても、全員で子どもたちを見守り、常に情報交換する体制をつくっているところであります。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ、子どもたちは自分の気持ちを素直に言えない、きちんと自分の心を言葉で言えないという未成熟さがあるとあります。文章だったり、マル・バツ式、選択式のアンケートでしたら、子どもの心をつかむことがより簡単に、簡単にはないけど、子どもたちがそういう表せやすい、そういうアンケートの仕方でも考慮してですね、項目も、ぜひアンケート調査、実施をしてあげてほしいと思います。家の中でも言えないこととか、そういうことをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、（三）番、生理の貧困のための予算措置を求めたいと思います。これは、今の子どもたちの心に寄り添うという

ことも強く大きく関連しております。

今、全国では、コロナ禍の下で両親の財政が、収入が減ったとか、そして、子どもたちが本当に親にそういう相談ができない状況になっている。子どもたちのDV、そして女性のDVも大きく今クローズアップされております。

この一つに、経済的な理由で生理用品を買えないという問題が、今取り沙汰されております。子どもたちは自分で買うのが恥ずかしい、親に頼むのが恥ずかしいということが大きく言われております。この本市でも、そういう悩みを私は聞くことがあります。残念ではありませんでしたけれども、本当に私自身もショックでした。ですので、やはりこれはトイレトペーパーと同じように、公衆トイレ、そして学校のトイレに生理用品を置く、こういうことが求められているのではないかと思います。

すいません、書画カメラをお願いします。

えつとですね、奈良県の大和郡山市というところでは、このように女子トイレにですね、生理用品を置いて、これは四月に、今年四月から実施されております。こういうふうを持ち帰りもいいですよというふうなこととか、そして、こういうふうな女子トイレにですね、巾着袋も備えてあります。このような形で、子どもたちの生理の貧困、本当に公的な施設で、公的な費用で充実していただけないかと思えます。

日置市ではですね、この六月の議会で百二十一万二千元が予算化

されて、この予算は国からのコロナ関連対策費の中から、あ、すいません、ありがとうございます。コロナ関連対策費の中から、百二十一万二千元という予算が捻出されたということ聞いております。日置市のような対応をぜひとも急いでほしいと思います。

安心して登校できるように、トイレットペーパーと同じように、学校のトイレ、そして公的なトイレに生理用品の充実をしてほしいと思いますが、このような形で予算措置、市長はどのような対応をしていただけるでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

コロナ禍による子どもの生理の貧困のための予算措置をという御提案であります。

生理の貧困については、女性活躍・男女共同参画の重点方針二〇二二に明記された交付金の活用のための要件の整備等、必要な支援につながるよう調査研究を続けたいと考えております。他市の先行事例等も参考にしながら、今後丁寧に向き合って、市民に寄り添った支援となるように検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ぜひよろしく願いたいと思います。

女性のこの体のつくりでは、本当に種の保存の大事な役割を担っていると思います。一生に使うこの生理用品、自分で出さなきゃいけない。種の保存のために女性が担っている役割、本当に大きいと思いますので、ぜひこれは公費で準備されて当然のことではないかと

いうことが、今、日本中で広がっております。ぜひとも子どもたちが明るく生き生きと、もう今日は生理だから学校に行きたくないだとか、いじめにつながるとか、そういう状況がないように、ぜひとも私たち行政が、子どもたちが生き生き伸び伸びと学校に行けるように、そして成長できるような環境整備を、私たちの大人の力でやることですので、ぜひともお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十時四十五分頃より再開をいたします。

午前十時三十分休憩

午前十時四十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、宇野裕未さんの発言を許可いたします。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） 皆さん、おはようございます。

まず初めに、八月に入りまして新型コロナウイルス感染者が島内でも爆発的に増えたことを受け、市内独自の非常事態宣言を出すという大変な状況を乗り切り、こうして爆発的な感染状況前の状態に

改善できたことに対して、最前線で対処されております医療従事者の皆様、そして関係各所に従事されております方々へ感謝申し上げます。また、非常事態宣言の協力要請に様々な形で柔軟に対応し、御協力いただきました多くの市民の皆様へも併せて感謝申し上げます。

このような大変な島内状況の中、テレビの中ではオリンピックやパラリンピックが盛り上がり、様々な感動を呼び起こしましたが、子どもの年代によつては、自分たちの夏休みは友達と会うことも出かけることも制限されるという異常事態に大変違和感を覚え、戸惑いを持って受け止めているかもしれないことも想像されます。

今このような社会状況であるからこそ、足元の身近な生活圏、私たちの暮らしの中では、より一層のつながりを強化し、コミュニティの役割を皆で共有することが大切ではないかと感じました。このような観点から、通告書に沿って質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について、関係機関との連携、そして検査体制についてです。

最初の質問といたしまして、八月のこの感染者急増前後で、感染者に関して、または濃厚接触者等の情報共有、そういった問題について、八月二十九日の南日本新聞で、情報格差で県に不信感があるという見出しの報道がございました。対策協議については西之表が中心で、中種子町・南種子町が置き去りになっているという内容ではございましたが、実際、市の状況といたしまして、どういう改善

などをなされたか教えていただきたいと思えます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

コロナの感染症につきましてでございますけれども、新規の感染者の情報につきましては、これまでどおり、県のほうが公表する前に、保健所から市町村へ情報提供がされているところです。濃厚接触者の情報については、濃厚接触者が検査の結果、陽性となった場合には、既に公表されている濃厚接触者であるとの情報は得られるところでございます、検査の結果待ちの陰性の方の情報は、市町村には提供されていないところです。

今御質問のありました中種子町・南種子町との新聞報道のことでございますけれども、西之表市で発生が急増したところでございまして、その結果、県のほうへ対応等の相談をさせていただいたところでしたので、西之表市のほうが情報がある程度持っていたということとは、そういうことなんだろうと思えます。急増した段階で、他の市町村との連絡については県のほうが行っていたところとございまして、対応について十分であったかどうかというところが問題となったのではないかとというふうに察してあります。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） その後、何か具体的な改善というのはなされたんでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

ちよつと日付等については、ここに資料がないので日付のところは確認できませんけど、熊毛支庁において、市、二町の担当者と熊毛支庁の総務課のほうで、その後についての中種子町・南種子町のほうからの要望を出し、それに熊毛支庁のほうで答えるというような会議があったところでございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

続きまして、関連し、イですけれども、離島という状況を踏まえまして、ほか二町、そして医療機関との連携体制についてはどのような状況でしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

島内一市二町間の情報でございますけども、これは以前からでございますけども、新規感染者については、保健所からの感染者情報について、お互いの市町村の中で共有するという体制はできているところでございます。また、感染者情報以外についても、各市町村の感染対策の現状や島内で共同して取り組むべきこと等についての情報も行っているところでございます。

医療機関につきましてですけども、市内医療機関と一市二町、保健所を踏まえた情報交換の場を月一回というところで持っているような状況でございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

その月一回の会議というのは、対面ででしょうか、それともオンラインで行われるのでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

これまで全て対面でございました。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

今後ですね、また八月のときのような状況というのが、ほかのこれからの全国での動きに連動して、また起きる可能性もございまして、ぜひそういった関係機関とはですね、いざというときに対面でなくても協議ができるような体制というのも、ぜひ検討していただけだと思います。

続いて、ウですけれども、このPCR検査の体制につきましては、同僚議員からも昨日から質問が続いておりますが、私のほうからは、二番の検査拡充については、これまでの答弁で理解いたしました。一番、行政検査の費用負担についてなんですが、多くの市民はですね、この行政検査については、無料で検査していただけると認識しております。一方、個人負担も出ているということですので、この費用負担の助成について、市独自で何か検討されてますでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 行政検査の費用負担についてでございますけども、新型コロナウイルス感染症につきましては、公費負担医療制度の対象となっております。一方で、初診料等、一部公費自己負担はないところでございます。

負担の対象外となっている部分がございまして、ここについては自己負担が発生しまして、その方によっては三割、もしくは二割といったような負担が発生するところがございます。その分についての費用助成というところで、今のところ検討しているところはないところでございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） 例えばですね、一度感染が疑われた場合、家族そろって濃厚接触者ということで検査が必要になる可能性もございます。そういったときに、やはり子どもをたくさん抱える家庭ですとか同居の家族が多い、そういった場合に、この費用負担というのが足かせとなって検査を躊躇するという可能性も考えられますので、市独自としても、こちら行政検査に関しては、無料でできるというところをぜひ検討していただけたらと思っております。

続きまして、（二）番、感染者の療養体制についてです。

先月の爆発的感染者増加に伴いまして、もともと想定していたところよりも、想定外という対応となったということで、特にですね、療養施設として予定していたあっぱらんどが、直前になって使用できないという事態があったかと思えます。そういったことに対して、その後どういう改善策がなされたか教えてください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

軽症者の宿泊療養施設の開設のことについてですけど、市内で感染者が急増しまして、医療機関への入院ではなく、自宅療養となる

方も出てくるような状況の中でございまして、県のほうで島内に宿泊療養施設を開設と至ったところでございます。

あっぱらんどなどの件については、感染力の中で共用部分が多いというようなところも問題になったところございまして、市内の宿泊業を営むところで開設というふうになったところでございます。

この部分の設置期間については、十一月末までというふうになっているようにございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） 十一月末の設置の数、軽傷者何人まで収容できるのでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

数については公表されているところではないので、なんですけれども、その施設のほうで公表している部屋数というのがありますので、それに関していえば、三十部屋以上ということになると思います。その中で幾らの部分が入所するかというところについては、公表がされていないと思っております。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） 例えば、その部屋の中でですね、親子で感染してしまった、そういった場合に、同部屋で療養できるものなのか、どうでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

部屋については、シングルの部屋もありますし、複数人入れる部

屋もでございますので、一緒の部屋で入所が必要と判断がされれば、そういった対応もあろうかというふうに思います。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ただいま十一月末までという案内がありました。この期間の後にですね、また年末年始、人の流れが出てくる。また、それに合わせて新しい変異株の脅威というのでも考えられますが、そういった場合の対応についてはどのように検討されるのでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

十一月末というのが、県のほうと宿泊施設のほうの契約期間が、今のところ十一月末だというふうに伺っております。その後については、感染状況を踏まえて、県と宿泊施設のほうで、延長するののか、そういったところが決まっていくなかと思えます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） では、市としても、県へ引き続き十一月末以降もなるべく確保ができるようにというところを要望していくという考えでよろしいんでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

感染の状況によっては、当然要望する必要があると判断すれば、要望していくというようになるところになろうかと思えます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

では、続きまして、イの感染者を含む、療養者、無症状者が仕事を休まなければならぬ状況への本市の助成体制について教えてください。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

新型コロナウイルスに感染又は接触のおそれがあり、やむを得ず仕事を休まなければいけない場合は、各事業所における雇用契約内容や規定により、それぞれの事業所での対応となりますが、市からの広報等の中でも、事業主には自宅待機等の措置を配慮していただくよう要請してきております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかつた方に対しては、国のほうから新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給される制度があり、短時間勤務、シフトの日数減少なども対象となっております。市としては、この制度の周知を図ってまいりたいと思っております。市独自の対策としては、今のところございません。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

各事業者への協力と呼びかけ、今、ウに入ります。各事業者へ非常事態宣言下での協力、呼びかけなどがございましたが、その中で、本庁の体制としては、緊急時にどのような体制になってまいりました。

ようか。

「総務課長 松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

本市におきましては、災害時における業務継続計画を平成三十一年二月に作成しており、その内容を参考に、職員等に感染が判明した場合に備えた継続業務の洗い出し基準や、職員の勤務体制といった業務継続の考え方を作成しております。

基礎的自治体である市役所の役割といたしましては、市民生活に必要な不可欠なサービスの継続も一定求められることから、庁内での感染拡大防止に留意しつつ、緊急時の業務継続の考え方も踏まえ、各所属部署の業務内容に応じ、緊急時においても適切な対応が取れるようにしております。

なお、本市の独自の非常事態宣言を発令後、八月の十六から三十一日までの期間においては、業務運営に支障のない、出ない範囲で、在宅勤務や夏季休暇等を組み合わせながら、分散勤務に取り組んだところでございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

大変な状況の中での柔軟な対応、本当に御心労あったと思います。その中でも、市民が安心して市民生活が送れるように業務いただいたことを感謝申し上げます。

関連しまして、エ、最前線で活躍する現場の職員、医療・介護・

福祉・保育従事者の負担増についてのサポート体制はいかがでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

医療の分野でございますけれども、PCR検査の検体採取業務につきましては、医療機関と連携しながら市民会館等で行いまして、その際、人的にこちらのほうからも出すというような形で協力をいたしたところでございます。今後要請があれば、同様に行うことになろうかと思っております。

また、軽症者宿泊施設における看護師業務につきましてでございますけれども、市内の勤務看護師、在宅の看護師、それと市に勤務する看護師の有資格者で協力しながら行っていくということにしているとでございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

それぞれの現場では、恐らくですね、勤務時間、超過勤務などのお話もちよっと伺っております。そういったところをサポートできるような体制づくりというのを今後も意識していただきたいと思います。

続きまして、(三)番、学校・保育・周産期現場での対応について伺います。

今回ちょっと質問時間が短いので、大変まとめてしまつて恐縮なんですけれども、昨年の休校・休園時の経験を基にですね、今後、

また感染者爆発によって同措置が取られた場合、低学年児、そして未就学児、そういったケアが必要な子どもたち、妊婦さん、ここに給食問題も入れてしまつて大変本当に恐縮なんです、そういった様々なケアが必要な問題に対して、どのような計画がなされているか教えてください。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

医療職などの社会的要請が強い職業等の保護者の子育てに係るケアという点でお答えをしたいと思います。

先般の市内での感染拡大や変異株の置き換わりによる低年齢層での感染など、子育てに奮闘する保護者の方々の御心配は相当だったと思います。そのような中、子育てに向き合っている皆様、それを支えてくださっている方々に心から感謝を、御礼を申し上げたいと思います。

昨年の小中学校の全国一斉休業の際も、学校をはじめ、各事業所等の御協力をいただき、仕事と育児の両立を支えていただきました。今後につきましても、感染拡大が広がっている中にありましても、保護者が働きに行つており、家で一人で行うことができない年齢の子どもが利用する施設につきましては、感染対策に最大限の配慮をしながら、原則として、引き続き開所して子どもの居場所を確保したいと考えております。

それから、出産・育児を抱える体制の詳細については、それぞれ

の担当課から御説明を申し上げます。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 医療職など社会的要請が強い職業等の保護者の子育てに係るケアについて、福祉関連の施設の観点からお答えをいたします。

低学年児童や未就学児の預かり先として、放課後児童クラブや保育所など、幼児教育・保育施設がございます。市長からも説明がありましたとおり、昨年の小中学校の全国一斉休業の際も、さきに挙げた施設については、開所を継続をしていただきました。特に放課後児童クラブにつきましては、急遽夏休みと同様、午前からの預かりの体制を取っていただいたところでございます。

やむを得ず臨時休園等が必要になった場合にも、家庭での保育や給食のキャンセルに係る対応等による保護者の追加的な負担に留意して、県とも十分協議の上、規模とか期間等については、保護者の負担を極力軽減できる方法を検討することが求められております。

また、その際、医療職などの社会的要請が強い職業等の保護者の子どもについては、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業など代替の方法を講じて、保育の提供のニーズに対応するということで考えております。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

様々なところでのケアが求められておりますが、例えば、市民への周知が必要な場面も多々見受けられますので、そういったところ、

こういったサービスがあるというところを、より一層周知、ふだんからしていただけるとありがたいです。

続きまして、イ、オンライン授業について、本市での進捗状況を教えてください。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

本市においては、昨年度末までに一人一台タブレット端末の整備を終え、現在、全ての学校で授業に活用されております。インターネット環境も多くの家庭で整ってきておりますので、何らかの工夫は必要となるものの、基本的には、オンライン授業にも対応できるのではないかと考えております。

先日のニュースでも放映されておりましたが、オンライン授業よりも対面での授業を望む子どもや教職員の声が強いに思います。本市の校長会においても同様の声が聞かれました。本市としては、可能な限り対面の授業が実施できるよう、日頃からの感染防止対策をさらに徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

特に市内においては、恐らく榕城小学校、そして中学校以外はですね、小規模校としては、確かに対面なるべく継続できる状況ではあると思いますが、もしも再び感染拡大の場合に、こういった体制を整えることができるかというところは、今後も引き続き検討を

お願いしたいと思います。

続きまして、ウ、各施設内で感染者が出た場合の検査体制、そして対象の範囲などの予定を教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

学校・保育・周産期等、各種の施設内での陽性が確認された場合の検査体制、対象範囲についてお答えをいたします。

陽性が確認された方やその濃厚接触者の把握及びその検査については、保健所が行っております。陽性が確認された方やその濃厚接触者等に係る個人が特定される情報については、個人情報保護の観点から、市や施設には示されていないところであります。

本市においては、施設と連携して、陽性が確認された方やその濃厚接触者等、御本人又はその家族から、検査の受検やその結果についての情報を共有、精査して収集に当たっているとあります。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

恐らくこの島内では、人と人の距離がほかの地域よりも大変密接である関係で、懐疑的になってしまう、そして情報が錯綜してしまうというおそれもございます。そういったことがないようにですね、こういった検査の体制、そして対象範囲などの予定というのを、事前にこういったことを予定しますということでも周知いただけるありがたいです。

そして、エ、こういった拡充、そしてこのスピードアップという

のは、八月の検査のときにですね、検査の結果が出るのに二、三日要してしまつて、どこまで休んでいいのか分からない。自分も対象、この人が陽性になったら自分も濃厚接触になるところで、その期間が大変ちよつと長くてですね、混乱を招いたと伺つております。そういった意味で、スピードアップを図るための取組というのは検討されているでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 検査等のスピードアップについてお答えいたします。

施設と連携して、情報共有、精査、収集しつつ、保健所の調査が円滑に行われるよう、必要に応じて最大限の努力をしているところがあります。

また、施設に抗原定性検査簡易キットを備え置くなど、PCR検査等を補完する準備も行っているところです。引き続き油断することなく、関係機関と一体となって、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

大変な状況の中ではございますが、どうぞ、このスピードアップを図るための取組というの、よろしく願ひいたします。

続きまして、馬毛島問題についてでございます。

六月の定例会が終了してから、様々な動きが矢継ぎ早に報道され、議員の私もですね、その情報処理についていくことがやつとでござ

いました。ましてや一市民の皆様は、このコロナの感染症対策にも悩まされながら、これらの動きを追つていく。そして、その一つ一つの意味を考え理解していくことというのは、大変な労力を要することだと思います。

特に、様々な団体、自治体からの誘致へ向けたパフォーマンス的な報道というものも目立ちましたし、本来であれば、当事者である西之表市民がしっかりと考え、そして判断していけるようにすべき情報が、分かりづらくなっているように感じます。そういったところの中で、一番ですね、先日の港湾施設情報の共有がなされなかつたということを受けて、情報共有の体制強化について、県や防衛省へどのような要望をされているでしょうか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

日頃から情報共有の体制は取れていると考えておりますけれども、今回の件につきましては、報道を受けまして、県からもすぐに連絡があったところです。引き続きの連携を確認をしたところでございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

なるべく県からの情報、そして防衛省からの情報をですね、市民が不安にならないように、市としても要望を出していただきたいと思ひます。

そして、二番ですね、あわせて、周辺道路の工事などの発注が実際に進んでいるということで、市民の意見というものが、ますます二分されてきているように思われます。

例えばですね、先日、八月の五日にですね、商工会に対して、一商工会員として、ほか会員と一緒にですね、十九の事項を示しました質問書を提出いたしました。そして、八月の二十日に回答書を文書でいただきましたが、その中にですね、先日、商工会から市議会へ出されました請願書、そして防衛省にその後出されました意見書などについて、会員の総意であるかどうかというところを確認した次第でございます。

その際にですね、回答書で、会員の総意ではないということを回答いただきました。総意ではないにもかかわらず、なぜそういった要望書を出したのかというところに関しては、西之表における経済振興、市民の福利厚生及び商工会会員、本市事業者の受注機会の確保の要望であり、地域内の商工業振興に資するものと認識している。公平性に欠けるとは考えていないという回答をいただきましたが、やはりそういうふうと考えてしまうところにもですね、情報からの誤解があると思われれます。

例えば、先ほど同僚議員からもありました再編交付金に対する認識の違い、そして、どういったものがなされるか、じゃあ、メリット、デメリットはといったところに、本当に様々な情報がですね、錯綜しているところを考えますと、こういった状況を改善す

るためにですね、市としてどのように計画しているか教えていただきたい。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

まず、正確な情報の収集と提供に努めること、その上で、賛成、反対を含め、様々な多様な意見にしっかりと耳を傾け、取り組んでいくことが重要だと思えます。対立、分断が生じないように、市民全体で知恵を出し合いながら、全体でまちづくりを推進していくことが肝要と、そのように考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

ぜひ一層ですね、市からの発信、そして防衛省からの正しい情報というところを取ってきていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で宇野裕未さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時三十分頃より再開をいたします。

午前十一時十五分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 先ほどの同僚議員のコメントにもございましたけれども、本市におきましては、コロナ感染拡大、八月一日から二十七日までの僅か三週間、およそ三週間強ですね、五十一名にも上る、まさに緊急事態というふうになりました。このウイルス急拡大に対応するため、市民の皆様には直接傍聴には御遠慮いただくという、本市議会としても前代未聞の苦渋の決定となりました。その後新たな感染者が出ず、ここまで乗り越えられたことに、医療関係者、行政関係者、様々に感染対策等に関わった皆様に深く感謝いたします。そしてまた、私たちの日常生活が比較的安定して過ごせるのは、全国の医療現場のスタッフの皆様のおかげと感謝しております。

さて、同僚議員からの質問もございましたが、本市の交通安全強化に向けて質問をいたします。

令和三年度交通白書によりますと、令和二年度までの十年間で、未就学児の交通事故三千六百七十九人、小学生は一万一千九百八十一に上ります。とても厳しい現実です。特に小学校低学年の事故発生は、登下校の通学中に事故が最多となっています。交通事故の件数、本市におきましては減少傾向にあるとはいえ、毎年のさらなる取組が大変重要だと考えております。

そこで、本市の交通事故発生状況、また交通安全対策の取組の現

状について御説明をお願いいたします。

「市民生活課長 川畑利昭君」

○市民生活課長（川畑利昭君） 交通事故発生状況についてお答えいたします。

種子島警察署によりますと、令和三年一月一日から八月三十一日までの種子島管内の交通事故発生件数は八件であり、うち西之表市は四件ということです。また、令和元年が十三件、令和二年が六件という形になっております。

次に、交通安全対策についてお答えいたします。

交通安全対策については、西之表市交通安全計画に基づき、種子島警察署をはじめとした各種団体等と連携し、交通事故のない社会を目指して交通安全対策を推進しております。具体的には、小学校及び幼稚園、保育園における交通安全教室の実施、交通安全指導員による通学路での立哨活動、西之表市防災情報システム、のぼり旗等による広報啓発活動を実施しております。また、交通安全対策施設として、道路反射鏡、ガードレール、区画線を設置しております。以上で説明を終わります。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

それでは、一つお伺いしたいんですが、道路には様々な交通規制等を掲げた標識がございます。集落内の標識等について、もしくは市内の標識等の在り方について、点検又は地元の皆さんとのヒアリング、現地調査等の取組がこれまで行われた実績はございますか。

○市民生活課長（川畑利昭君） お答えします。

道路標識等、それから交通規制に関しましては、いわゆる通常の流れでいきますと、いわゆる公安委員会等に提出されて、いわゆる道路交通法に基づいて、県警察のほうで、どういう形で速度規制であったりとか交通標識をするという形の中で所掌いたしますので、県の主管になっております。ただ、この間の説明でもあったように、通学路に関しては、合同会議ついでというのを県警察とかそういうところで開催しておりますので、そういうところの要望等については把握をしている。学校教育課等を中心にしてですね、そういう通学路に関しては、会議をやつてるといふ実態になっております。

○一番（長野広美さん） 御説明ありがとうございます。確かに各機関がですね、交通安全対策といったことで、ある程度の、一定程度の役割分担といった御説明はそのとおりだと思います。

また一方で、実際、一件でも交通事故をなくそうといったこと自体が本来の目的でございますので、少し議論をさせていただきたいと思えますが、実は、私の地元の沖ヶ浜田集落はですね、およそ四キロの範囲内に、一個もスピード制限を加えた標識はございません。あと、実は、多くの場所のほとんどの集落内は、時速が五十キロという制限が課されております。時速五十キロの車両が通過して、万が一の事故の場合は、ほぼほぼかなり重症な事故に発展する危険性がございます。当然集落の内部範囲内においては、一定程度のスピード緩和というのは、運転手には当然求められてはいるものの、私

たち行政が安全・安心の交通規制をですね、しっかりと見守るという意味では、このような点検もいま一度大事じゃないかなと考えるところですよ。

例えば、全国にはですね、一般社団法人全国道路標識・標示業協会というものがあって、時折にですね、標識等の在り方等をチェックするというようなことも、業務上やっておられるということが分かりました。本市、もしくは種子島においては、こういったことはございません。地元から、もしくは誰かがですね、公安委員会にその点を指摘して改善するというのも当然ですが、折に触れてですね、いま一度、速度制限とか様々な道路標識の在り方等もチェックしていただいたほうがいいのではないかなと感じるところです。

特にですね、時速が五十キロ範囲内で大型ダンプ、ミキサ車等の大型の車両が通過する場合は、ほとんど集落内、もしくは集落外関係なく時速が五十キロ前後という、今の島内の、もしくは市内のですね、至るところで見受けられますので、このような部分については、いま一度確認する必要があるんじゃないかなというところで問題提起をしたいと思っております。

そういった部分で、本市だけではなく、国道、県道、市道ございますので、一度そういった部分も確認作業をしていただきたいなと思っております。

続きまして、スクールゾーンについてですが、学校から五百メートル範囲内を指定するものが一般的なものでございます。また、こ

の取組は、実は、各自治体によって異なるという状況もございます。確かに、その地域の運転する側にとつては、通常密な地域ではほとんどないので、スクールゾーンがあえて必要かなという疑問もあるかもしれませんけれども、スクールゾーンを設置することによって、恒常的に今後ですね、子どもたちの安全を担保するというか、効果が期待できるのではないかなと思います。そういったことを含めて、市民にもう一度、全市民的な注意喚起を戦略的に取り組む必要があるのではないかなと考えております。

まず、スクールゾーンの設置状況等、御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

まず、朝夕子どもたちが元気に通学する姿を目にするたびに、学校、それから地域、関係機関の皆様の御協力に感謝するところであります。

スクールゾーンについてのお尋ねでありますけれども、表示については、本市内におきましては設置されておりません。不特定多数のドライバーが通行する可能性のある本土の、例えば、国道十号線沿いの学校においては設置され、近くに学校があることを知らせて、注意を喚起しているようであります。

六月下旬に起きた千葉県での痛ましい事故を引き合いに出すまでもなく、子どもたちの生命は、命はもちろん、市民を交通事故から

守ることは私どもの重要な責務であります。子どもたちにとって、市民にとつて、西之表市がより安心で安全な街となるように、いただいた御意見を参考にしながらですね、今後、どのような手だてがあるか総合的に検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） これまでの市の交通安全の推進に向けては、主に歩行者の視点、歩行者の安全点検といった部分が、かなり重点的に行われてきたかというふうに認識しております。一方で、運転手、運転をする側がですね、本当に見やすかったりとか、周辺の環境がちゃんと事前に注意喚起がきているのか、そういった部分のですね、道路標識の在り方、また運転手への注意喚起が十分に事前にできているのかといった部分も、今後はですね、ぜひ考えていただきたいと思えます。交通事故は、いわゆる事故が発生してからは手後れであるというふうに言われます。

スクールゾーンにつきましても、まだまだこれから本市もですね、現場現場で各PTAの皆さんも検討し、考えていただければなと思うんですが、少なくとも大字地区は結構県道に面していて、例えば、古田小学校の場合はですね、学校の真ん前に県道が通つてるところは、スピード制限は五十キロでございます。歩道があるにもかかわらず、五十キロです。大変危険です。集落内の在り方等ですね、今後検討していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

次の質問はですね、地球温暖化対策とSDGsというふうに掲げました。大変大きなテーマではございますが、また一方で、私たちの暮らしがですね、昨今、台風、ゲリラ豪雨、様々な地球温暖化に起因すると思われるような自然災害に脅かされてるというのも事実でございます。

そこで、本市、これまで地球温暖化対策実行計画、さらには環境基本計画等が作成されておりますが、これらの取組も含めて、今現在、実は、世界規模でこのSDGs、持続可能な開発目標と言われるものですね、実は、地方自治体を巻き込んで、広がりを見せておりますので、本市の政策の位置付け等について説明をお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

現在の計画におきましては、いわゆる長期振興計画になりますけれども、大きな考え方といたしまして、持続可能な地域社会づくり、理念的にそういったものを掲げているところでございます。いわゆる明確ではないということから、現在、六次の長期振興計画の後期計画を策定してございますけれども、その中で、SDGsにつきましまして、より具体的に、視点、理念、そういったものを盛り込むような形で、地域の経済、社会、環境が好循環する持続可能なまちづくりというものを掲げていきたい、進めていきたいと考えているところでございます。

○一番（長野広美さん） 内閣府が発表しておりますが、SDGsアクションプラン二〇二一年というものがございます。いわゆる重点項目として八項目を掲げております。一度お伺いしたいと思うんですけど、国家戦略といった部分の下に、私たちのこの長期振興計画づくりということでしたが、市の職員の中で、特に明確にSDGsについてどう組み込むか、今実際中身としてはどうなのかといった職員内部での調査研究、検討会といったものはこれまで行われたんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

現在のところの取組としまして、そこまで具体的な取組というものは行ってございません。

○一番（長野広美さん） 政府が示しているこのアクションプラン二〇二一年なんですが、例えばですね、これまでの環境基本計画、本市が掲げてるものとかかなり相違点があると思います。例えば、女性活躍推進などのジェンダー問題、健康、インフラ整備、生物多様性、平和、大変バランスがいいということが一つ挙げられます。また、成長市場創出、地方創生、地方の技術基盤強化、スマート農林水産、つまり経済成長戦略というものが一体となって組み込まれています。これまでの本市の、先ほどから御紹介している、例えば、環境基本計画等も含めてですね、何が異なるかというところで、一番大切なのは、官民連携のパートナーシップ、事業を共に行う、そういった共同事業の位置付けというのがですね、このSDGsの中には、

かなり明確に示されているというふうに認識しております。

例えば、昨日、市長は同僚議員の質問に対して、本市の今後の経済成長といった部分で幾つか方針を示されました。農林水産業のイノベーションにおいては、例えばですね、今、超小規模の水力発電機がかなり普及しております。また、自然で豊かな環境で暮らす魅力的な農村社会をアピールする。今こそまさにこの西之表市の魅力ですね。新たな担い手の確保につながると思います。

そういった部分ですね、SDGsの活用という部分は、本市においても早急にですね、具体的にその内容を検討し、各施策に反映させることが有効だと考えております。そういった部分で、市民の関心を含めて、今後この取組を市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

持続可能な社会の実現に向けたSDGsの精神、狙いというものは非常に重要だと考えております。今後、市職員はじめ、市民、そして市全体にこのSDGsの理解が浸透し、一人一人が考え、行動に移すことを目指したいと思います。それについては、市報やホームページ等による普及啓発ですとか、市民参加や参画を意識した具体的な事業推進にも取り組んでいきたいと考えております。今後とも積極的な提言等、どうぞよろしく願います。ありがとうございます。

○一番（長野広美さん） このSDGsの掲げてる部分、私自身もまだまだ不勉強ではございますが、わくわくする未来に向けた創造

的なですね、技術革新と、私たちの本当の暮らしの本質をもっと見つめようといった部分ですね、先ほど申し上げたように、ジェンダーも含め、いろんな人たちが参画しようというのが、精神的なもの、根づいてるものです。ぜひそのためにはですね、目標設定、それから結果の可視化、誰もが行動した結果が見えるといった部分ですね、これまでも本市では、例えばですね、かんかんがくがくということで、エネルギーの自給率の問題、循環型エネルギーの実証、それから、いわゆるプラチナ社会構築をつけて、様々な取組をやっています。やっていますけれども、本当に市民がその中でしっかりと参画してるのかというのが一点。その結果によって私たちの生活がどう変わるのか。そういった部分をですね、もっと積極的にこの機会を活用していただきたいと思います。ぜひよろしく願います。

次に、最後の質問になります。

高等教育機関に関する質問です。これは本市が平成二十七年度假ら掲げている、高等教育機関を活用した地域活性化の取組という大変大事な施策の一つでございました。これについて、今現状どのようになっているのか御説明をお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

今御案内のありましたとおり、高等教育機関の活用を目指して取組を進めてございます。当初は公立短期大学の設置を目指していたところでしたがけれども、緊急的な課題といたしまして、地

元の種子島高校、ここに付きまして、入学者が激減している、そういった状況が見受けられました。一つの原因としまして、昨年度から、私立高校の実質無償化、そういったものが始まりまして、島外へ進学する子どもさん方が増えてきたということがございます。

そこで、若者定着化に資する取組としまして、積極的に種子島高校の魅力化を進めていきたいと思います。昨年度、種子島高校魅力化支援連携協議会なるものを設立したところです。本年度から、市外からの入学生確保のための下宿代、あるいはアパート代の補助、それから通学手段の改善などの補助を行っているところでございます。また、将来的には、島外からの留学生獲得、そういったものを目指しまして、まずは、しおさい留学の経験者に対しまして、高校留学を勧める案内をしているところでございます。

以上でございます。

○一番（長野広美さん） 実績といったところで、今年度の見込みといった部分はどのように考えてらっしゃいますか。

○企画課長（森 真樹君） 実績といいます、補助制度を始めたことによりまして、市外から二名の方が種子島高校に通っていただけのような形が取れました。ただ一方で、島外へ進学された方については四十名弱ということでお伺いしているところで、これはちょっと、ここ数年そういった傾向が続いております。

○一番（長野広美さん） この高等教育機関を活用した地域の活性化といった部分ですね、これ平成二十五年で、これ現在も私たち

の市のホームページに掲載されている報告書がございます。そこでは、高等教育機関の機会、人材の場の醸成、地域の活性化に加え、地域経済へ大きな影響を及ぼすという複合的な地域浮揚へつなげる効果に大きな期待が持てるという内容でした。

この計画によると、短期大学を設置しようという方針というか、方向性を検討したわけですが、短期大学百八十人から二百四十人規模で試算した場合、市内に波及効果で五億円程度。生産額を付与しても、新規の誘発的な雇用で百名程度、また、市の財源には市税の一千万円の増収、国の地方交付税、人口増加により一億円、短期大学設置により二億円程度が増収として見込まれると。これは確かにあくまでも報告書ではございますが、私たち少なくともこの規模ですね、目指してははずです。その方向性で、これまで私たちとしては、高等教育機関といった部分を検討してまいりました。そのために、時間も、それから職員の皆さんの努力も、それから税金も使ってきたわけですね。

今改めて地元の高校の活性化といえますか、しっかりそういった部分を戦略として位置付けること自体は、私大変すばらしい方向性をきちんと整理していただいたと思っております。では、これだけの経済規模を目指していくというその流れは、私変わってないと思います。そのために、ここまで時間をかけて私たち議論を積み重ねてきたわけですから。それを実現するために、では、何が課題かといった部分で、今課長の御説明だと、なかなか見えてきません、正

直。全国ですね、全国の中学生に、種子島高校ここにありと。それぐらいの戦略を持ってですね、事業が進められるものだろうと私は期待しております。

そのまず第一歩としてはですね、広報戦略、予算の確保。当然のことだと思っうんですね。ぜひここで改めて市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

人口減少が非常に大きな課題でもあります私どもの町にとりまして、若者の定着というのは非常に重要な課題だと認識しております。そういう中で、種子島高校は各学科特色があり、進学や就職にも優れた実績を誇る、魅力ある高校だと思います。その魅力や、環境に恵まれたこの種子島で学ぶこと、そして受入環境を官民一体となつて整備しつつある状況を大いにPRしなければいけないと考えております。そして、地元の高校に進学してもらうこと、さらには、議員おっしゃいますように、全国、島外から留学してもらう。こうした目標をぜひ今後達成していきたいと思ひます。全国の中学生も視野に、どういうPRの仕方があるかということは、今後、真剣に研究してまいりたいと、そう思っております。

以上です。

○一番（長野広美さん） 私たちの地方ですね、市長が掲げておられる基地に依存しない、自らが自分たちの地域資源をしっかりと活用して、まさにSDGsであり、市長がぜひリーダーシップで旗を

振っていただいで、今こそチャンスだと。この種子島ですね。今市長が回答していただいたように、この島の魅力ですとか、島の人たちの温かさですとか地域資源、これこそが種子島高校戦略だというふうには思ひます。この事業をですね、達成していくために、ぜひ積極的に予算を獲得して、着実な事業成果を残していただきたいと希望いたします。よろしいですね。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、杉為昭君の発言を許可いたします。

「六番 杉 為昭君登壇」

○六番（杉 為昭君） 皆様、お疲れさまでございます。新型コロナウイルス感染の予防対策をしっかりと取る、自民党の杉為昭でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせてい

たできます。

市長におかれましては、昨日より馬毛島関連の質問が多く、少々うんざりしてるところもあるかと思いますが、それだけ市民の皆さんが関心が高い案件だということを理解していただき、しっかりと御答弁をいただきますようにお願いいたします。

さて、昨日の朝起きてテレビを入れますと、ニュースで第一報が、北朝鮮が長距離弾道ミサイルを発射したと。その中でまた、千五百キロ離れた目標地点に着弾をしたというニュースが流れました。今まで耳にしたのは中距離弾道ミサイルということで、非常にびっくりしたところでございます。また、直近では、奄美近海の海底を中国の潜水艦が潜航して通過したというニュースも流れております。やはり日本を取り巻く安全保障環境が非常に厳しいものになってきているんだなという実感を抱きながらの質問をさせていただきます。まずは、六月議会の緊急質問で質問をさせていただきました隊員宿舎についてでございます。

件名一、自衛隊馬毛島基地に伴う自衛隊宿舎について。①市長は、防衛省からの宿舎照会に対して、事務的に回答したとの答弁であったが、人口減少してる中で、自衛隊宿舎の設置は、学校を含め、地域の活性化に大きく貢献するものと考えております。地域運営にも様々な課題をただいま抱えてる地域がたくさんあります。その担い手として、自衛隊員とその家族にも、住民と共に担ってもらうこと

を考えるべきではないかというふうに考えておりますけれども、市長としての宿舎の西之表市への設置はメリットがあるとの考えはございませんか。お願いします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 自衛隊宿舎に関するお尋ねにお答えをいたします。

宿舎を望む声がある一方、望まない声もあるというふうに思っております。地域活性化の観点から、隊員の宿舎の設置にメリットがあるとの考えがあることは十分承知しておりますし、理解もできません。一方、望まない声につきましては、基地がもたらす弊害を懸念しているものだというふうに考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。馬毛島の基地問題に関連することでございますので、賛否両論あるのは重々承知でございます。ぜひですね、これは国防というのは、国家には治安、外交、防衛、教育の中身という専権事項がございます。国の専権事項でございますので、着々と進んでいくのではないかというふうに思っております。その中でも宿舎の問題が十分考えられますので、そこら辺も踏まえて考えていただきたいと思います。

関連がございますので、二に参ります。

人口減少の中、自衛隊宿舎が市内にできなかった場合、地元経済等への影響は大きいと考えております。中種子町や南種子町は積極

的に誘致をする中、宿舍が西之表市にできなかった場合のデメリットをどのように考えているのか。また、このまま同意できないとの姿勢を続け、宿舍が西之表市にできなかった場合、市長は市長としてどのようにして責任を取るおつもりかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

まず、デメリットは何かということですが、これは基地の設置そのものの影響を指しているものと考えております。その見返りに、デメリットの見返りにメリットがあると考えているところでは、これを前提として、メリット、デメリットというものを総合的に判断する必要があるかと思えます。私は、地方公共団体の長としまして、責任を持って、将来に恥じない選択や行動を取っていきたくと考えているところでございます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。やはり同僚議員が昨日から関係の質問をしておりますけれども、市長の考えはやはり変わらないということで、変わることはないでしょうけれども、そういう考えで押し進んでいくというふうに感じております。

しかしながら、自衛隊基地は確実にできていく。また、計画も進んでいく。いろんな事業が水面下から表に出てくる。防波堤の工事、それから外周道路の発注、それから様々な要因が出てきますけれども、その中の意味合いを含めまして、先を見据えた考えを持っていただければ非常にありがたいという気がいたします。

続きまして、三番目、防衛省から西之表市に宿舍を設置したいとの要望があった場合、市長はそれを果たして受け入れるのか。また、中種子町・南種子町に設置すると防衛省から連絡があった場合、西之表市の発展を考え、西之表市にも設置してほしいとの要望を出す考えがあるのか。もう宿舍を造りたいと、造るということを前提として、お話をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先ほども述べたところでありますが、メリット、デメリットを総合的に判断する必要があるかと思えます。これまで繰り返し述べてきておりますけれども、国同士が約束し、決定したら、恒久的施設と防衛省は位置付けているところでもあります。一度受け入れますと、未来永劫続く問題であります。将来にわたって責任を持って判断していく覚悟であり、市民の皆様方の声を十分にお聞きしながら、適切に対応していく所存でございます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 今市長の答弁の中で、将来にわたって永久的にという言葉が出てまいりました。それでしたら、着々と自衛隊基地が、馬毛島の計画が進んでいくということが進んでいった場合、仮定ですけれども、いった場合、その意味合い、そこはまた変わってくるんじゃないかなと思えますので、そこら辺の状況の変化、それも察しながら、適切・適応な姿勢でぜひ臨んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

馬毛島基地関係の質問は以上にさせていただきます。

質問の件名二、西之表市における新型コロナウイルス感染拡大について。ここからがちょっと重要な話になっていきますけれども、八月に入りまして西之表市において感染拡大した新型コロナウイルスは、変異株であったのか、いわゆるデルタ株と呼ばれるものであったのか、お答えをいただきたい。お願いします。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

鹿児島県が、県内における変異株の状況を毎週公表しております。それによりますと、八月六日公表分では、デルタ株の感染が多くなってきているというものが、八月二十七日の公表分では、デルタ株にほぼ置き換わっているというふうに県内の状況が出ております。

変異株の検査は抽出検査でございます。西之表市の感染者を検査したのかというところも公表はされていないので、確かなことはこちらから言えないんですけども、本市において急速に感染者が増加したことも併せて考えますと、デルタ株であった可能性は高いものというふうに思っております。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） そのデルタ株、非常にこれ脅威を持つウイルスでございます。その情報が果たして市民の皆さんに伝わっていたのかなという感じ、懸念もいたします。

今課長が答弁していただきましたけども、そしたら、関連でござ

いますけれども、このデルタ株の脅威ということで私申し上げましたけれども、このデルタ株について、従来のコロナウイルスと違うところをちょっと教えていただきたいと思えます。お願いします。

○健康保険課長（長野 望君） デルタ株、変異株につきましては、従来のウイルスよりも感染力が強いということが一般的に言われております。それと、今報道等でも言われておりますけれども、ワクチン接種、二回接種後について、ブレークスルーの感染が認められてきているというような報道もなされてるということで、従来の株よりも脅威が高いというふうに認識されるものと思えます。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） まさしくそのとおり、とにかく感染力が強い。従来株のウイルスの一・七倍から一・八倍の速さで感染する株でございます。また、付け加えますと、重篤度においても誘因リスクが非常に高いということが発表されております。ワクチンの接種のことも申し上げましたけれども、ワクチンのことについては、また後ほどの質問にさせていただきます。

この情報をもっと早く市民の方々に知らせていただいたら、また危機感をもっと持つて対応ができたんじゃないかなというふうに考えるところでございます。そこら辺も踏まえまして、また後の質問にさせていただきます。

続きまして、②市として、今回感染拡大してしまった新型コロナウイルスに対して、どのような認識を持ち、そしてどう取り組んだ

のか。それから、その対応・対策について、果たして行政、市としては万全を期すことができたのか、お願いをいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今回の感染拡大への取組にしましては、七月下旬以降の種子島島内での感染者の増加を受けまして、八月三日に種子島一市二町の首長連名において医療体制の危機を訴えまして、来島への万全の配慮と感染防止対策への協力について呼びかけを行いました。

その後、鹿児島県においても、クラスターの発生や新規感染者が急激に拡大したことから、八月六日に爆発的感染拡大警報を発令しております。そして、県外との不要不急の往来について、中止、延期が呼びかけられたところであります。

翌八月七日に本市から発した来島の中止及び延期要請は、市内の感染状況の拡大を受けまして、一市二町の呼びかけをさらに強め、県から発出された内容を合わせた形で、感染拡大防止を訴えたものでございます。

しかしながら、今回の感染拡大は、濃厚接触者及び濃厚接触とまでは言えない接触者についても、検査の結果、陽性が次々と確認されていくような状況でありました。そうしたことから、さらなる感染拡大を抑え込むために、八月十二日に本市独自で非常事態宣言を発出し、最大限の努力を傾けてきたところでございます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。行政としての取組は

非常に分かりやすく説明をしていただきました。

ところが、市民のですよ、市民の立場からして、市民がその状況が全く伝わっていないという懸念を持っております。市民への情報の提供、行政との情報の共有、これはどのような体制を取ったのか、お願いたします。

○市長（八板俊輔君） 市民に対しましては、防災無線の放送ですとか、それから市のホームページ、それから広報車での屋外スピーカーでの宣伝等も、時には私も車に乗りまして、マイクを持って市民の皆さんに注意を呼びかけたという、そういう状況でございます。

○六番（杉 為昭君） もう二度とあつてはなりませんけども、感染拡大した場合ですよ、市民の方が一番多くおっしゃったのは、市民への広報が遅いという声がたくさん聞かれました。放送体制のシステム上もアナログの音声になってしまうでしょうけれども、広報車で回ったとおっしゃりますが、田舎のほうに行きますと、スピードが速くて、スピーカーが小さくて、何を言っているか分からなかったという声もあります。また、市長が出向いて感染を訴えたということにつきましても、遅いと。非常に遅いという声も聞かれています。敏速に、やはり市民の命に関わることで、市長が自ら率先をして、お忙しいでしょうけれども、その対策に追われて大変でしょうけれども、回っていただけたらなというふうに思います。ぜひそこはお願いでございますので、敏速に、もうあつては

なりませんけれども、もし感染が拡大し得る事案ができた場合は、対策をお願いしたいと思います。

続きまして、三番目、今回市長が発令した来島中止及び延期要請並びに市独自の非常事態宣言について、中種子町・南種子町及び影響を受けるであろう各事業所等への事前説明や協議を行った上での宣言であったのか。また、発令した後の対応はどのようにして行ったのか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応は、従来から熊毛地域一市三町、屋久島を含めましてでありますけれども、その首長や担当者間におきまして、連携しながら取組を進めてきているところであります。

本市独自の非常事態宣言を発令した八月十二日には、各首長からそれぞれの地域で感染拡大の呼びかけが行われたことから、熊毛地域全体としての感染拡大防止への取組がなされたものと思っております。また、宣言と並行して事業所等への状況把握に努めながら、県への時短対象地区への追加要請や独自支援策の検討などについても努めてまいりました。

先ほどの広報活動とともに、事業者を支援する協力金ですとか、それから軽症者等受入施設の設置のための協議など、関係機関と連携をしながら実施してきたところであります。

今後、熊毛地域一市三町の行政はもとより、医師会や保健所等

の関係機関等とも連携しながら、感染拡大防止の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ぜひ早急な対応、敏速な対応を取っていただきまして、感染拡大する前に収束するような、そういうシステム、そういう持ち回りといいますか、段取りをさせていただきたいと思えます。

関連でございますけれども、広報車で、私もやはり濱島議員と共に、いち早く八月の八日から回って、その中で一番感じたところが、地方というか、大字に行けば行くほどですね、高齢者の方がものすごく油断というか、そんな危機感を持ってない、そんな感じがしました。「ワクチンを打ったから、どまからんちゃらや」て言う方がたくさんおりました。

これについてですよ、やはりここで、せっかくですから共通認識ということで、市長にワクチンの効果、これについてちょっとお伺いしたいと思えますけれども、通告書にないですけども、一応感染予防対策ということの関連で、共通認識でお願いします。

○市長（八板俊輔君） ワクチンの効果ということでもありますけども、ワクチンの接種の効果としましては、重症化を抑えるといいですか、感染そのものは防げないにしてもですね、症状の悪化を抑えると、そういう効果があると思えます。また、そのワクチンを打つたことによって、市民自身がですね、安心すると。そういうような

効果もあると、そういうふうを考えております。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。非常に的確な答えでいただきました。もし迷ったらどうしようかと思っただけですけども、まさしくそのとおり、ワクチンはずね、市民の皆さん、大変誤解をされてる。感染を防ぐものなのか、それとも感染された方の重症化を予防するものなのかということに関してはずね、ワクチンは、発症予防効果、プラス重症化を予防する効果があると言われております。感染するリスクはあるということです。その発症を抑える効果があるということでございますので、ここはひとつ市民の皆様、十分御理解いただいて、「ワクチンを打ったから、どこもコロナにはかからんちゃら」というようなことがないように、十分気を付けていただきますようお願いをして、次の質問にさせていただきます。

件名三、西之表市非常事態宣言により影響を受けた事業者等に対する見舞金について質問をさせていただきます。

市長専決処分により決定したわけでありますが、八百事業所、一事業者当たり十万円の見舞金に至った根拠を教えてください。お願いします。

「経済観光課長 高石心平君」

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

対象事業所数については、本年度実施しました経済センサスによる市内の事業所数を根拠としております。見舞金については、八月

の飲食店への時短要請等について県から協力が支払われるまでの支援として、迅速に支給するため、一律に十万円としたところであります。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 八百事業所という根拠はどこに。○経済観光課長（高石心平君） 経済センサスの中で、市内に事業所を置くという、その調査の中で出てきた数字でございます。

○六番（杉 為昭君） そしたらですよ、行政がこれ発行しましたよね。感染見舞金を支給しますという、この文書の一番上にですよ、西之表市非常事態宣言（新型コロナウイルス感染症）の影響を受けたというふうに書いてありますよ。その事業者が感染の影響を受けた事業所が八百あるということではないんですか。

○経済観光課長（高石心平君） 今回のこの見舞金については、影響を受けたところ全てを、その数字等、収入状況等確認するには時間を要する。支給までに時間を要するというところで、今回のこの宣言によって、被害を受けたり影響を受けたであろうと考えられる中小企業者を一律支給ということで選定させていただいております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） 非常に分かりにくい。普通の方がこれを見られて、うちんところは当てはまるんだろうか、当てはまらないんだろうかという声もたくさん聞かれております。そこら辺の、こんな小さく書かないで、そこら辺をちゃんと明確に。貴重な財源です。十万円。総額で八千万円ですか、この見込みで。という貴重なお金

を使うわけですから、そこら辺はきれいにちゃんと精査をしてですよ、本当に、本当に疑うわけじゃないんですけれども、新型コロナウイルス感染の影響を受けた事業者なのか、そこは全く受けなかった事業者なのか、そこはきれいに精査していただかないと、市民が混乱をする。そういう状況が生まれてきますので、そこら辺はお願いということで、よろしくお願いしておきます。

続きまして、個人経営の農林水産業を営む経営者も個人経営者として認識しているが、対象から外れるのはなぜか教えていただきたい。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、今回の見舞金については、来島、外出自粛など、特に市独自の非常事態宣言期間において、この期間において人の動きが減少したことに対して影響を受けたであろう市内の中小企業者を対象として支給しております。中小企業の定義としまして、中小企業法第二条各号で規定する事業者をその対象としており、その中には農業法人も含まれております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

非常に農家の方が怒ってというか、うちも個人事業主なんじゃないかと。青色申告もしてると。商工会を通じて青色申告もしてるし、農協の青色申告会も通じて申告してるのに、何で個人事業者じゃないんだという問合せが、多分、経済観光課、それから農林水産課に

多数寄せられてると思います。そういう声もまた十分勘案をしてですね、分かりやすい説明をお願いします。非常に農家の方が迷っておられて、また、ある意味期待もされておりました。そこら辺も十分考慮して、問合せが今後あるようであれば、もうちゃんと真摯に対応していただいて、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

最後の質問。今回発生した新型コロナウイルス感染拡大により、西之表市が独自に発令した非常事態宣言で影響を受けたのは、事業所ばかりでなく、医療従事者はもちろん、感染された方、濃厚接触者として療養された方を含め、全市民であると考えて。市民一人一人の理解、協力なくして、あの非常事態を乗り切ることではできなかったと思うが、全市民に対して協力金という形で支給する考えはなかったのかお伺いをしたい。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今回の見舞金につきましては、来島、外出自粛など、特に市独自の非常事態宣言の期間において人の動きが減少したことに対して影響を受けたであろう中小企業者を対象として支給しております。

先ほどから外したとおっしゃってますけれども、これは消去法ではなくて、この措置によってどういう方々をまず救うべきかということを考えてときに、まず、その中小企業者の固まり、それをセンサスのデータに求めたということでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

この市内の中小企業者は、地域の経済及び雇用を支える担い手として非常に重要な役割を果たしておられます。事業者が様々な事業に取り組み成長することは、単に経済発展のみならず、地域の発展や市民生活の向上につながるものであると考えております。そういうことから。

○六番（杉 為昭君） 議長、議長、市民への質問ですよ。事業者は言っていない、僕は。市民に協力金は支払うわけではないかという。

○市長（八板俊輔君） あ、はい。今申し上げます。

市民の皆様には、不要不急の外出等様々なお願いをし、協力いただいていることで、現在、市内での感染者の発生は落ち着きつつあります。御協力いただいたことについて感謝したいと思っております。現時点での市民への直接の給付、現金給付は考えておりませんが、キャッシュレスポイント還元ですとか、あるいは電子商品券、紙の商品券等の事業も予定されております。こういうことで市民への支援にもつながると考えております。

また、それ以上に、今後、感染拡大が長期化したり、急激な市内での感染拡大などが発生した場合は、国や県の動向も見ながら、検討していくことになりうかと考えております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） もう最後になります。

濃厚接触者はずね、延べ三百名を超えております。三百名の方

が、もう非常に苦勞をされてるわけですよ。で、今回の非常事態宣言は、西之表市が独自で出したわけでございます。西之表市が独自で非常事態宣言を出したわけですから、市が市民に自粛を呼びかけたのでしたら、市民の自粛のための損失の補償は、しつかり西之表市が行うべきだと私は思います。先ほどの見舞金に外れた農林水産業者を含む方々も含め、市民がやはり救えるようなそういう支援、市民一人一人に寄り添ってという、市長はいつもおっしゃっております。そこを、やはりマスクを買えば、一家族五人おれば五枚、一か月で百五十枚ですか、かかりますから、ぜひそこら辺も含めて、よろしく検討をお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で杉為昭君の質問は終了いたしました。ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時四十五頃より再開をいたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 今、西之表市、そして市民、新型コロナナ

の影響があり、そして、農家におきましては、さつまいも基腐れということで、これまでにない苦悩を強いられております。まさに打ちのめされた状態でもあります。

さらに、今回台風のほうはよけていただけるようではありますが、毎年のように来る台風、そして長雨の害、自然の大災害には、人間というものはこれほど小さいものであるか、そういうことを感じさせてくれるところでもあります。

そして、最近になりまして、災害の強化、凶暴化が言われております。そのような中において、自助・共助・公助、自助を最初に言い、そして強調するようであれば、政治は必要でなくなってしまう。共に乗り越えていかなければなりません。苦難を乗り越えていかなければなりません。市長も、議会と共に、市民と共にできればなりません。

市議会決議への対応についての質問は、質問者席より行います。すみません、一番目の質問であります。市議会の決議への対応についてであります。

ちよつと小さくて見えづらいかもしれませんが、六月議会におきまして、議会のほうで採用されました意見書であります。こちらのほうは、議会独自のほうで出されたものであります。もう一枚のほう、こちらのほうは商工会のほうから出され、また、議会のほうでも検討がなされ、出されるものであります。六月議会におきまして、方向性が同様の趣旨の意見書が二つ出されております。これまでも

意見書のほう、馬毛島の自衛隊基地、そしてFCILP訓練につきましては、反対の立場での決議が何度もなされておりました。しかしながら、今回は本当に一票差ということもございしますが、それでも多数が全体を代表するとなれば、議会の意見として、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書が採択され、国、関係機関のほうに出されているわけでありまして。馬毛島への自衛隊施設整備について、ここに賛意を表してあります。今後とも地元住民の理解を深める努力を継続していただき、また、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早急に取り組んでいただきますよう強く要望いたしますというふうになっておるわけでありまして。

冒頭申し上げました。市民と共に、議会と共に市長はあらねばならぬと思っております。そのような意味で、この決議、重いもので、決議、意見書というものは重いものであるかと思いますが、市長の認識、また、議会への対応はどのようにするのか教えていただきたいと思っております。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

貴議会の決議は大変重いものであると認識をしております。引き続き、慎重かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） 丁寧に対応をするということですが、丁寧なんでしょうね。何のことか分かりませんが、

えーとですね、取りあえず、次に移らせていただきます。

二番目、中種子町・南種子町両議会の意見書について、また要望書もございました。そういったものについて、市長の見解をお伺いしたいと思います。

通告書にありますように、中種子町・南種子町の両議会のほうは、市長も御存じかと思いますが、基地が本当にできるのを前提として、そのときには関連施設を造ってほしいとの内容であると市長は発言しております。中種子町議会において議決された意見書の内容は、FCLP移転計画を含む施設整備計画に異を唱えるのではなく、この計画を着実に前に進めることを要望するものであります。

市長のほうが、これまで中種子町・南種子町の意見書は意見書ということ、他議会がやつてることだというふうな少し突き放したような、突き放したというか、西之表市のほうとは距離があるようなお話をしておりますが、関連施設を持つてくる、持つてこないということになると、直接の利害関係が生じてまいります。

例えば、宿舎の話になりますと、宿舎が二つも三つもできるわけではございません。種子島に造ることになっているわけですが、これが二つ、三つではございません。多分一つだと思えます。そうなりますと、中種子町にできれば、西之表市にはできませんし、南種子町にもできません。南種子町にできれば、西之表市、中種子町にはできないわけがあります。

利害関係があるわけでありますから、やはり中種子町・南種子町

の決議、また動きというのは、我々西之表市、市長のほう、やはり警戒して、警戒するという言葉はおかしいですが、やはり注意しながら見ていく必要があるのではないか、そのように思うわけであります。そういった意味で、これまでの市長の認識のほう、少し甘いのではないか、そのようにも感じるわけであります。

中種子町・南種子町のほうは、馬毛島に自衛隊の基地ができる、それを仮定の話としてではなく、FCLP訓練が行われるのが仮定の話ではなく、今の現実を見て、もうできるんだろうということ想定した上で、議会のほうが動き、また町民と共に動き出しているわけであります。中種子町・南種子町も、両議会とも馬毛島における施設整備を前に進めるといった意見が出ておりますし、その方向に動いていると思います。中種子町・南種子町の動向、市長のほうは率直にどのように受け止めているのか教えていただければと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御指摘の私の発言の内容につきましては、間違いはないと考えております。また、中種子町や南種子町の議会の審議につきましては、それ以上、私のほうから特段申し上げることはございません。以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

うちのほうはですね、次の質問で明らかになると思うんですが、三つ目に、基地建設は決まっていらないという発言をしょっちゅうさ

れております。そういう発言をされてる。本当にそう思っているならば、中種子町議会は何を言っているんだろう、決まってもないのに。中種子町のほう、南種子町のほうに、市長のほう、決まっていんだから、仮定に基づいて話をするなど文句を言ってもいい。実際、西之表市の行政区の馬毛島に造られる予定ですから、文句を言ってもいいのではないかと思うんですね。それくらい重要な問題なわけでありませぬ。

また、今回の施政方針演説の中でも、施設整備は決まったわけではありませぬという発言をされております。「しかし」の後です。施設整備は決まったわけではありませぬ。馬毛島を防衛省が購入したのは、そもそも馬毛島に自衛隊基地、そして恒久的なFCLP訓練の場所を確保するために購入されたわけでありませぬ。ほぼ全ての名義が変更されているかと思ひますが。そして、その土地所有者、仮に国でなくとも、法の手続にのっとり行えば、その所有地に何を建てるのか自由なはずであります。公共の福祉の範囲内であれば、自由なはずであります。

今の現状の中、アセスメントのほう、様々な調査も行われております。現状を直視すれば、基地建設が着々と進んでいると捉えるのが自然ではないでしょうか。その現実を直視せずにいたずらに、基地建設はまだ決まっていな、そうおっしゃるのは根拠のない楽観的な解釈であり、状況判断が誤っている。誤ったかじ取りであると云わざるを得ませぬ。

市長の誤った事実認識に基づいて市民に様々なことを訴えていくのは、賛成派の市民、反対派の市民、双方に誤った誤解、誤った理解を得させ、方向に導くのではないか。市長は市民の分断という言葉を嫌いますが、市長自らが誤解を与え、分断を招くのではないか。そのように思うわけでありませぬが、市長はどうお思いでしょうか。

○市長（八板俊輔君） これ三の一の問いということによろしゅうございませぬでしょうか。

○一三番（田添辰郎君） はい。

○市長（八板俊輔君） 私は事実を申し上げます。基地建設が決まったとは聞いておりませぬ。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） 私も聞いたことがありません。市長はよく御存じのとおりです。今アセスメントをやるうとしてます。そしてまた、海中のほうの調査も始めております。手続上、そのような調査、アセスメントを終わらせなければ、決定はできないのが建前でありませぬ。だからこそ国、防衛省のほうは、決定いたしました、そういうことは申し上げられませぬ。市長は、もう当然そのことは御存じであるかと思ひます。

そして、アセスメントも着々と、調査のほうも着々と進めながら、また、海上ではなく陸地内での工事の場合は、これは所有者の自由に行われる。誰かの管理監督を得る必要はありませんから、陸地内での作業のほうは自由に行われるわけでありませぬ。それも着々と進

めていく。

そのような現状の中で、事実を述べるとおっしゃいますが、建前は市長のおっしゃるとおりであります。国、防衛省は、決まった、決まりましたとは言いません。当たり前です。アセスも終わってない。調査も終わってない。その後、決定するって建前です。でも、アセスをやんなきゃ、市民の皆さんに十分に説明することもできない。そういったところがあるわけであります。ですから、市長がおっしゃるように、事実を伝えているだけだと思いますが、それは建前にすぎない事実であります。

国、防衛省が動いていること、また実際の動き、そして、市長がこの馬毛島基地を止めよう、そしてFCLP訓練をここで、馬毛島でやらせないようにしよう、そう決意したい。何かをしようと思っただとしても、法的にも、そして財源的にも、できないことは明らかではないでしょうか。基地建設は決まっていない。これは建前上言えない話であり、そういった意味では事実であるかもしれませんが、目の前の現実を見ても、いまだに、基地は建設されていない、基地建設は決まっていないと言えるでしょうか。再度お願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 今議員が述べられた考えにつきましては、議員の御意見でありましょうから、今後の様々な判断の参考にさせていただきます。と思っています。

○一三番（田添辰郎君） 判断の、僕ももう何回ですかね。市長が市長になられてから、四、四、十六回、もう二十回近く、もう二十

回やってるかもしれませんが、馬毛島の話。毎回、馬毛島の問題、質問しようと思ってますんで、毎回やって、二十回ぐらいやって、これまでも参考にさせていただいたんですが、いまだに基地建設は決まっていないというのは事実だ。決まっていない。決まっていないとは、建前上そうであります。でも、現実はどうですか。

二年以上、防衛省のほうは、日本国内の島々を調査しております。島以外のところも調べております。その中で最適地、南海トラフ地震、大規模災害、それに備えて、また南西諸島防衛考えた上で、そしてFCLP訓練、これは騒音の問題が多くなりますので、その辺も考慮をして、日本の中で適地と言えるのは、唯一馬毛島しかないということを経験づけたわけであります。

だからこそ、今調査もしていますし、十億億円という土地を百六十億円も出して買うわけあります。いろいろその手続に文句を言われる方もいらっしゃいますが、馬毛島と土地は、僕にとっては一円の価値もございません。しかしながら、あの土地を国のために、また、ほかの目的でも有効活用しようとするれば、ただではなく有効な土地になってくる。どれだけの金額を出しても惜しくはない土地になってくるわけあります。

そのようなことを考えると、ただ単に参考にするだけじゃなくて、今議論をしていただいているわけです。参考にするだけではなく、市長の意見、見解を教えてください。本当に基地建設は決まっていないと思っているのか。事実は、決まっているという発言を国、

防衛省はまだしていないだけであります。やっていることは、着々と基地を造るために実現に向けて動いているわけであります。もう一度お答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 御意見として承っておきます。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

本当市民の皆さんに申し訳ないですね。何とかかんとか一月三十一日、選挙出させていただいて、一回は一般質問も休ませていただきます。

先ほどの一般質問者も一生懸命、昨日の一般質問をする方も一生懸命質問されております。市民の意見を代表して、しているつもりです。今回の選挙では、一番から三番目が新人の方でした。市民の声を議会に伝えようという、そういう強い熱意を持って、一、二、三と新人の方が通ったわけであります。僕の場合も、僕個人は一日しか選挙運動はやりませんでした。家内と子ども二人が選挙運動をやりましたが、それでも四番目に通していただきました。僕らは、ほかの議員もそうですが、市長から見ると、議員の一人が言っているだけかもしれません。何のためにこの場所に立たせていただいているんでしょう。嫌われると分かりながら、こんな質問をしなければならぬんじゃないでしょうか。

一般質問に、参考にさせていただきますで全く誠意もない逃げ方をしていけば、僕の知り合いがよくおっしゃいます。言われたくはないでしょう。こういう、逃げの八板という方も一部いるんです。

市長は逃げてばかりいる。そういう方もいます。今ニューチューブ放送されております。それを見て、昨日の一般質問も見ている方がいるわけであります。電話が来て、また逃げてばかりやなど。逃げの八板やなど。何とか変えていかんばいけんという、そういう声もあるわけであります。市長、まともに答弁しましょうよ。議論しましょうよ。メリット、デメリットも議論していきましょうよ。もう三回同じ質問をいたしました。四度目はいたしません。

では、市長は、今の現実の目の前のことを認識されないということとであります。が、基地建設が、国が建設を進め、基地建設が着々と行われている。どの段階で市長は、それが本当に国が、基地決まってない、候補地だということではなく、いつの段階で、アセスが終わった段階ですかね。調査が全て終わった段階ですかね。それとも工事が着々と進んでいく、あるどっかの過程で、市長は、基地ができるんだなど、やっとならその当たり前の客観的な事実を認めていただけるんでしょうか。ぜひとも教えていただければと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今議員が質問として投げかけた問いにつきましては、私が防衛省に投げかけ続けている問いでもございます。国は、その問いに対して、これまで調査検討をしているということを言っているわけですが、今後、国がどういうふうにも私どもに説明するのか、それを注視してまいりたいと考えております。

○一三番（田添辰郎君） 時間ありません。急いでやりましょうか。

えーとですね、市長ね、市長はいつも同じ発言をする。防衛省が悪いんだね、まともに説明しないから。でも、説明はしてるんですよ。説明をするんだけど、市長が納得するかどうかは別問題、反対派の皆さんが納得するかどうかは別問題なんですよ。市長はね、向こうが説明したとしても、説明が不十分だ云々と言いながら、自分が納得しないから説明が不十分だと言ってるだけです。国だって、防衛省だって当たり前じゃないですか。国民の生命・財産を守るわけですよ。国防の機密もある。言えるところもあるし、言えないところもあるわけでありですよ。私は、今の国、防衛省のほうは、あまりにも機密に近いことを市民に、市民団体に明らかにし過ぎだと思ってるほうなんです。それは当たり前じゃないですか。御自身が説明十分だと納得しなきゃ。国は説明してない説明してないと防衛省の責任にし、自分の責任は一切ないんですか。先ほどの質問でも、何も責任はないようなことを言ってたような、毎回ですけど、責任の問題、僕もしたことありますけど、それで本当にいいんですか。

事実は、時は止まらないんですよ。あなたの時は止まるんですか。また、これまでの四年間それで、そしてこれまでの半年間、四年半、あなたはここを止めてくれた。その間にコロナもあって悲惨な思いをしている。そしてまた三年半、このように時を止めていくんですか。防衛省が十分な説明をしないからと、自分が納得しないからというわがままを言いながら、現実を見据えずして時を過ぎすんですか。

か。教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この計画を持ってきたのは防衛省であります。防衛省にそれを、説明を求めているわけであり。その防衛省の答えを基に、私は市民に説明をしなければいけないと考えております。その上で、再々防衛省に足を運び、こちらに來られた担当者に対して問いかけをしておりますが、その市民に説明するだけのデータという、情報というものを地元の首長に対していただいていないと、そういう状況にあるということでございます。

○一三番（田添辰郎君） えーとねえ、中種子町・南種子町のほうは、説明を全て納得してるというわけではないでしょう。僕は推進の立場ですよ、八年以上前から。ある程度納得してるからです。その必要性が分かっているからです。そして、馬毛島以外に適地はないし、ほかの代わりの土地はないと理解しているからです。この国、この国民の生命を守るため、そして我々西之表市民のふだんの生活、当たり前の生活を守るためには、馬毛島を基地にしていかなければならない。残念ながら、拡張主義、戦いを求める国民がいるとは思えません。日本国民にはおりませんが、そのような動きを示す政権がある限りは、それに備えなければならぬと思うだけであります。取りあえず。

本来なら、今宿舎のほうも決まりつつ、年度内中と言っております。それが決まるかどうか。それまでにきちっとした動きを示さな

ければ、本当に中種子町・南種子町にできてしまうこととなります。その辺は深く考えていただければと思います。

では、次に移らせてもらいます。

西之表市事業者見舞金の支給についてであります。

この見舞金のほう、条件のほう、三つあります。四つ目にあるはず、見舞金だからなくていいのかな。なくていいんでしょう。所得が、収益が去年より半分になったとか、そういう条件が一切ついておりません。西之表市で事業をやって、これからも継続するつもりであればいいわけでありまして。その上、青色申告があったら、なおさら通りやすくなってくるわけでありまして。

先ほどの議員もおっしゃいましたように、もったいいものにできただけであります。これを緊急だということ、八千万円以上のものを専決処分ということで決めました。八千万円ですよ、市長。僕らの議会はこれまで、記憶によりまして、何百万円単位で市長に対して文句を言ってきた記憶がございます。市長と副市長を議長室に呼び出して、文句を言った記憶がございます。八千万円以上、百億円の年度予算の中で八千万円。ほかの芋のほうも合わせたら一億円以上。一%になるものを専決でいいんでしょうか。もし専決でなく議会を通そうと思っても、相談すれば四、五日で通すという方法もあり、そして半日で通すのではなく、三、四時間多めにかけて、よりよいものに修正して、市民のために提供ができたとは思うわけでありまして。これはまさに市長の常々の行動、姿勢の表れである。

議会軽視ではないかと思うんですが、市長は率直にお認めになるでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染の拡大に対しまして、八月十日には、市内の飲食店事業者の団体から、休業等に係る支援等への要望書が提出されております。また、八月十八日には、市議会から、新型コロナウイルス感染症への対応に対する要望書が提出されました。その要望書の中でも、経済支援のための市独自の見舞金を早急に行うようにという要望があり、迅速な対応を進めたところであります。臨時議会におきまして御審議いただくということも考えましたけれども、市内での感染拡大が続いております、非常事態宣言を発している時期でもあり、また、一刻も早く見舞金の情報を公表することで、影響を受けている事業者の皆さんに少しでも安心感を得ていただきたいということで、緊急を要すると判断して、地方自治法第七十九条に基づいて、専決処分をさせていただいたところであります。

議会軽視というふうに言われておりますけれども、議会を尊重するゆえに、専決処分の前に、事前に議会にも可能な限り説明をしたところでありまして。どうか御理解をいただきたいと思っております。

○一三番（田添辰郎君） えーとですね、ちよつと市長、事実関係勘違いしてるようですが、まあいいです。えーとですね、議会がこう言ったからこうしましたと、専決処分をするのは理屈的に何も関

係ありません。それはお認めいただきたいと思います。取りあえず議会軽視ではないつもりだということは分かりました。

では、次の質問移ります。

鹿屋の救難ヘリ分遣隊廃止についてであります。

新聞報道にありました。九日の記事で、離島搬送、陸海空自で、三自衛隊のほうでカバーするというふうになったわけですが、それ以前の新聞にもあります。消防保安課長ですか、県の、自衛隊ヘリは離島住民の命を救う最後のとりで、具体的な体制が取られるようにお願いしたいということでもあります。県のほうも当然動いてらっしゃるみたい。自衛隊のほうもそれに応えようとしているわけですが、本当に離島であります。台風の時期、そして冬の季節風の時期でなければ、我々の住む種子島ということは、離島の不便さをそう感じるところはない、ありがたい島でもあります。まあ、離島運賃のほう、あるわけですが。

そういったありがたい島であります、やはり離島であるわけがあります。一分一秒を争う病気、事故の場合は、どうしてもヘリが必要になる。夜間、そして雨風が強いとき、そういったドクターヘリとか県のヘリが飛ばないときに頼りになるのが、最後の命のとりでが自衛隊ヘリなわけです。今それがなくなるかどうかという危機にもあるわけです。

運用はちゃんとされるようですが、哨戒ヘリコプターSH-60Kを使ったり、救難ヘリUH-60J、これまでとこれは一緒

であります、大型輸送ヘリCH-47を使う。これはどう見ても緊急配送にはふさわしくないものがあります。

以上で終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で田添辰郎君の一般質問は終了いたします。

ただいまの田添辰郎君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日十五日水曜日は総務文教委員会、十六日木曜日は予算特別委員会、十七日金曜日は各委員会、二十二日水曜日は各特別委員会、二十八日火曜日は、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後二時十六分散会

本會議第四号（九月二十八日）

本会議第四号（九月二十八日）（火）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議事事務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年九月二十八日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

- 日程第一 諸般の報告
- 日程第二 議案第四六号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第三 議案第四七号 西之表市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第四 議案第四八号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六号）
- 日程第五 議案第四九号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 日程第六 議案第五〇号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

日程第七 議案第五一号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程第八 議案第五二号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

日程第九 議案第五三号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一〇 議案第五四号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

日程第一一 請願第六号 防衛省が自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を西之表市議会に行うことを求める請願書

日程第一二 議案第五五号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第一三 議案第五六号 防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書

日程第一四 議案第五七号 西之表市副市長の選任について

日程第一五 議案第五八号 西之表市教育委員会教育長の任命について

日程第一六 議員派遣の件

日程第一七 閉会中の継続審査

△諸般の報告

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、市長から監査委員の意見をつけて、健全化判断比率、資本不足比率の報告並びに地方自治法第百八十条第一項の規定に基づく、議会の議決により指定された市長の専決処分について、市長から同条第二項の規定による報告二件がありましたので、御手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第四六号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 日程第二、議案第四六号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） おはようございます。

それでは、本委員会が付託を受けました議案第四六号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御

報告いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務について、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託することができ旨が規定されたことにより、個人番号カードを再発行する際の手数料を規定する必要がなくなったため、条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的には、別表第一中、「十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードの再交付、一件につき八百円」を、「十三 削除」に改めています。

これにより、今後、個人番号カードの再発行の際でも手数料が不要となります。

附則として施行期日を公布の日からとしています。
なお、八月現在、本市の交付者数は七千四百八十三人とのことでした。

本委員会では、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△議案第四七号 西之表市過疎地域持続的発展計画の策定につ

いて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、議案第四七号、西之表市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 本委員会が付託を受けました議案第四七号、西之表市過疎地域持続的発展計画の策定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、平成二十八年年度策定の西之表市過疎地域自立促進計画が令和二年度で終了したことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、新たに令和三年度から令和七年度までの計画を策定の上、本市の過疎対策を講じていくに当たり、従来どおり関係法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。今回の計画は、法により定められるべき事項が規定され、また、様式についても国から示されている中で、本市の長期振興計画やその他の計画と整合性を図りながら整理したものとなっております。

具体的な構成上の特徴といたしましては、これまでの過疎地域自立促進計画に、新たに「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」や「再生可能エネルギーの利用の促進」が追加されています。

また、事業計画表に記載されている事業については、長期振興計画実施計画に記載している事業のうち、適債事業及び過疎ソフトの活用が見込まれている事業を掲載しているとの説明を受けました。

なお、計画策定に当たっては、事前に県との協議が必要とのことですが、これについては既に同意は得ているとの報告がありました。本委員会では、審査の結果、起債額の七〇%が後年交付税措置される大変有利な過疎債を借り入れるための根拠となる計画書である

ということを踏まえ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと
して決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成
のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた
します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四八号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六

号）

△議案第四九号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第二号）

△議案第五〇号 令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会

計補正予算（第一号）

△議案第五一号 令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補

正予算（第一号）

△議案第五二号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第二号）

△議案第五三号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第二号）

△議案第五四号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算

（第二号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、議案第四八号、令和三年

度西之表市一般会計補正予算（第六号）、日程第五、議案第四九号、

令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、日

程第六、議案第五〇号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別

会計補正予算（第一号）、日程第七、議案第五一号、令和三年度西

之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）、日程第八、議案

第五二号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二

号)、日程第九、議案第五三号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)、日程第一〇、議案第五四号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)、以上議案七件について、一括して議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 長野広美さん登壇」

○予算特別委員長(長野広美さん) おはようございます。

それでは、予算特別委員会の審査結果を御報告いたします。

本委員会が付託を受けました議案第四八号、令和三年度西之表市一般会計補正予算(第六号)について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億七千九百七十九万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十二億五百四十九万四千円とするものです。

地方債補正の変更は、臨時財政対策債など三件で一億七百六十九千円を減額します。

それでは、委員会でも明らかになったことや委員から出された主な質疑などを中心に、歳出から御報告いたします。

二款、一項総務管理費では、財政調整基金の増額やコロナ禍による全国離島交流中学生野球大会中止による負担金の減額を、また、四款、一項保健衛生費では新型コロナウイルスに係るワクチン接種業務対応のための保健師など、職員の時間外勤務手当などが増額さ

れています。なお、時間外勤務については、全庁的な職員が必要に応じてそれぞれ対応していく体制を整えるとの説明を受けました。

六款、一項農業費では、市内に設置しているミカンコミバエのトラップ調査のための燃料代、また牛ボツリヌス症予防接種の希望に応じるための費用が増額されます。

七款、一項商工費では、事業継続対策支援金を実績見込みに合わせ減額し、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、がんばる事業所支援事業を計上しています。また、鹿児島県が新型インフルエンザ特措法に基づき、市内飲食店に対する時短要請への協力金負担金として、西之表市負担一割分を計上しています。なお、がんばる事業所支援金は二十五万円を九十法人事業者、十五万円を九十個人事業所へ給付することを想定した予算額を、また、時短要請事業は、九十店舗の予算額を計上しているとの説明を受けました。

十一款、一項農林水産施設災害復旧費には、八月豪雨による農道五件の災害復旧費を、また、二項公共土木施設災害復旧費では、立山港における過年度発生災害に係る復旧事業の設計変更に伴う経費をそれぞれ計上しています。

続きまして、歳入について御報告いたします。

十款、一項地方交付税ですが、普通交付税額が確定したことによるもので、一億五千三百五十二万七千円増額となり、前年対比で二億百五十万円増となるとの説明を受けました。

十四款、二項国庫補助金、三目教育費国庫補助金は、市内小学校四校の空調設備事業に伴う学校施設環境改善交付金が増額され、また、六目土木費国庫補助金は、市営住宅改修工事のうち、三百五十人槽から三百八人槽への合併処理浄化槽改修が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付要件に該当したことにより交付決定されたものです。なお、今年度で当事業費補助金は終了となるとの説明を受けました。

十九款、一項繰越金は前年度繰越金の確定に伴い二億二千五百六十一万二千円の増額となります。

二十一款、一項市債は臨時財政対策債、小学校空調整備事業のための過疎債、また、市営住宅（桜が丘）改修事業のための土木債がそれぞれ減額されました。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第四九号です。

本委員会が付託を受けました議案第四九号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七百六十万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千八百八十六万四千円とするものです。

歳出の主なものは、五款、二項特定健康診査等事業費で、特定健

診受診率向上事業を委託から直営に変更することに伴うものです。

六款、一項基金積立金は前年度決算確定に伴う基金の積立てを、また、七款、二項繰出金についても、前年度決算確定に伴い一般会計に精算返納するものです。

歳入の主なものは、一款、一項国民健康保険税は七月の本賦課に伴い減額補正をしていますが、特に前年度の農業所得の落込みなどが影響しているとの説明を受けました。

六款、二項基金繰入金では、財政調整を行い、七款、一項繰越金は前年度決算確定による追加をしています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第五〇号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十二万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八十八万一千円とするものです。

歳出の主なものは、一款事業費で十八節負担金補助及び交付金の交通災害共済見舞金を追加し、歳入では、前年度決算に基づく繰越金を追加計上しています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第五一号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十二万一千円とするものです。

歳出の主なものは、一款、一項総務管理費で二十四節積立金及び二十七節繰出金を計上し、歳入で、前年度決算に基づく繰越金を計上しています。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第五二号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千七百五十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億九千九百七十万三千円とするものです。

歳出の主なものは、四款、一項基金積立金を前年度繰越金確定により増額、六款、一項予備費で財源調整を、また、七款、二項繰出金は一般会計に返納する額をそれぞれ計上しています。

歳入の主なものは、三款から五款にかけ、国、県支出金及び支払基金交付金は歳出の地域支援事業費の見直しに対応するものです。

七款、一項一般会計繰入金は、会計年度任用職員に係る共済費が地方支援事業費対象となったことによる減額、また、八款、一項繰越金は前年度繰越金確定による補正です。

本委員会は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第五三号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百六十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二億五千五万六千円とするものです。歳出の主なものは、二款、一項後期高齢者医療広域連合納付金で、

保険料の本賦課及び前年度精算額確定に伴い増額しています。

歳入の主なものは、一款、一項後期高齢者医療保険料で、軽減措置の特別措置期間の終了に伴う増額及び四款、一項繰越金は前年度決算確定に伴う増額がされています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第五四号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案では、第二条で資本的収入の負担金を、資本的支出は建設改良費をそれぞれ増額しています。

資本的収入及び支出の執行計画書では、支出において一款、一項建設改良費、配水管布設替等工事請負費を、また、収入では、一款、二項負担金で配水管移設補償費等の工事負担金をそれぞれ計上しています。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

議案第四八号から議案第五四号の七件は、議案ごとの採決をいたします。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

初めに、議案第四八号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第六号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第四九号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第五〇号、令和三年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第五一号、令和三年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第五二号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第五三号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第五四号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十時四十五分頃より再開をいたします。

午前十時三十分休憩

午前十時四十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△請願第六号 防衛省が自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う

各種計画説明を西之表市議会に行うことを求める請願書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、請願第六号、防衛省が

自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を西之表市議会に行うことを求める請願書を議題といたします。

馬毛島対策特別委員会委員長の報告を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇」

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました、請願第六号、防衛省が自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を西之表市議会に行うことを求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願は、西之表市と馬毛島の未来創造推進協議会会長、折口金吉氏から杉為昭議員を紹介議員として提出されたものです。

請願の趣旨は、防衛省による住民説明会以降の計画等については、市民が知る情報は新聞・テレビ等からで、防衛省が鹿児島県や西之表市に伝えた一か月から三か月後である。

六月二十三日の最終本会議で西之表市議会は、「馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書」及び「馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書」を可決し、馬毛島への自衛隊施設整備に賛意を示した。

正確な情報を知り得るすべは、市議会議員によるものが大きいと考えるため、防衛省は西之表市議会に対し、鹿児島県や西之表市に行う自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を速やかに行うとともに、新聞やテレビ等が先行して報道した場合も同様に行うてほしいというものであります。

審査の過程において、防衛省からの説明が不足しているという点では一致しているが、基地建設を進めることを前提とした請願であるため反対という意見が出た一方、市議会に対してしっかりと速やかに説明することは当然であるという意見も出されました。

本委員会は、審査の結果、賛成六、反対六で可否同数となったため、西之表市議会委員会条例第十七条第一項により、委員長は可決と決しましたので、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員会委員長の報告は終わりました。

馬毛島対策特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「四番 渡辺道大君登壇」

○四番（渡辺道大君） 請願第六号、防衛省が自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を西之表市議会に行うことを求める請願書について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本請願書にある防衛省が市議会や行政、市民に正確な情報を伝えることは当然の責務だと考えます。しかし、自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明は、馬毛島に軍事施設、訓練施設を造るという大前提の下で行われると理解をし、反対の意思を示すものであります。

また、本請願書の採択によって、防衛省からの重要な情報、市民が知る情報というのが、県や市に伝えた一か月後から三か月後という、これまでのような、相手側との交渉や機密等の問題があるため

という防衛省の姿勢がすぐに改善することはないと私は判断をいたします。

以上のような点などから、本請願書に対し同意できないとの立場で反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「六番 杉 為昭君登壇」

○六番（杉 為昭君） 委員長報告に対しまして、賛成討論を行いたいと思います。

本請願は、防衛省が自衛隊馬毛島基地（仮称）でございますけれども、建設に伴う各種計画の説明を求めるものでございます。

先日の馬毛島対策特別委員会において、基地建設計画を進めることを前提とした請願との意見が出ましたが、そもそもは計画が前に進むことによって新たな情報が出てくるものでございます。ということは、計画が進まなければ新しい情報は出てこないであります。

また、ボーリング調査等、各種調査を行い、得られるデータにより、現在示されている計画の変更、また、我が国を取り巻く国際情勢の状況変化に伴う計画の変更も十分考えられるものであります。そのような諸般の事情も踏まえた上で、計画変更等の情報も併せて速やかに説明を求めるものでございます。

よって、この請願に反対することは、今までのように、県や市が知っている情報を市民だけが知らない、まさに市長がおっしゃられるように、市民が置き去りにされているということでございます。

さきの一般質問において、市長は防衛省からの対応が市に届いていない。防衛省側からのボールを待っている。近々、防衛省からの回答があるのではないかと期待していると、待つ姿勢を貫いております。情報や回答を求めるわけでもなく、また、防衛省へ訪問またはリモートすることもなく、市長自ら市民を置き去りにしている状況をつくっているものと考えられます。

そのような状況を変えるためにも、また、市民の皆様へ確実な情報を伝える意味においても、自衛隊施設整備に賛意を示している西之表市議会に対して速やかに情報を提供するよう強く求めるものがございます。

以上の理由により、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

私は、一月末、行われた市議会議員選挙の公約に、馬毛島軍事基地建設反対を訴えてまいりました。その考えは現在もいささかも変わってはおりません。また、市長選においても西之表市民ははっきりと、はっきりと馬毛島軍事基地反対、基地交付金は要らないという八板市長を支持し、当選させております。これが紛れもなく、西之表市民の民意だと私は考えております。

この請願書に賛成することは、民意を裏切ることになり、政治家

は自分の信念を貫き通すべきだと私は考えております。

防衛省は、地元には丁寧な説明をすると再三言ってきておりますが、残念ながらそうはなっておりません。馬毛島買収費百六十億円の買収費の根拠もまだに示されておりません。

また、馬毛島における馬毛島市道の件も問題でございます。請願者、折口金吉氏は、この点についても、防衛省に対し丁寧な説明を早急にするよう求めるのが先決ではないでしょうか。私はそう考えております。

以上、反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 請願第六号、防衛省が自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を西之表市議会に行うことを求める請願書について、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

概要のほうは委員長が報告されたところであります。審査の過程でも様々な、防衛省からの説明が不足しているとか、様々な意見がございました。反対討論者もおっしゃるよう、基地自体に反対だということ、造ることを前提としたこのような請願にも反対だということでございます。

また、機密保護に関してなんですが、機密とは何なのか、なかなかこれは難しいところがございます。諸外国でも問題になっている

わけでありませんが、沖縄のほう、一番南のほうでは、様々な施設が、弾薬庫とかそういうものが明らかになって、それがさも当然のように議論されている現状もございますが、本当にそれが日本国民を守るために正しい情報提供なのかどうか疑わしいところでもございます。

今、皆さんもテレビで御覧のとおり、自由民主党の総裁選挙が行われております。初めてと言ってもいいほど、国民の生命財産を守るう、いかに守るかということがテーマになった総裁選でもございます。自由民主党の総裁選において、憲法改正は議論されたことはありますが、国民の生命財産を守ることが議論されたことは、ほぼなかったかのように思います。

今回、コロナの影響もあり、討論会が増えたということに、こういうことにもなったわけでありますが、喫緊の東アジア、日本、その周りの影響を考えると、当然であるかな、むべなるかなと、そういうふうにも思うわけです。北朝鮮のミサイルもそうですし、韓国の方も出てまいりました。また、中国のほうも、尖閣のほうは相変わらずございます。また、ウイグルのほう、チベットのほうも、共産党体制の中国のほうは、その締めつけのほうを改めようといいたしております。

そのような状況であるからこそ、今、一日でも早くということでも馬毛島が求められたわけであります。先日の南日本新聞報道にもありました、三十数年前からこの馬毛島の問題、馬毛島というよりは、

FCLP訓練の問題、NLPですか、夜間の場合が主であります、FCLPの問題が話題になっていたわけであります。

しかしながら、米ソ冷戦下で、これが大きな問題と上がってまいりませんでした。しかしながら今、米ソ冷戦は終わり、共産主義体制の中国をどう抑えていくか、そういった時代になってまいりました。決して中国は敵ではないわけでありますが、今の共産主義体制の中国であれば、その膨張主義、拡張主義を収める傾向はないわけであります。

そのようなことがある中で、今回出された請願のほう、本来ならば国、防衛省のほう、市民の窓口は市長でございますから、市長のほうに情報を伝達して、それが速やかに市民に伝わっていく、議会に通じていく、それが当たり前の流れであります。

しかしながら、議員の皆様、御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、二〇一一年六月に初めて防衛省から説明に参りましたその時、当時の市長がおっしゃったことは、この場所で、正確ではございませんが、説明に来たからと言って、説明を受ける気はありません、今すぐにでも帰ってほしいつもりだということを申し上げております。その当時の議長の方も、外の反対する数百名の市民を見て、あれが西之表市の民意であります。そういう失礼な発言をしておるわけであります。まさに、市長から門前払いをされたという形であります。

また、それ以降も、議会の決議もあり、そして、議会のほうも質

問を聞くという意見も様々あったわけですが、やはり防衛省の説明を聞く必要はないという意見が三分の二を占めまして、そのような機会は一度もございませんでした。

一見、今回、初めて説明を受ける機会があったわけではありますが、それ以前にも国、防衛省に伺ったときは、意見交換会ということで、防衛省のほうに、自らの疑義を正すということしかやっておりません。ですから、我々議員、二期、三期、四期、その辺の議員さんの皆さん、また、今、右側に座っていらっしゃる市長さんのほうも、最大の問題点であった、以前は最大点の問題点であった、馬毛島でFCLP訓練を行う米軍人がどこで寝泊まりをするのか、すなわち、米軍人がこの西之表市にやってきて事件、事故を起こすのかどうか、それが十年前は最大の反対の理由でありました。

そのことについて、二年前に一般質問で確認させていただきました。私は当然、二〇一一年六月の時点から存じておりました。そして、その当時の市長も、その当時の課長さんもそれは聞いているかと思いません。二年前にそのことを再度確認させていただきましたが、市長のほうは分からない、課長のほうは正直、事実に基づいて、そのような説明を受けたということでありました。

米軍人は、FCLP訓練の際、馬毛島に造る宿舎で寝泊まりをし、西之表市にやって来ることはほぼあり得ないということであり、何らかの特別な事情があれば、絶対来ないということが、絶対ないというわけでありませんが、ほぼあり得ないということでもありません。

す。

そのようなことを考えてみますと、防衛省から説明が不足しているというのは、防衛省の説明が不足しているというより、西之表市長、議会がこれまで永遠にわたって、防衛省、国からの説明を拒否してきたというのが、私から見ても事実であります。そのことを決して忘れてならないと思います。

また、今、市長のほうは、再度防衛省のほうに様々な質問項目を挙げてきて、それに答えないから賛意を示せないとか、同意できないとか言っておりますが、それは単なる、先日の一般質問でも申し上げましたように、自分が納得いかないから説明を受けてないんだと、もっと説明しろで本場に議論が成り立つんでしょか。先ほど反対討論者がおっしゃいました機密の問題も当然あるでしょうし、様々な問題があるわけがあります。

一つ例を挙げますと、なぜ百六十億円の金額で買うことになったのかどうか、これは南日本新聞報道でも詳しく明らかになったところではありますが、これが、しかしながら我々西之表市民にとって重要なんでしょうか。反対するためには大きな材料になるかもしれないが、我々西之表市民が馬毛島に基地を造った場合、どういった騒音とかそういうものがあるか、デメリットがあるのか、本当に基地ができることによって、ジェット戦闘機が故障した場合のそういう事故の影響はないのか。さらには、それをカバーするものとしてプラスの交付金、その他のものにはどのようなものがあるのか。そ

ういったことも確認していかなければなりません。

百六十億円、その金額の多寡、先日も申し上げましたように、私にとつては馬毛島という土地は一文の価値もございませんが、必要な人にとつては価値があるわけであります。二十億、三十億円という人もいれば、僕みたいになぜゼロ円という人もいれば、百六十億円出して、今、手に入れなければならない、そういった時期である。これをいかように説明しなければならぬでしょうか。どうやって国のほうは説明できるでしょうか。

説明できるとすれば、今、現時点で、中国の海洋進出を考えれば、現時点で馬毛島を国のものとして、きつちりと自衛隊基地化していかなければならない、そういった意見を言う以外にはないのではないのでしょうか。そのような発言を許されるのは、国会議員とかいうそういった政治家のみ許されているわけでありますから、国、防衛省の職員が、そのような説明をするわけがありません。

機密保護とか云々の問題ではなく、話していいのか、話してよくないのか、そして、この方たちには聞かれても、話す必要があるのかないのか、その辺も見極めていかなければならない、そういうふうに思うわけがあります。

様々な意見があつて、この問題も六対六ということで、可否同数で委員長裁決になりましたが、私は冒頭に申し上げました。国民の生命財産を守るには、馬毛島を、あの豊かな自然を持つ、三十年前に比べれば、この自然はほとんどなくなつたとはいへ、いまだに自

然の海岸線がほとんど残っているわけであります。自然の海岸線が残っている海というのは、反対派の皆さん御存じのとおり、日本でも数少なくなつております。北海道の知床半島などは、いろいろな国際機関が活躍をして買い上げていく、そういった作業もあるわけでありますが、馬毛島ではそのことも不可能でありましょう。

しかしながら、その豊かな自然は守れないとしても、これからの日本国民の生命財産を守るため、西之表市民の活力ある生活を守るために、あの馬毛島がこれから役に立つてくれると信じるわけであります。

そのためには、この請願第六号を通らなければなりませんし、また、説明のほうも無理難題、答えられない質問をして説明を求めるのではなく、本当に市民が必要とする疑問点については説明していただかなければなりません。その努力はこれまで以上にやっていたかなければならないかと思ひます。これも、こういうことも、市長が本来、国と市民との間に立つて、連携役、連絡役、そういった役割を果たすべきが果たしてないからこそ、こういうふうになつて至つてくるわけであります。

そのことを考えていただいて、ぜひとも委員長報告に賛成の立場に立っていただければと思ひます。お願いいたします。

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、請願第六号は採択と決しました。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） 次は議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により、総務文教委員会から、議案第五五号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、馬毛島対策特別委員会から、議案第五六号、防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書が、また、市長から議案第五七号、西之表市副市長の選任についてと、議案第五八

号、西之表市教育委員会教育長の任命についての、議案四件が提出されました。

この際、議案第五五号、議案第五六号、議案第五七号、議案第五八号の議案四件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第五五号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方

税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、議案第五五号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 議案第五五号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出いたします。

提出者、総務文教委員会委員長、竹下秀樹。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和四年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

一、令和四年度以降三年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針二〇二一において、令和三年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

二、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の

根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

三、令和三年度税制改正において、土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和二年度と同額とする負担調整措置については、令和三年度限りとする。

四、令和三年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

五、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
令和三年九月二十八日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時三十分頃より再開をいたします。

午前十一時十六分休憩

午前十一時三十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○議長（川村孝則君） ここで、田添議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

先ほどの請願第六号、請願書の討論におきまして、私のほう、二〇一一年六月の事実関係について、また、発言関係のほう、少し勘違いしている部分がありました。その部分を撤回し、ここでおわびを申し上げます。

議会運営上、申し訳ございませんでした。失礼いたします。

△議案第五六号 防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴

う各種計画説明を求める意見書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、議案第五六号、防衛省

に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書を議題といたします。

議案説明を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇」

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） 議案第五六号、防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、馬毛島対策特別委員会委員長、濱島明人。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書（案）。

防衛省におかれましては、令和三年第二回西之表市議会定例会で可決し、提出した「馬毛島における自衛隊施設の建設及び運営に係る意見書」と、「馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書」に基づき、計画を着実に前に進めていただいていることに対し感謝申し上げます。

さて、御存じのとおり、西之表市議会は、馬毛島への自衛隊施設整備に賛意を示しており、今後さらに施設整備を進めていくためには、地元の協力を得ることや、地元の皆様へ一つ一つ説明を積み重ねていくことが重要であると考えます。

西之表市民は、防衛省が直接、「馬毛島への自衛隊施設整備計画」

について説明することを強く望んでいます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民を対象とした説明会の開催は困難であると思います。

また、市民が知る「馬毛島への自衛隊施設整備計画」の情報は、新聞・テレビ等により、防衛省が県や市に伝えた時期の一月から三か月後という時間差を経て得ているのが現状です。

このような状況を踏まえ、「馬毛島への自衛隊施設整備計画」に賛意を示している西之表市議会に対して、下記事項を実施されるよう強く要望いたします。

一、正確な情報を知り得るすべは、西之表市議会議員によるものが大きいと考える。よって、防衛省が鹿児島県や西之表市を行う自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画の説明を、西之表市議会に対しても速やかに行うこと。

二、新聞やテレビ等が先行して報道した場合も、防衛省は速やかに西之表市議会に説明を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

令和三年九月二十八日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は防衛大臣であります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありません。

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 議案第五六号、防衛省に自衛隊馬毛島基地

（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書について、委員長提案に反対討論を行います。

本意見書案は、防衛省の自衛隊馬毛島基地（仮称）に係る情報開示の在り方について、改善を求めるという趣旨においては、到底反対するものではありません。

しかし、この意見書案は、計画を着実に前に進めていることに感謝し、当議会として、自衛隊施設整備に賛意していることが盛り込まれており、この点が大きな問題点であると考えます。

そもそも、今年一月の改選時で施設整備に賛成六人、反対七人、中立一人という結果が民意です。新たな議員構成で開催された二、三回程度の議会の中で、この子々孫々まで影響が及ぶ馬毛島への軍事施設建設の是非について、議会内で十分な論議がされたと言えるでしょうか。

前回同様、今回の意見書案についても、島民の、市民の安全確保

を議論することもなく、軍事施設整備を賛辞することが、市民の負託に応えることではないと考えます。

また、市民が正確な情報を知り得るすべは、市議会議員によるものが大きいと、意見書提出の理由としていますが、先に市民から求められた説明会開催の要望を、賛成少数で否定している点でも市民の負託に応えるに堪えるとは言えません。

自らの行動をいま一度考慮していただきたいと申し添えて、反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） 議案第五六号、防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

この意見書が防衛省に求めている事項は、あくまでも馬毛島を行政区域内に持つ本市の議会に対し、各種計画等の新たな動きや状況について報道が先んじることがなきよう、適時適切に正確な説明を行うことを求める内容であり、これまでも市議会として要望してきたことを改めて求めるものであります。

市民が混乱しないよう、議会もまた、防衛省からの正確な情報を適時に収集し、それを市民に届ける責務を負う以上、当然の要望事項であると考え、もって、賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「五番 宇野裕未さん登壇」

○五番（宇野裕未さん） 議案第五六号に対しまして、委員長報告に反対の立場で討論いたします。

まず、この意見書の中で取上げられております自衛隊馬毛島基地（仮称）は、先日から南日本新聞でも特集が組まれ、連日これまでの経緯がまとめて紹介されておりましたとおり、長年、様々な問題により確定しなかった米軍による恒久的なFCLP訓練地としての施設整備が大前提にある施設でございます。

これまでも、そのことがどこか置き去りにされているような、そのような、ここ最近の様々な自治体の施設の誘致合戦等でございますが、やはりこの施設というものが、この大前提というところを抜きには語られないという点が大変重要であると考えております。

この米軍によるFCLP訓練が実際行われるようになると、恒久的な訓練ができる場所として、アメリカ軍が運用できる基地となります。現存する法律で、その運用に対して制限を設けたり、事故などがあつた場合の調査、そして、被害が出た場合の補償を求める法律もございません。現在の状況では到底その運用に対して多くの国民が不安を抱き、これまで実施された自治体住民からは、候補地に挙げた住民からは、反対の声が起り、そして、実際にこの訓練が行われている自治体周辺からは訴訟も起きている。そういった状況でございます。

この大前提の施設整備に対する説明と住民の理解が得られていな

いにも関わらず、そこを飛び越えて計画を着実に前に進めていただいていることに對し感謝申し上げますというのは、住民の不安や反対の声を無視しているということにならないでしょうか。

住民の声が拮抗している状況の中で、施設整備を進めることを前提とした説明を求めていくということには大変違和感がありますので、この意見書に対して反対といたします。

以上です。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画の説明を求める意見書案につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの討論でも申し上げましたが、国民の生命財産を守るためには、どうしても必要な施設になっているかと思えます。

今、アメリカのほうもバイデン政権のほうになりました。以前のトランプ政権より中国に対して甘いのではないか、そのような意見もございますが、議会のほうは、やはり中国の脅威を、中国共産党の脅威を身近に感じて、その手を緩めようとはしておりません。

そのような状況の中において、我々平和憲法、憲法に九条を頂く我が国日本としては、どうしても、アメリカとの日米安保条約を堅持し、評価し、進化していかなければならないわけであります。

この問題、ロン・ヤスの時代、本当に、レーガン、そして中曽根

総理、その時代からの問題ということが明らかにしたわけでありますが、その当時から、硫黄島のほうでは遠過ぎるということになっております。また、厚木やほかの地域では、騒音の問題。どこにおいても、無人島である硫黄島以外では解消出来なかった問題であるわけであります。

今回、数年の月日を費やしまして、馬毛島に土地を求め、買収をすることが出来ました。今、着々と調査のほうを進めている段階ではあります。馬毛島以外に、この西之表市、種子島の西之表市に、米軍基地、FCLP訓練を行うようなことになったり、また自衛隊機ができるとなれば、自衛隊基地は少し考えなければなりません。FCLP訓練が種子島西之表市で行われるとなれば、私自身も反対すると思います。せざるを得ないかと思えますが、しかしながら、今回は、西之表市より十一キロから十二キロ離れた馬毛島での問題であります。

今いる議員の皆さんでも、山口県の岩国基地や神奈川県厚木基地に視察に行かれた方も多いかと思われます。そういった事例の中では、十二キロ離れば騒音の問題はさほどしないのではないかと、というのが、大体の一致した意見ではないかと思われるわけでありま

す。隣の中種子町自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会のほうでも、このような報告は正式になされているところでもございます。

一方に、頭の真上を飛ぶジェット戦闘機の騒音を聞いて、さもその騒音がFCLP訓練の最中に、昼間も夜間も深夜にも、この西之表市上空で起きるのだというふうにおっしゃる方もいらっしゃると思いますが、それは事実ではございません。また、恒久基地になると言われておりますが、防衛省のほうはそういうふうの説明をし、米軍のほうもそのような考え方でございます。

しかしながら、基地の問題もそうですが、技術の問題も発展してまいります。これが恒久的なのかどうかというのは、これははっきりしないところでもあるわけであります。

ジェット戦闘機が空母から飛び立たなくてもいいような時代になるかもしれません。その必要がない、必要がなくなる、そういう時代にもなるかもしれないわけであります。

様々なことを考えてみますと、今、申し上げたことも、ほとんど議会のほうでは議論がされてきませんでした。先ほど反対討論者がおっしゃいましたように、議会で十分な議論がなされておりませんという話がございます。それは事実なのです。しかし、その前提が全く僕とは正反対であります。

八年前に選挙が行われ、西之表市議会議員の新しいメンバーが決まりました。そして二月かそこらのほうに臨時議会が行われ、その場か、三月議会かどちらか忘れましたが、そのときに反対のための決議がなされたわけであります。そのときに、三月議会であったと思うんですが、馬毛島の特別委員会をつくります。その目的の中

には「反対のための」という文言が入っております。私は初めから推進の立場ですから、特別委員会の中でも、反対する人は入らないほうがいいのではないかという様々な意見を聞いたわけでありませぬ。これはどういうことを意味するのでしょうか。

反対しなければ、特別委員会にも入れてもらえないような状況になりかねなかったわけでありませぬ。その事情は、先ほど反対討論された議員の方も、よくよく思い出していただければ、思い出せるかと思ひませぬ。

そのような自らの知っている事実を自分の都合のいいように、今も使われても困るといふのが私の印象でございます。

自らの行動を戒めてというならば、きつちりと八年前どうであったか、四年前どうであったか、この議会はどうかであったか。馬毛島特別委員会のほうは、反対の方がいつも委員長をされ、所管事務調査に行っても、反対の団体の方の説明を聞いたり、意見を聞いて、反対のための勉強会を行ったりしてござりました。本当にそれが、反対討論者がおっしゃるような十分な議論ができる特別委員会になり得たのでしょうか。

今、少し特別委員会の構成、議会の構成も変わりましたので、少し改善されようとしてござりますが、やはり十分な議論が必要でありませぬ。本当に、いいのか、悪いのか。馬毛島に自衛隊の基地FCLP訓練を造っていいのかどうか。

FCLP訓練を行う場所は、馬毛島しかほかにござりませぬ。外

国に求めるならいざ知らず、この国を守る国民の生命財産を守るためには、無人島である馬毛島しか、そして、有人島である種子島から適当な距離を持つ馬毛島しかないというのが現実であるかと思ひませぬ。そのことを見忘れて反対を訴えるのはどうなのか。

先ほど反対討論者がおっしゃったように、冷静になつて、日本の国防、国の専権事項である国防、外交、そして我々の専権事項とも言えるかもしれませぬ。身近な福祉や学校の教育の問題、子どもたちの問題、介護の問題。その身近な問題を解決するためにも、国が担う国防、国民の生命財産を守ることが大前提であります。我々の市民の生命財産を守るため、市民の生活を、豊かな生活を、日常の生活を守るためにも、この国が平和でなければなりません。そのため、このような意見書のほうも通過させていただいて、防衛省から十分な説明をいただきながら、賛成、反対、立場はいろいろ変わるかもしれませんが、どちらの立場にとつても、十分な議論を市民のために行わなければならない、そういうふうにする次第でございます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第五六号、防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

この意見書の趣旨は、馬毛島への基地建設計画を進めている防衛省に対し感謝申し上げるとまで述べる一方で、正確な情報を速やかに市議会に説明せよというものであります。説明不足を認識しながら、基地建設を進めるといふ矛盾が生じているのではないのでしょうか。

そもそもこの問題は、二〇一一年六月、ツー・プラス・ツーで、住民に何の説明もなく、馬毛島に恒久的なFCLPの訓練基地を建設すると明記されたことによるものであり、当時の市長をはじめ、住民の反対の声が上がるのは当然のことではないでしょうか。

このときにも、馬毛島基地（仮称）は、存在しておりません。これは後づけのものです。当初から住民の頭越しにこの問題は進められ、憲法に記されている平和に生きる権利を侵す重要問題ではないでしょうか。説明不足どころか、住民無視でこれまでも進めてきているのが実態です。

先ほども申しましたが、自衛隊基地建設は後づけです。

防衛省はその後も、私たちの税金百六十億円を馬毛島購入費用に充て、この重要な問題を国会にも諮らず、根拠も示していません。一説では、滑走路の整備費を上乗せしたものであるとの情報もあります。さらに、馬毛島近海のボーリング調査も住民無視で進めています。このことも当然、防衛省は地元住民に丁寧な説明をするべきであります。

基地建設を進める立場ではなく、住民として本当に誠心誠意、今

の状況を、議会として住民の納得のいく説明をせよと、こういうところこそ、私たち議会が求めていくことではないでしょうか。それこそ議会の存在意義があるのではないのでしょうか。

特別委員会で、基地建設に賛同している六議員は、そして、委員長は中立で当選いたしました。説明を不十分としながら、基地建設を受け入れることとなります。

万が一、馬毛島基地が出来たときの騒音被害や訓練時の部品の落下事故、日米地位協定による事件、事故が起こった時の責任は誰が取るのでしょうか。日本政府も今、取れない状況となっております。賛成議員も当然、責任取れるのでしょうか。

皆さん、当然、地位協定により、被害者は泣き寝入りとなる実情は、沖縄や米軍基地を抱えている自治体を見れば、明らかかなことではないでしょうか。このような不安があるからこそ、防衛省の丁寧な説明は不十分だと多くの市民から聞こえております。

この皆さんの意見書の中には、立場が違うとはいえ、防衛省の説明は不十分ということは同じではないでしょうか。防衛省は、地元の声を丁寧に聞く姿勢こそ求められています。これが実態です。

意見書では、西之表市議会は、馬毛島への自衛隊施設整備に賛意を示しているとも記されておりますが、委員会の議論は六対六と同数です。委員長判断で辛うじて賛成多数ですが、委員長は選挙時どころでもないとの立場でした。市民の認識は、このような認識だったのではないのでしょうか。委員長判断は拮抗している状況の中での

判断です。

皆さん、将来の子どもや孫、子々孫々までも影響する重大な問題であり、この意見書の自身は大変責任が重大であると考えます。

二元代表制の一つ、市議会では、賛成、反対ともに七人で同数であります。市長は、馬毛島基地建設は受け入れられないとの姿勢を示した市長を市民は選びました。これが真正正銘の民意です。住民の過半数は正確な説明をすべきと防衛省に求めております。同じように、基地建設に断固反対する立場でもあります。

今、世界は、核兵器廃絶をし、軍事拡大ではなく、平和に向かうという世界の流れです。

中国問題も出されました。中国問題で、日本は外交で平和を進めるべき議論を棚上げせず、中国と面と向かって外交交渉をする姿勢こそ、今、日本が取るべき姿勢ではないでしょうか。

世界の気候変動も重要です。

軍事費五兆四千億円もありません。

私たちの税金は、コロナ対策にこそ使って命を守れ。この声は今、日本中に渦巻いているのではないのでしょうか。

私たちの国民が、病院にも行けず、救急車に乗っても病院に搬送されない。こういう状況が今、日本の中で起こっております。赤ちゃん、おうちで生まれても、命が救えない。こういう日本の状況の中で、基地建設どころではありません。

平和に生きる権利、先ほどの賛成討論の方もおっしゃいました。

憲法九条を守る国でこそ、私たちは平和を守っていく。憲法九条を守り、国民の命を守ることにこそ、私たちの税金は使われるべきではないでしょうか。

自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を推進する立場からの意見書提出に、断固反対の立場からの討論といたします。

○議長（川村孝則君） 間もなく正午を迎えますが、引き続き、会議を続行いたします。

ほかに賛成討論ありませんか。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

議案第五六号、防衛省に自衛隊馬毛島基地（仮称）建設に伴う各種計画説明を求める意見書についてであります。

ただいま反対の方が言われましたけれども、誤解を招かないようにお願いをしたいわけですが、委員会では、六対六の可否同数であります。委員長は、委員会条例の十七条の一項で、賛成ということを選択ということになったわけです。

また、馬毛島対策の特別委員長については、中立で当選をされましたけれども、途中で、一般質問の中で賛成であるということをはつきり申し上げております。ですから、今の委員長は、賛成の立場であるということだけは誤解をしないようにしていただきたいと思っております。

それから、規則にのっとって、条例にのっとって、採択をされたものかどうかということでも十分理解をしていただきたいと思います。

様々反対の意見、賛成の意見出ましたけれども、今回のこの意見書については、先ほど趣旨を、感謝申し上げますというふうなことも言われましたが、それは間違いであると思います。趣旨は、議会に對して速やかに説明をしていただきたいと。また、新聞やテレビ等が先行して報道された場合にも、速やかに基地建設について説明をしていただきたいということでありますので、その趣旨を、しっかりと間違いないようにしていただきたい。

以上、賛成討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本件案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書二件については、それらの字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時十分頃より再開をいたします。

午後零時三分休憩

午後一時十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○議長（川村孝則君） ここで橋口美幸議員から発言を求められて

おりますので、これを許可いたします。

〔三番 橋口美幸さん登壇〕

○三番（橋口美幸さん） 先ほどの私の反対討論の中において、一部誤解を招くような発言がありました。

議事運営上、御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

△議案第五七号 西之表市副市長の選任について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第五七号、西之表市副市長の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

追加議案書、一ページをお開きください。

議案第五七号、西之表市副市長の選任についてであります。

中野哲男副市長が、令和三年九月三十日で任期満了となることから、後任に大平和男氏を選任いたしたく、地方自治法第百六十二条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西之表七六六〇番地三六、氏名、大平和男。履歴に關しましては、次のページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、西之表市議会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は、無記名投票により採決することに決しました。これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、西之表市議会会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 長 野 広 美 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 三 番 橋 口 美 幸 議 員

四 番 渡 辺 道 大 議 員

五 番 宇 野 裕 未 議 員

六 番 杉 為 昭 議 員

八 番 河 本 幸 男 議 員

九 番 濱 島 明 人 議 員

一〇番 下 川 和 博 議 員

一 一 番 遠 藤 建 次 郎 議 員

一 二 番 竹 下 秀 樹 議 員

一 三 番 田 添 辰 郎 議 員

一 四 番 橋 口 好 文 議 員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

西之表市議会会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十二票

反対一票

であります。

よって、議案第五七号、西之表市副市長の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第五八号 西之表市教育委員会教育長の任命について

○議長（川村孝則君） 次は日程第一五、議案第五八号、西之表市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。追加議案書、四ページをお開きください。

議案第五八号、西之表市教育委員会教育長の任命についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、西之表市教育委員会教育長を任命したいことから、議会の同

意を求めるものであります。

住所、鹿児島市牟礼岡一丁目二〇、一号、氏名、佐藤秀正。履歴に關しましては、次のページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は西之表市議会議規則第七十三条第一項の規定により、無

記名投票により採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同

意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び

賛否が明らかでない投票は、西之表市市議会会議規則第七十三条第

二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 長野 野 広 美 議員
- 二番 鮫 島 市 憲 議員
- 三番 橋 口 美 幸 議員
- 四番 渡 辺 道 大 議員
- 五番 宇 野 裕 未 議員
- 六番 杉 為 昭 議員
- 八番 河 本 幸 男 議員
- 九番 濱 島 明 人 議員
- 一〇番 下 川 和 博 議員
- 一一番 遠 藤 建 次 郎 議員
- 一二番 竹 下 秀 樹 議員
- 一三番 田 添 辰 郎 議員
- 一四番 橋 口 好 文 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたしま

す。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

西之表市議会会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十二票

反対一票

であります。

よって、議案第五八号、西之表市教育委員会教育長の任命については、これに同意することに決しました。

△議員派遣の件

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣

したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会において審査、調査中の事件につき、西之表市議会会議規則第百十一条の規定に基づき、継続審査、調査の申出がありました。

委員長申出のとおり継続審査、調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） 令和三年第三回市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議長をはじめ、議員の皆様には、感染対策に取り組みながら議会運営に御苦勞をされましたことに対しまして、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

九月十日に開会いたしました九月議会は、本日二十八日までの九日間、提出議案について熱心に御審議を賜りました。誠にありがとうございます。

また、今議会上程いたしました令和二年度会計の決算認定につきましては、決算特別委員会におきまして、今後、閉会中審査をいただくこととなります。御審議のほど、よろしく願います。本日の最終本会議では、副市長と教育長の人事案件の提案をし、御承認をいただきました。誠にありがとうございます。

退任される中野副市長におかれましては、これまでの四年間、市政発展のために、多大な御尽力をいただきました。これまでの功績に対しまして、満腔の敬意を添えて感謝申し上げます。今後は、新体制の下、議員の皆様からいただいた御意見や御指摘を真摯に受け止め、しっかりと地に足のついた市政運営を心がけてまいりたいと思います。

全国的にも、新型コロナウイルス新規感染者数は減少傾向にあります。本市においても、八月三十日以降、感染者が確認されてい

ない状況にあります。特に八月半ば、本市独自の非常事態宣言を発令して以降、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の大御協力の下、この状況を迎えているというふうに思っております。心より感謝を申し上げます。

ワクチン接種につきましては、希望する方々への集団接種が十月末日までに終了するめどが立てられたところであります。今後も感染症に対する強い警戒感を維持しつつ、一日も早く、安心して通常の生活に戻るよう、市民の皆様と一丸となつて、感染拡大防止に取り組んでまいりたいと思います。

最後になりますが、まだまだ暑い日が続きます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただき、市政発展のために御活動くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

△副市長挨拶

○議長（川村孝則君） 次に、中野副市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

中野副市長、演壇へどうぞ。

〔副市長 中野哲男君登壇〕

○副市長（中野哲男君） 議長のお許しをいただきまして、一言退任の御挨拶を申し上げます。

平成二十九年九月に議会の同意をいただき、副市長に選任をされ、今月末日で四年の任期を終えることとなりました。

もとより、内気な私が、副市長という重責を担ってこられたのも、市長をはじめ職員の皆様、議員の皆様、そして、多くの市民の皆様の御理解と御協力のたまものでございます。心より感謝を申し上げます。

さて、八板市政は二期目に入りましたが、困難な課題が山積をしております。

とりわけ喫緊の課題は、事態は日々変化をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と社会経済活動の両立でございます。

また、本市の将来を大きく左右する馬毛島問題、そのほかにも、高齢化、人口減少対策等多岐にわたり、避けては通れない課題ばかりでございます。

市民、行政、議会が思いを一にして当たらなければ解決することが困難な案件でございます。

八板市長を中心に、先頭に力を合わせていただきまして、市民の皆様が暮らしやすい、安心安全な西之表市を目指し、御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、皆様方の一層の御健勝と御多幸を、御祈念を申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

九月十日開会された本定例会は、これまでの定例会と違い、昨年から続くコロナ感染状況が、先月には全国的に第五波を迎え、本市でも先月、急激に感染者数が増え始め、また本県も同様に感染者数が増大し、その結果、国のまん延防止等重点措置の発令を受け、本市においても、市独自に非常事態宣言を発令した時期もありました。先月から本日に至る間、本県及び本市において徹底した感染予防対策を行ってきた結果、現在は本県及び本市とも感染状況は落ち着いた状況にあります。

本定例会は、こうした状況下の中で開会されたこともあり、本定例会の会期の短縮、本会議、委員会、一般質問等の時間短縮、また、傍聴者の自粛をお願いしてきたところでありました。

本日、無事閉会の運びとなりましたけれども、市民の皆さん、また、議員各位、理事者の皆さんの議会運営に対する御理解と御協力に、改めて感謝を申し上げます。

本定例会に上程された一般会計補正予算も、コロナ対策関連予算が中心でしたが、当局におかれては、引き続きコロナ感染予防対策の徹底をお願いし、一日も早く以前の市民生活に戻るよう、御尽力をお願いいたします。

あわせて、ワクチン接種も一時期は遅れも心配されましたが、十
月末で十二歳以上の接種希望者を完了する予定であり、計画どおり
完了することを願う次第です。

また、先ほど申し上げた定例会会期の短縮により、会期中に行つ
ていた決算委員会を閉会中に審査いただくことになりました。下川
委員長をはじめ、決算委員の皆さん、よろしく願いをいたします。

先ほど市長からも紹介がありました。退任の挨拶をいただきまし
た中野副市長におかれては、市役所入庁以来、課長職、副市長と
長年市政発展のために御尽力をいただいたことに、議会を代表し、
私からも御礼を申し上げます。今後は一市民として市政発展に御協
力をいただきますようお願いをいたします。

そして、後任として選任された大平副市長については、教育行政
から、今後は市政全般について市長の補佐役としてサポートしてい
ただくこととなりますが、市政発展のために御尽力いただきますよ
う期待をしております。

最後に、秋も深まり、従来は実りの秋と申しますが、コロナの影
響や、さつまいも基腐病の影響等で、従来の特産とは異なる現況で
す。一日も早く安定した市民生活を取り戻せるよう、今後も行政、
議会一体となって取り組む必要を感じます。議員、理事者各位、互
いに議論し、協力しながら、御尽力をいただきますようお願いをい
たします。

△閉 会

○議長（川村孝則君） 以上をもちまして、令和三年第三回西之表
市議定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後一時四十分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

八 番 議 員

九 番 議 員